

- 9月8日 9月定例会【白州町中央公民館】天然ガスパイプライン埋設事業についての協議。
研究活動中間報告（小宮山・佐野）
- 10月20日 10月定例会【須玉町コミュニティーセンター】年報・研究活動についての協議。
研究活動中間報告（秋山・竹田）
- 11月24日 11月定例会【明野村埋蔵文化財センター】担当者会の在り方についての話し合い。天然ガスパイプライン埋設事業についての協議。研究活動中間報告（山路・渡邊）
峡北土地改良事務所との事業調整会議【北巨摩合同庁舎】
- 11月27日 明野村寺前遺跡見学会＜写真5＞
- 11月30日 平成11年度市町村埋蔵文化財担当者会議【風土記の丘研修センター】
- 12月13日 12月定例会【韮崎市々民会館】峡北土地改良事務所との事業調整会議（11/24）・天然ガスパイプライン埋設事業についての会議（12/8）を終えての協議。年報・県外研修について協議。
研究活動中間報告（山下・杉本・川村）
- 1月19日 1月定例会【双葉町々民会館】年報・研究活動についての協議。研究活動中間報告（高須・閔間・内藤）
- 2月15日 山梨県市町村埋蔵文化財専門職員研修会【風土記の丘研修センター】
講演：和田勝彦（文化庁文化財保護部伝統文化課）『埋蔵文化財行政の現状と課題』
- 2月16日 2月定例会【武川村教育福祉センター】年報・研究活動についての協議。研究活動中間報告（平山・村松）
- 2月22日 県外研修Aコース＜写真6＞【長野県原村教育委員会・富士見町井戸尻考古館・長野県埋蔵文化財センター】各調査機関所蔵の平安時代土器の見学（参加者3名）
- 3月9・10日 県外研修Bコース＜写真7＞【（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団】
群馬県長野原町一本松遺跡・横壁中村遺跡出土縄文時代遺物の見学（参加者8名）
- 3月17日 県外研修Cコース＜写真8＞【群馬県太田市国史跡「金山城跡」】史跡整備に関する研修（参加者3名）
- 3月18日 県外研修Dコース【長野県佐久市教育委員会】佐久市教育委員会所蔵の平安時代土器の見学（参加者3名）
- 3月22日 3月定例会【風土記の丘研修センター】来年度事業計画についての協議。研究活動中間報告（高田・大山）
平成11年度第2回市町村教育委員会文化財保護関係課長・担当者会議

平成11年度研究活動中間報告タイトル

- 4月21日 山下孝司 『山梨県出土の八稜鏡について』 渡邊泰彦 『史跡谷戸城跡平成10年度調査の概要』
- 5月19日 杉本 充 『白州町内の地下式坑について』 高須秀樹 『中世の経塚と経筒について』
- 6月16日 閔間俊明 『古墳後期のカマド構造の個性（北巨摩郡内を中心に）前篇』
村松佳幸 『山梨県出土の磨製石鏡①』
- 7月21日 平山恵一 『山梨県内における縄文時代後期初頭の土器様相（研究の準備段階として）』
伊藤公明 『大泉村における縄文時代前期～中期初頭の集落の展開について』
- 8月25日 松田拓也 『中世都市甲斐府中の形成と変遷～城下町と門前町的集落の融合～』
- 9月8日 小宮山隆 『中世の竪穴遺構について2』
佐野 隆 『曾利式土器分布圏における墓域の特徴と変遷についての予察』
- 10月20日 秋山圭子 『蛇紋岩類製の磨製石斧の出土量について』
竹田眞人 『山梨県内における縄文時代中期後葉における葬法について』
- 11月24日 渡邊泰彦 『内黒土器について』 山路恭之助 『文化資源活用協会（NPO）について』
- 12月13日 山下孝司 『新府城と武田氏の築城技術』 杉本 充 『発掘調査報告書のデジタル化について』
川村智子 『造形文化にみる地域差と生産者集団～インドネシアの染織文化バティックを例に～』
- 1月19日 高須秀樹 『黄梅院跡』 内藤かおり 『大日川原遺跡（遺構編）』
閔間俊明 『白山城下の地名と地割り（武川筋武田村の検討）』
- 2月16日 平山恵一 『山梨県内出土の縄文中期末土器群の様相』
村松佳幸 『山梨県の石錘①－石錘の出土状況について－』
- 3月22日 高田賢治 『「砥沢砥」について』 大山祐喜 『明野と韮崎の神社について』



写真1 石原田北遺跡（長坂町）見学会



写真2 大日川原遺跡（明野村）見学会



写真3 石之坪遺跡（茨崎市）見学会



写真4 向原遺跡（武川村）体験発掘会



写真5 寺前遺跡（明野村）見学会



写真6 県外研修Aコース(長野県埋蔵文化財センター)



写真7 県外研修Bコース（群馬県埋蔵文化財調査事業団）



写真8 県外研修Cコース(群馬県国史跡「金山城跡」)

平成11年度北巨摩市町村文化財担当者会々計決算報告

収入の部

単位：円

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
前年度繰越金	0	0	0	
市町村負担金	100,000	100,000	0	10市町村×10,000円
年報発行負担金	500,000	500,000	0	10市町村×50,000円
その他の収入	100	163	63	預金利息
合計	600,100	600,163	63	

支出の部

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
事務局費	39,120	59,120	20,000	
通信費	37,120	58,479	21,359	切手代（通知・年報発送用）
事務費	2,000	641	△1,359	年報用地形図購入
事業費	60,000	40,000	△20,000	
見学会費	10,000	0	△10,000	
講師謝礼	10,000	0	△10,000	
研修会費	40,000	40,000	0	
年報印刷製本費	500,000	500,000	0	70部×10市町村
予備費	980	0	△980	
合計	600,100	599,120	△980	

収入決算額600,163円－支出決算額599,120円＝1,043円（次年度繰越）

北巨摩市町村文化財担当者会会則

- 第1条 本会は、北巨摩市町村文化財担当者会と称し、事務局を会長の定めるところにおく。
- 第2条 本会は、各市町村における文化財保護・研究・活用の推進のために、必要な研修を行うことと同時に文化財担当者相互の親睦を図り、北巨摩地区文化財行政の進展に資することをもって目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1)文化財調査成果を地域社会に還元するための各種行事の企画・運営。
 - (2)各市町村の文化財を素材とした月例の研究会の開催。
 - (3)先進地との交流および視察。
 - (4)各市町村単位で行う事業の相互援助。
 - (5)関係機関との文化財行政についての研究協議。
 - (6)関係機関との文化財調査についての研究協議。
- 第4条 本会は、各市町村教育委員会に勤務する文化財担当者および調査員をもって組織する。
- 第5条 本会に次の役員をおく。
 - 会長1名、副会長1名、事務局員2名、監事2名、参与3名
- 第6条 役員の選出は次のようにする。
 - (1)会長・副会長は、会員の中から会員の互選とする。
 - (2)事務局員は会長が委嘱する。
 - (3)監事は役員以外の会員の中から1名、北巨摩教育事務所から1名を選出する。
 - (4)参与は、山梨県教育庁学術文化財課長、北巨摩教育事務所長および北巨摩文化財審議会委員連絡協議会長をもって構成する。
- 第7条 役員の任期は1年とする。ただし、事務局員は2年とする。役員の再任にあたってはこれを妨げない。
- 第8条 会長は、会を統括するとともに外部に対して会を代表する。副会長は、会長を助け会長事故ある時は、これに代わる。事務局員は、庶務・会計にあたる。監事は、会計を監査する。
- 第9条 本会の経費は、各市町村負担金およびその他の収入をもってあてる。各年度の市町村負担金額は事業計画に準じて前年度に会員協議のうえ取り決める。
- 第10条 会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第11条 会計の処理については、年度末および必要に応じて会員に報告する。

付則

この会則は、平成7年4月1日から実施する。

II 研究活動報告

高根町内に分布する石造物について ——特に板碑を中心として——

高根町教育委員会 雨宮 正樹

1. はじめに

町内に指定文化財を含めて大小32基の板碑が、路傍・墓地・道祖神場・屋敷内に点在する。板碑はその形態から武藏系以下常陸・東北・畿内・阿波・九州の諸系列に分類することができるが、町内に見られるものは郡内地方に見られる武藏系とは異なり板碑としての形態のなかで若干の省略等が見られるものの、国中地方独自の板碑を構成している。現在報告されている板碑は、一部を除けばすべて中世の所産と思われ、中世の一地方史をうかがう上で貴重な遺構である。

2. 板碑の研究史

県内において板碑の研究は、植松又次氏・持田友宏氏・坂本美夫氏・佐藤勝広氏らにより積極的に集成、研究されている。特に持田友宏氏により県内全体のほぼ全貌が把握され、体系が区分された功績は大きいものがある。坂本美夫・佐藤勝広両氏は県内各地に散らばる未発表の研究を行い発表されている。このことにより、県内においてはほぼそろった感もあるが、すべてを掌握しているわけではなく、その性格上今後増加する傾向も見られなくもない。拙稿は、町内に対象をしづり紹介し、若干の考察を行いたい。

3. 板碑について

①寺院に伴うもの

・箕輪新町大蔵廃寺の名号板碑（1）

本板碑は、箕輪新町の集落北詰めの旧国道141号の西に位置する少林山大蔵廃寺境内に所在する。法量は高さ90cm、幅32cm、奥行18cmを測り、台座上に建立されている。銘文は、山形頂上部に円形が陰刻されその中に阿弥陀如来をさす梵字（キリーク）、胴部には三行にわたって刻字されている。中央部には「南無阿弥陀佛」、右側には年号である「長禄二年」（1458）、左側には月日である「十月七日」と読むことができる。この板碑は、これらの要素から町の文化財に指定されている。

・箕輪養福寺の日月・六地蔵板碑（2・3）

両板碑は、箕輪海道の集落内の旧国道141号沿に位置する箕輪山養福寺の山道脇に所在する。

日月板碑の法量は、山形は欠損するものの高さ43cm、幅22cm、奥行11cmを測り、台座上に建立されている。条線直下に直径9cmの日月が刻まれている。

六地蔵を陽刻した板碑と思われるものがある。板碑の特徴である山形や二条線を含む上部半分は消失しており、現存部分の法量は高さ42cm、幅30cm、奥行12cmを測り、地蔵6体を2段に3体づつ半肉彫りし、台座上に建立されている。地蔵一体ごとの大きさは高さ15cm、幅6cmを測る。全体の造作から板碑と判断したが、今後の集成を待ちたい。

・上黒沢大蔵寺の名号板碑（4）

本板碑は、国道141号沿いの須玉町若神子新町交差点から西に向かう県道須玉八ヶ岳公園線を4kmほど進ん



第1図 板碑・中世城館址・五輪塔出土遺跡分布図

だ、道路右側の一段高い丘陵上に位置する黒沢山大藏寺庫裏の歴代住職の墓地内に所在する。法量は高さ66cm、幅28cm、奥行17cmを測り、台座上に建立されている。銘文は、山形頂上部に円形が陰刻されその中に阿弥陀如来をさす梵字(キリーク)、胴部には三行にわたって刻字されている。中央部には「南無阿弥陀佛」、右側には「日光勢至」、左側には年号である「文明十三年」(1481)と読むことができる。

・村山西割赤羽根の名号板碑 (5)

本板碑は、高根町役場より西に約2kmほど離れた、道路左側の公民館敷地内に所在する。この一角は現在公民館として利用されているが、周囲にある石造物等から寺院があったことが予想される。法量は高さ98cm、幅35cm、奥行20cmを測り、台座上に建立されている。銘文は、山形頂上部に円形が陰刻されその中に阿弥陀如来をさす梵字(キリーク)、その下には二条線と額部を設け、碑面中央部の上部に阿弥陀三尊を表す種子(キリーク・サ・サク)が陰刻され、その下に「南無阿弥陀佛」が、下方台座に接した根部には蓮座が彫り込まれている。

・箕輪中尾根の地蔵陽刻板碑 (6)

本板碑は今回初めて報告するものであり、高根町立東小学校より南に約1.5km程離れた、道路右側の公民館裏に所在する。この一角は現在公民館として利用されているが、周囲にある石造物等から寺院があったことが予想される。法量は高さ54cm、幅は上部で30cm、真中で33cm、下部で31.5cm、奥行14cmを測り、船形をし、地中に下半身が埋没した状況で発見された。山形頂上部は乳頭状にわずかではあるが飛び出しており、二条線は山なりに線刻されている。碑面真中には山形になるように龕を彫り込み、地蔵尊を半肉彫りしている。

・箕輪中尾根所在の月待ち板碑 (7)

本板碑は、高根町立東小学校より南に約1.5kmほど離れた、道路右側のゲートボール場の西側に東面して所在する。上記の板碑との距離は、直線距離で200mほど離れている。

法量は高さ70cm、幅は35cm、奥行24cmを測り、台座上にコンクリートにより固定されている。山形は内側に若干内湾し、下部に幅10cmの額を設け、二条線を上方に線刻している。額直下に直径10cmの月輪を線刻し、中に梵字を、下方に銘文を刻んでいるが、最初の1文字がわかるのみである。刻まれている文字は、その画数などから「月」、その続きには3ないし4文字があると思われる。このことから、月輪の中に刻まれている梵字は「サク」と思われる。

・光村寺日月・地蔵板碑 (8・9・10)

三板碑は、高根町役場より北に約1kmほど離れた、道路北側の尾根上に所在する日向山光村寺裏の参道脇及び北側の個人墓地内に所在する。

墓地内に所在するものは、山形部がごくわずかに見え、二条線も下の線は明確にわかるものの上の線は不明瞭である。現状の法量は高さ34.5cm、幅は上部で18cm、下部で21cm、奥行7cmを測る小型のものである。二条線下部に直径5cmの日月を線刻している。

北の参道脇にある灯籠の笠の上に所在し、上部半分は消滅している。現状の法量は高さ21cm、幅は上部で21cm、下部で18cm、奥行5cmを測る。碑面には高さ20cm、幅8cmの地蔵立像を陽刻している。

上記の道を挟んだところに非常に小型の板碑が所在する。山形部は磨滅等により確認できないが、現状の

法量は高さ23cm、幅は16cm、奥行は上部で6.5cm、下部で10.5cmを測る。碑面全体に地蔵尊が半肉彫りされているようであるが判明できない。

②神社に伴うもの

- ・村山西割熱那神社の日月板碑（11）

本板碑は、高根町役場より南西に約1.5kmほど離れた、道路右側の熱那神社本殿脇に所在し、現存する法量は高さ48cm、幅28cm、奥行12cmを測る。上部に直径5cmの日輪と直径8cmの月輪を線刻している。下部には6cm程度の柄が付き、全体の造作から板碑と判断した。

③墓地に伴うもの

- ・東井出東村の個人墓地内日月板碑（12）

本板碑は、国道141号沿いの長沢交差点から西に向かう県道長沢小淵沢線を2kmほど進んだ、道路右側尾根上に造られている東井出東村の墓地に所在し、法量は高さ30cm、幅22cm、奥行7.5cmを測り、直径5cmの日月を刻んだものである。

- ・東井出西村の個人墓地内日月板碑（13）

本板碑は、国道141号沿いの長沢交差点から西に向かう県道長沢小淵沢線を2.5kmほど進んだ、尾根上に造られている東井出西村の墓地に所在し、法量は高さ45cm、幅22cm、奥行13cmを測り、条線直下に直径8cm日月を刻んでいる。本体中央部に三行にわたって、文字が刻まれている。右より判読できる文字は一字であるが「墓」？、中央には「由井半之丞」、左には「大永甲申二月」（大永四年＝1524）と判読できる。

- ・村山北割八ツ牛の個人墓地（14）

本板碑は、高根町役場より北に約1kmほど離れた、道路左側の尾根上に造られた個人墓地の石組中より発見された。板碑の断片と思われ、柄を伴う基部部分にあたり、現存する法量は高さ21cm、幅23cm、奥行12cmを測る。当初ここに安置されていたものではなく、すでに破壊され、墓域を構成する石材の一部として使用されたものと思われる。残欠の下部には2.5cm程度の柄が付き、全体の造作から板碑と判断した。

- ・横森前墓地所在の地蔵陽刻・六地蔵板碑（15・16）

本板碑は、旧国道141号と箕輪バイパスとの間にはさまれた、箕輪新町交差点から西へ約0.5kmほど進んだ、道路左側尾根上に造られている横森の共同墓地内の石造物が集められた中に所在する。

地蔵陽刻板碑の法量は高さ46cm、幅25cm、奥行13cmを測り、二条線直下に直径6cmから10cmの日月を線刻している。碑面に蓮の花弁状の龕を設け、地蔵尊を半肉彫りしている。

六地蔵板碑の法量は高さ64cm、幅は上部で36cm、下部で42cm、奥行は上部で11.5cm、真中で13cm、下部で16cmを測り、上部1/3のところで逆くの字状に屈曲している。碑面にやや背が高いかまぼこ状の龕部を設け、地蔵6体を2段に3体づつ半肉彫りしている。地蔵1体の大きさは、高さ16cm、幅5cmを測る。全体の造作から板碑と判断したが、今後の集成を待ちたい。

・箕輪堤の個人墓地内の地蔵陽刻板碑 2面 (17・18)

本板碑は、高根町立東小学校より南へ約1.5kmほど離れた、久保公会堂前の共同墓地内の個人墓地参道の両脇に近世の石碑と混ざって2面あり、いずれも東面し台座上に建てられている。

参道南側に所在する板碑の法量は、高さ54cm、幅は25cm、奥行は上部で10cm、下部で13cmを測り、碑面上部二条線直下に直径9cmの日月を線刻している。下部に蓮の葉状の龕部を設け、その内側に高さ21.5cm、幅9cmの地蔵を半肉彫りしているが、その他の銘文は見られない。

参道北側に所在する板碑の法量は、高さ52cm、幅は26cm、奥行は上部で9cm、下部で13cmを測り、碑面上部二条線直下に直径9cmの日月を線刻している。下部に蓮の葉状の龕部を設け、その内側に高さ21.5cm、幅9cmの地蔵を半肉彫りしているが、その他の銘文は見られない。

2基とも同じような状態で、碑面ほぼ中央部から上下に割れており、著しく破損している。これは石材によるものかと思われるが、比熱を受けたようにも思われる。このことから、元来2基一対で所在したと思われ、墓所の改装に伴い石碑を移動したことにより別々になったものと思われる。

・下藏原の集団墓地内地蔵陽刻板碑 (19)

本板碑は、国道141号沿いの須玉町若神子新町交差点から西に向かう町道西割小池藏原線を1.5kmほど進んだ、道路右側の一段高い丘陵上に位置する藏原の集団墓地内に東面して所在する。法量は高さ54cm、幅は上部で20cm、下部で23.5cm、奥行は上部で10cm、下部で14cmを測り、側面はやや内側に湾曲するような状況で、碑面上部中央に直径8cmの日輪、下部に地蔵を陽刻しているが、その他の銘文は見られない。

・村山西割熱那神社脇個人墓地内日月板碑 (20)

本板碑は、高根町役場より南西に約1.5kmほど離れた、道路右側の熱那神社境内を挟んだ東側の個人墓地に西面して所在する。法量は高さ49cm、幅は上部で22.5cm、真中で26.5cm、下部で27cm、奥行は上部で10cm、下部で13cmを測り、二条線は両側面まで回り込み、条線直下に日月を刻んでおり、日輪は直径5cmの陰刻、月輪は直径5cmの線刻となっており、その他の銘文は見られない。

・小池の墓地内日月板碑 (21)

本板碑は今回初めて報告するものであり、高根町立高根西小学校より南へ約1kmほど離れた小池公民館西の、道路右側に東面して所在する。法量は高さ49cm、幅は上部で25cm、下部で27cm、奥行は上部で15cm、下部で8cmを測り、条線下部より方形に掘りくぼめ、碑面上部左に直径8cmの月輪、右に直径6cmの日輪を線刻し、条線1本が両側面まで刻まれている。その他の銘文は見られない。

・村山西割長南個人墓地内日月板碑 (22)

本板碑は今回初めて報告するものであり、高根町立中学校より西に約1kmほど離れた、道路左側の個人墓地内に東面して所在する。法量は高さ50cm、幅は上部で27cm、下部で25.5cm、奥行は10cmを測り、直径5cmの日月を刻んでおり、その他の銘文は見られない。

・上藏原個人墓地内地蔵板碑 (23)

本板碑は今回初めて報告するものであり、高根町立中学校より南に約1kmほど離れた、上藏原墓址の個人

墓地内に東面して所在する。法量は高さ23.5cm、幅は上部で11.5cm、中央部で12.5cm、下部で13cm、奥行は上部で4.5cm、中央部で7cm、下部で7.5cmを測り、下部全体を使って地蔵を陽刻している。その他の銘文は見られない。

④屋敷内に所在するもの

・長沢輿水氏宅地内日待ち板碑（24）

本板碑は、現国道141号と旧佐久往還が交差、県道長沢小淵沢線の交差点ともなっている、東に所在する輿水氏宅地内の山の斜面にある屋敷墓地に安置されている。法量は高さ41cm、幅22cm、奥行10cmを測り、側面は緩やかに弓に張り出している。碑面上部には直径約8cmの日輪を線刻しているが、その他の銘文は見られない。

・箕輪中尾根三井氏宅地内日月板碑（25）

本板碑は、国道141号沿いの建部神社より西に約0.8kmほど離れた中尾根地区の三井氏の畠中に南面して所在する。法量は高さ46cm、幅は二条線部で26cm、下部で22cm、奥行は10cmを測る。二条線の上は表面のみ、下は両側面まで回り込んでいる。二条線直下に日輪は直径5cm、月輪は直径10cmを線刻しているが、その他の銘文は見られない。この板碑と一緒に庚申塔も建立されていることから庚申信仰によるものかもしれない。

⑤城館址等に伴うもの

・村山北割社口旭山山林中所在の日月板碑（26）

本板碑は今回初めて報告するものであり、高根町総合グラウンド北の山林内に所在する。法量は高さ58cm、幅は上部で24cm、真中で25cm、下部で26cm、奥行は上部で11.5cm、真中で12.5cm、下部で13cmを測り、自然石の上に建立されている。山形は若干変形しており、二条線を線刻している。条線直下に直径7cmの日月を、その間に逆三角形を線刻している。碑は左右対称ではなく、ゆがんだような状態である。

この板碑が所在する所は、朝日山墨跡が所在する朝日山の麓である。現存する墨跡の構築年代は、天正壬午の乱の頃と推定されているが、具体的な調査が行われていないことから、構築年代は不明である。しかし、昭和59年に圃場整備事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査を旭東久保遺跡として調査を行ったところ、上限を15世紀代に求められる青磁器が掘立柱建物址群柱穴覆土中より出土し、この西に所在する小高い丘陵上から年代は特定できないもののカワラケ4点が埋納されたかのような状況で出土したと伝えられている。現況では土墨等は確認されないものの、中世の館跡が存在したと推定される。

・村山北割於小路地蔵陽刻板碑（27）

本板碑は、高根町役場より北に0.2kmほど離れた、於小路公民館南のクランクに交差する道路際に南面して所在する。上部は欠損しているが、造作により板碑と判断した。法量は高さ33cm、幅は上部で21cm、下部で20cm、中央で23cm、奥行は上部で8cm、下部で10cmを測り、台座上に建立されている。この状況から中央部が緩やかにふくらんだ船形をしている。碑面全体を堀りくぼめ高さ33cm、幅11.5cmを測る地蔵を陽刻している。

この於小路公民館を含む一帯は、日向大和守の屋敷跡として言い伝えられている。

⑥村の辻等の路傍にあるもの

・横森苗敷神社前辻所在日月板碑（28）

本板碑は、箕輪バイパスと県道高根長坂線の交差点より南へ約1kmほど離れた農道との交差点の道路際に南面して所在する。山形は独立したような状況で造られており、山形には輪郭線を兼ねて二条線が線刻されている。直径9cmの日月をはさんでその下部にも二条線が線刻されている。法量は高さ64cm、幅は上部で29cm、下部で27cm、奥行は上部で15cm、下部で13cmを測る。

・村山東割上の反の辻所在日月板碑（29）

本板碑は、高根町立高根中学校より南東に0.5kmほど離れた、紺屋上の反公民館南の交差点西に東面して所在する。上部は欠損しているが、造作により板碑と判断した。法量は高さ63cm、幅は30cm、奥行は16cmを測る。直径9cmの日月を挟んでその下部にも二条線が線刻されている。

・堤組所有地の地蔵・日月板碑（30・31・32）

本板碑は、高根町役場より北東方向に約2kmほど離れた、堤組所有地の自然石の上に南面して三碑所在する。地蔵板碑の法量は高さ39cm、幅は上部で21cm、下部で24cm、奥行は上部で7cm、下部で12cmを測り、山形ではなく円形に整形されている。碑面上部には直径7cmの日月が連結するように線刻されている。下部には高さ26.5cm、幅18cmの地蔵を陽刻している。

東側に所在する日月板碑は高さ40cm、幅30cm、奥行は上部で4cm下部で17cmを測り、将棋の駒形をしている。二条線直下に直径8cmの日月を線刻しているが、その他の銘文は見られない。

西側に所在する日月板碑は高さ45cm、幅は上部で32cm、下部で24cm、奥行は15cmを測る、野球のベース板のような形をしている。碑面は非常に荒れており、わずかではあるが直径12cmの日月を陰刻しているが、その他の銘文は見られない。

4. 高根町内の様相について

現在町内で確認されている板碑は25ヵ所32基を数え、碑面に刻まれている造塔主旨は、様々なものがうかがえる。これらの中で多く見受けられるものとして日待ち・月待ち信仰がある。これに該当する板碑は月待ち・日待ちの単独板碑を含めると15基を数え、地蔵尊が陽刻されたものは、六地蔵を含めて12基（内六地蔵は2基）確認され、名号にいたっては3基を数えるのみである。一概に基数の多さで信仰の多さを判断するわけにはいかないが、いかに信仰が多様化していたかをうかがい知ることができる。

5. 年代幅

紀年銘が刻まれているものは3基存在し、年号の古い順で並べると箕輪新町の大蔵寺に所在する「長禄二年」(1458) の名号板碑、上黒沢の大蔵寺に所在する「文明十三年」(1481) の名号板碑、東井出西村墓地内に所在する日月板碑の「大永甲申」(1524) となる。その他については、紀年銘がなく推定の範囲を出ないが、村山西割の赤羽根公民館前に所在する名号板碑は、箕輪新町大蔵寺の名号板碑と上黒沢の大蔵寺名号板碑の例などから15世紀後半代に位置するものではないかと思われる。

持田友宏氏によれば県内でみられる地蔵板碑のなかで年代の判定できるものは、永正6年(1509)と永禄2年(1559)の2基があり、16世紀の所産であることから町内にみられる地蔵板碑のほとんどがこのなかに

含まれるものであろう。

町内に比較的多くみられる日月板碑のほとんどが高さ60cm以下の比較的小型化したもので、地元で産出する安山岩製であることなどから民間信仰が盛んに行われる年代が想定されよう。前述した東井出西村墓地内に所在する日月板碑は大永年間に造立されていることから、このあたりを上限として中世末か近世初頭まで造られていたのかもしれない。

6. 考 察

以上確認されている板碑について個々にその特徴等を述べてきたが、これらが建てられている個所及び近隣の状況について若干述べてみたい。

特に東井出のものについては、この近隣に館跡の存在が指摘できる。平成7年に県営圃場整備事業に先立つ埋蔵文化財の発掘調査を行ったところ、板碑の所在地より南に0.5kmほど離れた地点において、地下式土壌を5基確認している。このときの調査においては、南北に延びる尾根上のごくわずかな面積ではあったが、調査区内の一角にまとまって地下式土壌が検出され、さらに北に延びるような状況であったことから、主体は現在住宅が建てられている場所であることが推察される。このような館跡の存在を指摘できる板碑としては、堤・村山東割上の反・村山北割於小路・八ッ牛・旭・箕輪堤などが列挙できる。

高根町誌通史編並びに山梨県の城館址等によれば町内に21カ個所の城館址等の分布が見られる。これらはいずれも甲信国境の警備隊として活躍した津金衆・小尾衆・小池衆・武川衆等のように、近世になってその存在が明らかになった地域限定的な土豪層の武士集団の居館と思われる。

藏原地内より天文21年の年号が刻まれた経筒が経塚と思われる塚より1点出土している。この経筒は金銅製であり蓋には葡萄の模様があり、経筒側面に34文字が陰刻されている。文面は上部に梵字（キリーグ）を刻み「十羅刹女 甲州住侶中村 奉納大乘妙典六十六部聖 三十番神 天文二十一年今月」とあり、この塚の近くには中村氏の墓地があり、そのなかの五輪塔には高野山成慶院に所在する武田家過去帳に記載のある「授林道傳禪門 逸見藏原 中村右近丞 榮富妙繁信女 甲州逸見藏原 中村右近丞 内方」と刻まれている。この塔はいずれも逆修で現世利益等を祈願するために建てられたものであり、経筒と五輪塔の人物は同一人物であろう。

この中村右近丞とはいかなる人物であったのか。武田家の過去帳に記載されていることから、武田氏とは因縁浅からぬ人物であり、逸見と記述されていることから、高根町を含むいわゆる逸見一帯を掌握していた人物であろう。

高根町指定文化財として「坂本清三郎宛書簡」がある。この書簡は、差出人 昌光（清水太郎左衛門尉昌光）が、受取人 坂本清三郎に出したものである。

この書簡は（昌光）なる人物が、坂本清三郎宛にこれまでの（坂本清三郎の）（昌光）に対する協力に感謝し、（昌光が）村山の主になったならば、（坂本清三郎）に一騎前の宛行をすることを約束したものである。これについては、『甲斐国志』巻之百十二士庶部第十一に取り上げられており、『甲斐国志』の解釈には2つのミスがあると思われる。その1つは干支を寛永15年（1638）としていること、2つは文書の発信人を「昌元」と読み違え、日向氏縁の人物と見ていることである。

文面から干支（戊寅）は「我ら村山の主に罷成候ハハ」等の文言から寛永年間とは考えられず、武田氏滅亡前後でなければならないし、文書の主は「昌元」ではなく「昌光」であることは原書により明瞭である。

そして「昌光」は津金衆の中の「清水太郎左衛門尉昌光」であろうと考えられる。

信仰の一つの例として、高根町指定文化財のなかに「今川氏朱印過書」がある。これは、天文22年に伊勢神宮参拝の一行に駿河国主今川義元が駿河遠江三河三国の関所渡し船等の通行を保証したものであり、当時より伊勢信仰が盛んに行われていたことを示す資料である。

以上中世の古文書より町内在住の有力な土豪層や一部の信仰をあげたが、この他にも油井氏・植松氏・小宮山氏等が生活の拠点をこの八ヶ岳南麓においていたことは、確証は少ないものの、裏付けを中世に根源を持つ板碑に求めたい。しかしながら、露天にさらされたり、次代の人々により削り取られたり、追刻されたりできる石造物の性格上、鵜呑みにできないところもあるが、中世を考察する上で貴重な資料であることは変わりはない。

今回は、高根町内でもごく小範囲にしづつと小稿をまとめてみたが、資料把握の未熟さは否めない。今後さらに集成・精査を行い、基数の増加を図りより一層精度を高くし、失われた中世史の一端でも垣間見れればと思う。

【引用・参考文献】

- 服部清道 1972 『板碑概説』角川書店
小沢国平 1973 『板碑入門』日本史研究入門叢書 隣人社版
石田茂作監修 1976 『新版仏教考古学講座』第3巻 塔・塔婆 雄山閣
植松又次 1977 『甲斐の石造美術』山梨郷土研究会
佐藤勝廣 1978 「甲斐の板碑（その2）国中地方の地蔵陽刻板碑」『丘陵』第6号
坂詰秀一編 1982 『板碑研究入門』考古学ライブラリー12 ニュー・サイエンス社
坂詰秀一編 1983 『板碑の総合研究』1 総論編 柏書房
坂詰秀一編 1983 『板碑の総合研究』2 地域編 柏書房
高根町 1984 『高根町誌』民間信仰と石造物編
持田友宏 1988 『甲斐国の板碑』1 郡内地方の基礎調査 クリオ
高根町 1989・1990 『高根町誌』通史編 上・下巻
佐藤勝廣 1991 「峡北地域に分布する日月を刻む板碑について—特に小淵沢町・長坂町・須玉町・明野村・武川村を中心にして—」『山梨県考古学協会誌』第4号
持田友宏 1992 『甲斐国の板碑』2 国中地方の基礎調査 クリオ
坂本美夫 1993 「山梨県における月待信仰について—特に石造物の展開を中心として—」『研究紀要』9 山梨県立考古博物館 山梨県埋蔵文化財センター
磯貝正義監修 1995 『山梨県の地名』日本歴史地名体系19 平凡社
雨宮正樹 1998 『八ヶ岳考古』 平成9年度年報 北巨摩市町村文化財担当者会
坂本美夫 1999 「山梨県における月待信仰について」『研究紀要』15 山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター
坂本美夫 1999 「高根町東井出墓地所在の日月板碑と油井氏」『山梨考古学論集』IV 山梨県考古学協会20周年記念論文集
坂本美夫 1999 『横森・横森前遺跡』—国道141号（箕輪バイパス）建設に伴う発掘調査報告書—山梨県教育委員会・山梨県土木部
能代幸和・網倉邦生 1999 『横森赤台（東下）遺跡』—国道141号（箕輪バイパス）建設に伴う発掘調査報告書—山梨県教育委員会・山梨県土木部

脱稿後、極小の板碑については、石廟の中に納める石碑であり、大きい意味でいえば板碑となるものであるとの御教示をいただいた。今後検討を要するものであろう。

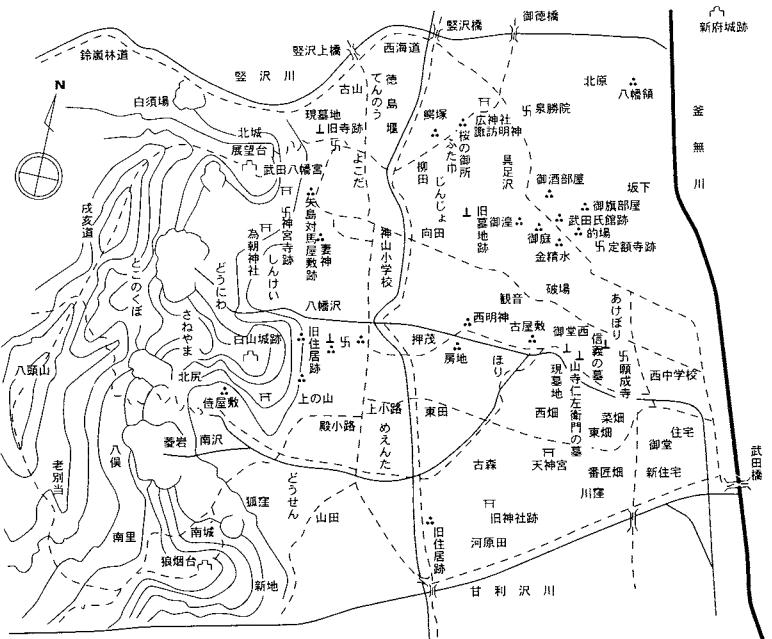
中・近世村落景観復元への一試論 —甲州武川筋武田村の地名と地割りの検討—

葦崎市教育委員会 閨間 俊明

1. はじめに

地名や地割りでどこまで歴史的な景観を復元できるのか。これまでに多くの研究がなされ、一定の成果を挙げてきたといえよう⁽¹⁾。今回取り扱う武田村は山梨県韮崎市に所在する。釜無川の右岸にあり、当地には武田信義館跡が存在するという伝承もある。また、その周辺には白山城跡や武田八幡宮をはじめとする史跡も数多く所在している。白山城に関しては、平成9から10年度にかけて学術調査が行われた。その中で、筆者は白山城下の北宮地と鍋山の地名と地割りの検討を行い、寛文4年時の地名の示す地の推定を行った（閑間・秋山1999、以下旧稿とする）⁽²⁾。旧稿の検討により北宮地と武田の境界周辺に地蔵屋敷・家の前・屋敷うら・屋敷の内・かくえん屋敷など屋敷に関連する地名が、詳細な地点は不明なものまとまりをもって存在していることを指摘しておいた。

また、韮崎市立神山公民館が伝承とともに作製した「神山町付近の名所・旧蹟分布図」にも、武田村に的場御旗部屋・御酒部屋などの地名が記され、当地が特別な地として扱われていることがわかる（第1図）。しかしながら旧稿では武田村の地名・地割り等については、検討を加えることができなかった。そこで本稿において旧稿の補足も兼ねて、武田村について検討していくこととする。



第1図 神山町付近の名所・旧蹟分布図(垂崎市立神山公民館1993を再トレース)

2. 武田村の地名

ここでは旧稿の手法を踏襲して、寛文4年の『甲州武川筋武田村御検地水帳』の地名と現在の小字名および聞き取りにより得られた地名などを参考にして寛文4年時の地名の指す場所を推定していく⁽³⁾。

①現在の武田の地名（第2図）

まず、寛文四年の検地帳を検討する前に、現在の武田の小字名について触れておきたい。現在、武田には「西海戸」・「林崎」・「道北」・「南反保」・「新田」・「上北原」・「下北原」・「東畠」・「立沢」・「坂下」以上10の小字名がある。これらの区分は以下に示すものを境界としているようである。

西海戸：「武田」の最西端の地域であり、比較的緩やかな傾斜地であり一部に平坦部も見受けられる。豊沢を挟んで反対側には水上の集落が存在する。東側は「北宮地」の「古山」と接する。東側は徳島堰を境にして「林崎」と接している。

林崎：「西海戸」の東側で徳島堰より下方に位置する。「西海戸」とは明瞭な段差があるが、これは徳島堰

の造営に関連するものと考えられ、本来「西海戸」との傾斜はそのまま続いているものと考えられる。「新田」との境界は旭バイパスによるものである。また、北東隅には諏訪神社が所在する。

道 北：豎沢と「林崎」の間に位置する。その名前のとおり「林崎」と「道北」との間を通る道の北側に位置し、その名の由来をうかがい知ることができる。

南反保：北宮地村に接する比較的広い範囲である。「林崎」・「新田」・「東畠」と接しており、その境界は具足沢によるものである。

新 田：「林崎」の下方で旭バイパスを境界としている。「林崎」と「道北」の境界となる道の延長が北側に走り、その道沿いに屋敷地が存在する。

上北原：「新田」と道を挟んで北側の地域である。一部に川原が含まれておりその境には道が走る。泉勝院を取り囲むように屋敷地が存在する。

下北原：名前のとおり「上北原」よりも下流の地域を示している。やはり新道に面して屋敷地が所在する。なお、この部分の道は最も新しく作られた道であることから、この道沿いの屋敷地も新しいものといえる。

東 畠：「下北原」・「新田」・「東畠」・「坂下」に囲まれた地域である。「新田」・「上北原」・「下北原」に存在する屋敷地とは別の屋敷地のまとまりが認められる。

立 沢：豎沢が釜無川に流れ込む河口付近の川原部分である。

坂 下：釜無川の川原である。「坂下」・「立沢」以外の地域はこれらの地域よりも段丘面が一段高い。

以上のように現在の小字の境界は、自然地形的なものと人工的な構造物との2種類により境界が決められているようである⁽⁴⁾。

②検地水帳（寛文4年）に見る武田の地名（第2図・第2～4表）

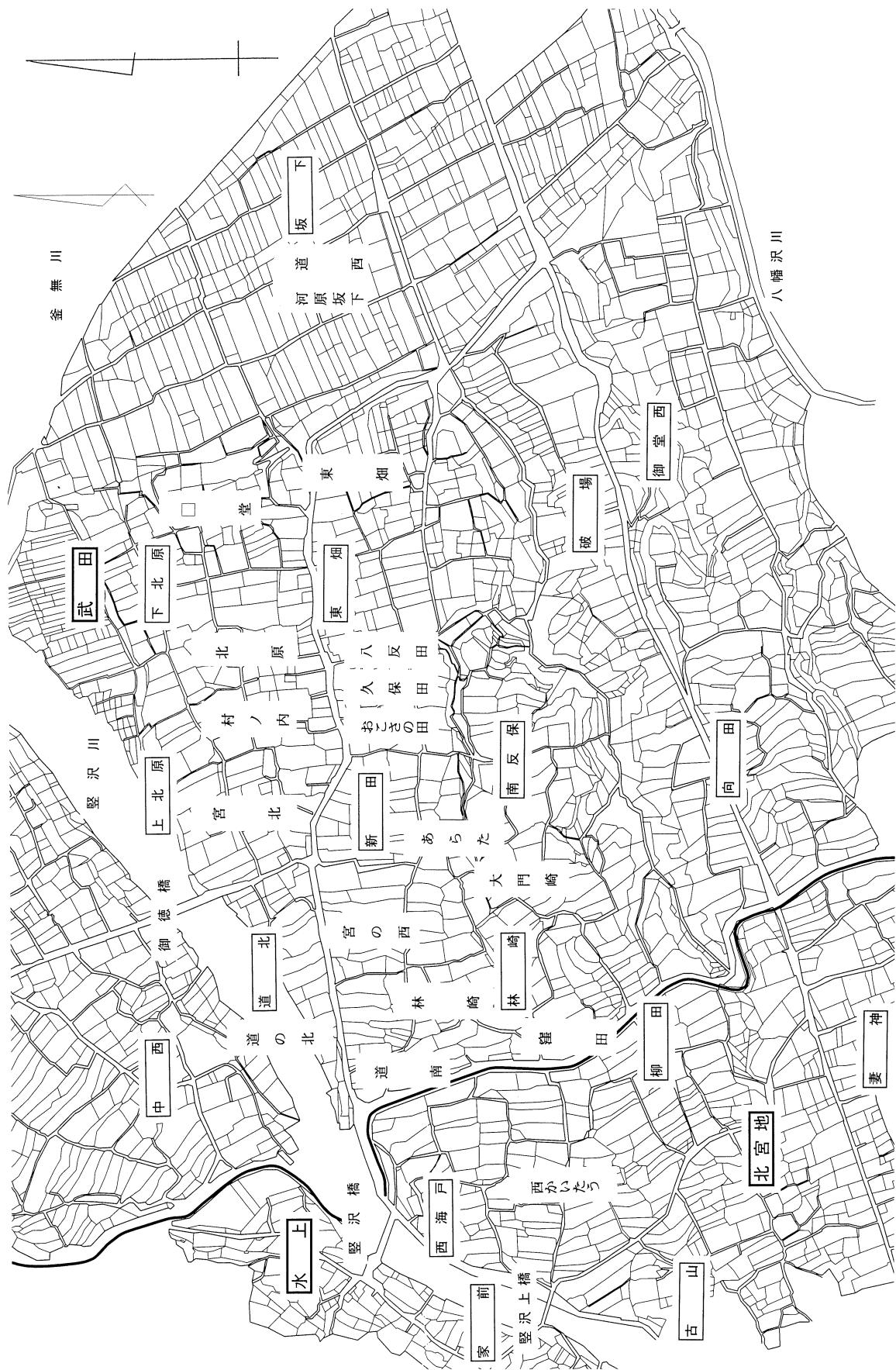
武田には寛文4年8月1日から2日にかけて検地が行なわれている。その結果が『甲州武川筋武田村御検地水帳』に記載されている（第2～4表）。その中には地名として「西かいたう」・「道南」・「窪田」・「林崎」・「道の北」・「宮の西」・「大門崎」・「あらた」・「おこさの田」・「久保田」・「八反田」・「東畠」・「北原」・「河原坂下」・「道西」・「□堂」・「宮北」・「村ノ内」以上18個が記載されている。これらの地名を現存する小字名と比較しながら消滅してしまった地名の示す土地を以下に推定していく。

8月1日に「西かいたう」「西海道」から検地を開始している。北宮地村の検地時にも「西かいと」があり現在も「西海戸」という小字が存在することから、武田村のなかでも一番山側の地域を指すのであろう。そして、豎沢を渡るとそこには水上の集落がひろがる。また、「西海戸」については、西の街道であり、青暫方面から北宮地の「古山」に入り、白山城の山麓を通っていたという伝承の存在も指摘されている（影山1999）。このようなことから、この地に街道と呼ぶべき主要道路が存在していたことをうかがうことができるとともに、後述するが地割りに不自然な点があり単に街道を指すだけではないようである。

次に「道南」に移っているが、その次に「林崎」の検地を行っていることから、現在武田村の集落からのびる道（新道）の南側に存在したものであろう。現在は「林崎」吸收されてしまったものと考えらる。また、「窪田」もほぼ同じ範囲であろう。これらの地域は具体的に示し得ないが徳島堰造営によりその範囲や地名等が若干変化しているものと考えられる。検地は進み「林崎」を検地後に「道の北」の検地を行っている。

「道の北」は現「道北」であろう。このことから現在武田村の集落から西にのびる道は、少なくとも寛文4年には存在していたものであることが指摘できる。また、この道は徳島堰に平行しながら豎沢橋につながり、その関連性が強いことも注目しておきたい点である。

そこからは「宮の西」・「大門崎」・「あらた」の検地を行っている。「宮の西」の宮は諏訪神社を指すものと



第2図 武川筋武田村地名推定図（縮尺任意）

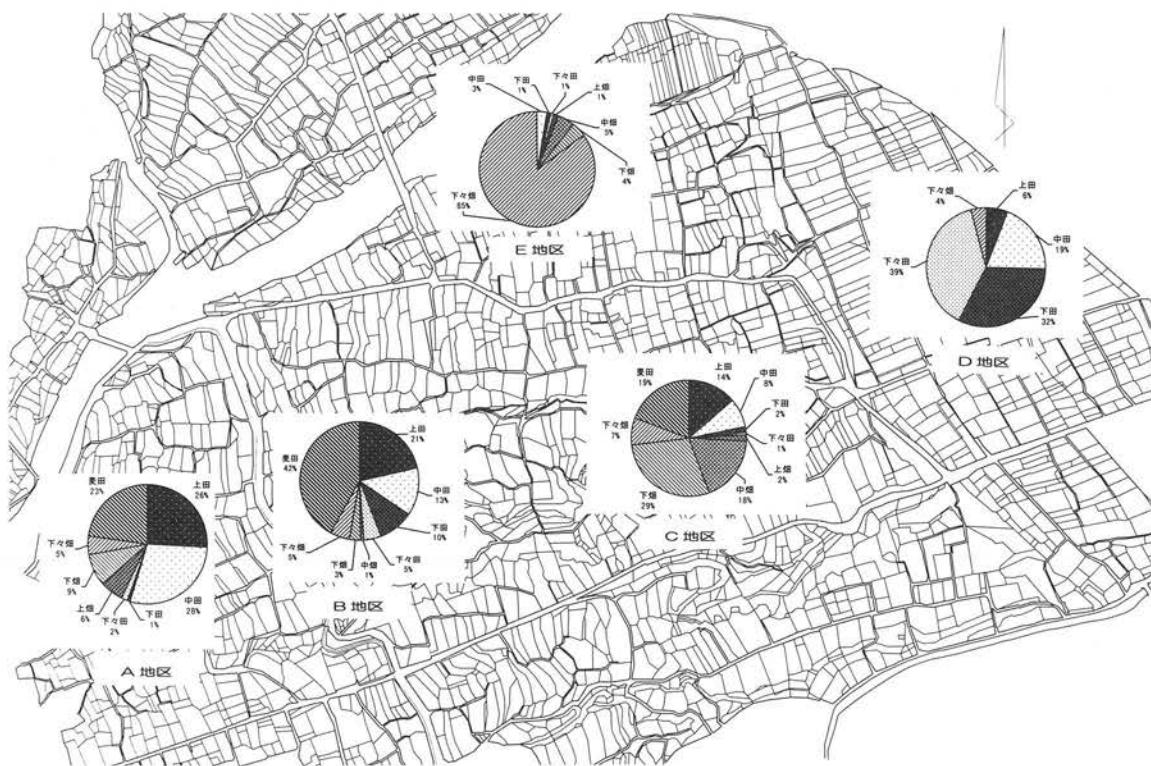
考えられることからその位置の推定は可能である。「あらた」は現「新田」であり、そのことを考慮すればおのずと「大門崎」の位置は、現「林崎」と現「新田」の間または、現「南反保」の西側周辺に位置することになる。しかし、その境界および詳細な地点は特定し得ない状況である。「おこさの田」「久保田」「八反田」は「あらた」と「東畠」の間であるか、現「南反保」の中央付近に位置しよう。なお、現「南反保」と同じ地名は寛文四年時の検地帳では、武田村ではなく北宮地村に属していたことが記されている。このことから現「南反保」付近の武田村と北宮地村との境界は現在とは異なるあり方を示していた可能性が高い。8月1日は「東畠」を最後に検地を終了している。

翌2日には「北原」から検地を開始している。現在北原は「上北原」と「下北原」に分かれる。そのいずれかに相当するものと考えられるが、「北原」の次に「河原坂下」の検地をおこなっていることから現「下北原」の範囲である可能性が高い。「河原坂下」はその名のとおり釜無川の低段丘部分であろう。その後、「道西」の検地を行っている。この地名であるが道の西を意味していることは字の通りであるが、どの道なのか推定できない状況である。ただし、地割りが多く、面積も広いことから現「坂下」が「河原坂下」と「道西」の2つに分かれていたものと考えられる。

その後、「□堂」・「宮北」・「北原」・「村ノ内」・「北原」といった順序で検地を行っている。「□堂」「宮北」の宮は泉勝院と考えられることからその北の地域を指すのであろう。「村ノ内」は武田に所在する集落の周辺を意味するのであろうが、後述のとおり武田村には集落のまとまりは2つある。検地の順序を考慮すれば、新規の集落周辺の可能性が高いであろう。

③地名毎の地目のあり方（第3図）

ここでは、寛文年間の地名推定地における地目のあり方を示し、当該地の農業生産力を知る一助としたい。ただし、推定地があくまでも推論の域を出ないことから、地形等を考慮しながら以下に示す5地域区分を仮定して示していくこととする。



第3図 武田村地目別グラフ

A地区：現「西海戸」に推定され、徳島堰よりも山側にあたる「西かいたう」「西海道」

B地区：現「林崎」「道北」に推定され、現在の旭バイパスよりも西側にあたる「道南」「窪田」「林崎」「道の北」「宮の西」「大門崎」

C地区：現「新田」「東畠」「南反保」に推定され、現在の主道よりも南側にあたる「おこさの田」「久保田」「八反田」「あらた」「東畠」

D地区：現「坂下」に推定され、釜無川右岸の川原にあたる「河原坂下」「道西」

E地区：現「上北原」「下北原」に推定され、「北原」「口堂」「宮北」「村ノ内」

以上に区分した結果が第3図である。なお、グラフ作成時には1反=990m²、1畝=99m²、1歩=9.9m²として面積を算出した。グラフから1、2点指摘しておく。徳島堰上のA地区で上田・中田の占める割合が54%とその他の地区と比較して極めて高く、より良質な土地であったということであろうか。E地域とした武田村の屋敷地中心地では畠が95%であり、土地の利用方法の違いを明確に読み取ることができる。

旧稿で示した鍋山、北宮地との違いを2点述べておく。まず、鍋山・北宮地では記載されていない「柵畠」「竹畠」が存在することである。これらはすべて地目としては下々畠とされ、その80%が屋敷地の中心地の一つである「村ノ内」の所在することである。また、畠の占める割合の高さは他地域では見られない状況である。このような状況は、徳島堰にせよそれ以前の用水（おそらくさらに上流の豊沢上橋付近）にせよ、この屋敷地群の裏手（北側）に用水を引くことは地理的に困難であったためであろうか。もう1点は、上田・上畠の割合は12%と低く、この点は鍋山に類似しているが、下々田・下々畠が鍋山・北宮地では見られないのに対し、合わせて30%と高い比率で存在していることである。

3. 武田村の屋敷地（第1表・第4図）

次に武田村の屋敷地について触れておく。慶長6年には13軒で屋敷地面積約3100m²、寛文4年には32軒で屋敷地面積約18000m²であることが検地水帖に記載されている。なお、反・畝・歩は前節と同じ単位で、坪は3.3m²として計算したものである。

第1表 慶長6年屋敷地面積

屋敷	坪	m ²
1	48	158.4
2	78	257.4
3	65	214.5
4	126	415.8
5	70	231
6	54	178.2
7	54	178.2
8	48	158.4
9	84	277.2
10	72	237.6
11	24	79.2
12	117	386.1
13	100	330

寛文4年屋敷地面積(1)

屋敷	反	畝	歩	m ²
1	0	2	20	264
2	0	3	0	297
3	0	5	11	531.3
4	0	7	6	712.8
5	0	6	6	613.8
6	1	2	24	1,267.2
7	0	4	1	399.3
8	0	4	15	445.5
9	0	3	22	369.6
10	0	5	18	554.4
11	1	0	12	1,029.6
12	0	5	2	501.6
13	0	8	0	792
14	0	5	10	528
15	0	4	23	471.9
16	0	3	1	300.3

寛文4年屋敷地面積(2)

屋敷	反	畝	歩	m ²
17	0	3	14	343.2
18	0	3	6	316.8
19	0	3	12	336.6
20	0	3	22	369.6
21	0	2	3	207.9
22	0	5	12	534.6
23	1	0	24	1,069.2
24	0	5	10	528
25	0	5	10	528
26	0	6	12	633.6
27	0	3	18	356.4
28	0	5	4	508.2
29	0	3	22	369.6
30	0	7	10	726
31	1	0	23	1,065.9
32	1	3	0	1,287

ここで気をつけておかなければならないのは、分筆により屋敷地の数が増えているのではなく、新たな土地を屋敷地としていることである。一つ一つの屋敷地の面積を比較してみればこのことは明らかである。慶長6年には屋敷地数は少なく、寛文4年に約2倍の32軒となり、面積自体は6倍近く増加しているのである。

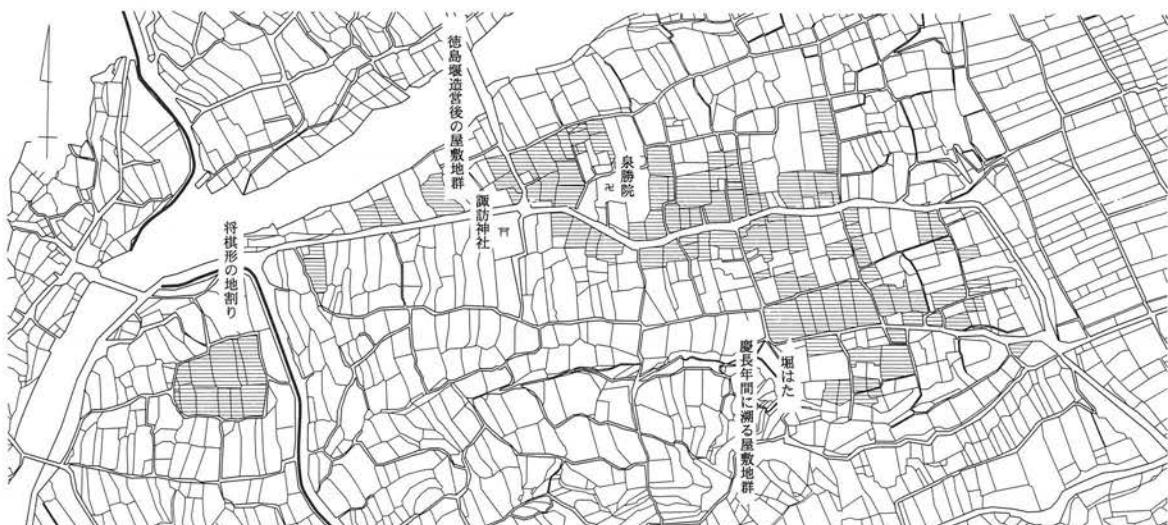
この増加が何に起因するかは即断はできないが、徳島堰造営による田畠の管理の変化、それに伴う人口増加や土地定着率の増加などが考えられようか。

では、屋敷地の増加に見られる武田村の集落変遷はどのようなものであったのだろうか。寛文年間の増加が慶長年間の集落を継続したとすれば、その核となったであろう集落はまとまりを持つものと考えられ、また街道を意識していたものと思われる。このような視点から現在の集落をみてみると、2つのまとまりを捉えることが可能である。

一つは字名の「道北」で示されている道（現在の主要道路）沿いに発達した屋敷地群、もう一つは「堀はた」と呼ばれる所を中心とした屋敷地群である。この2つの屋敷地群にはそのあり方に大きな違いが認められる。前者は主要道路を境に向き合う形で存在し、土地区画の形状も基本は短冊形とはいえ、その形状は多様である。それに対し、後者は道により長方形に区画された中に整然と短冊形に区画がされている。

次節でも述べるが、この2つの屋敷地群のあり方には時期差がある。前者の屋敷地群は徳島堰造営に関連して発達したものであり、その道（現在の主要道路）も旧来から存在していたものではなく、徳島堰造営に関連して作られたものといえる。それに対し、後者は徳島堰造営以前（少なくとも慶長年間以前）より存在していた可能性が非常に高い。

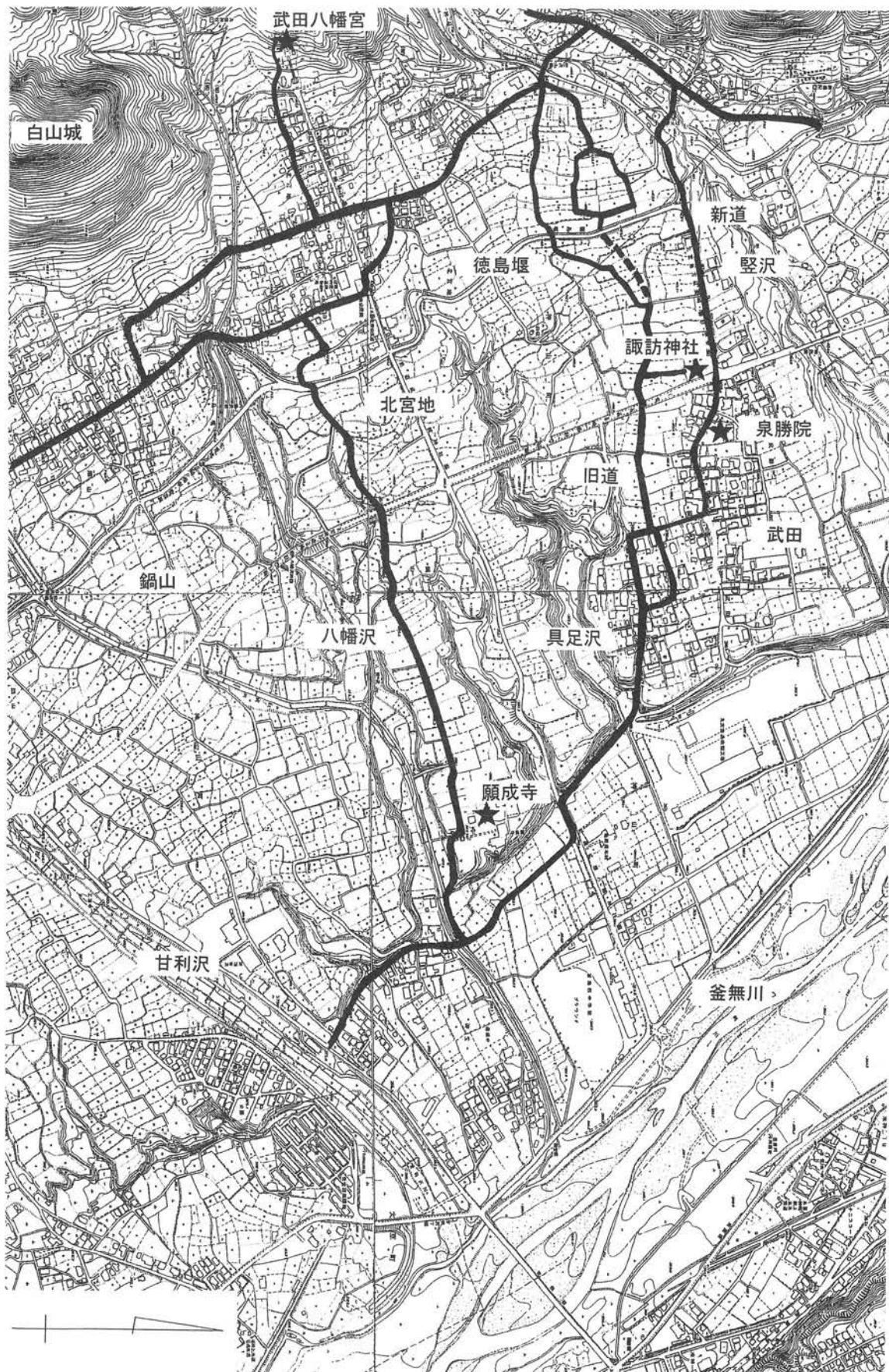
現在、屋敷地としては存在していないが、「西かいたう」に所在する地割りについて触れておきたい。水上から豊沢をわたり武田村の屋敷地群に下る道をたどると、途中で二股に分かれ将棋の駒形に土地を区画している。鍋山村、北宮地村及び武田村全体の地割りを見ても、このような区画はこの「西かいたう」のみである。2節で指摘したが、「西かいたう」は西の街道を指すのであろうが、この地割りによって考えなければならないのが「カイト集落」の可能性である。要するに西の集落（武田村の「堀はた」を中心とする屋敷地群及びその耕作地に対して西側）の可能性がないかということである。あくまでも推論の域を出るものではないが、用水及び道によるこの将棋の駒形の区画に何らかの意図が働いていたであろうことを指摘しておく。



第4図 武田村の屋敷地（縮尺任意）

4. 武田村及びその周辺の街道の推定（第5図）

旧稿で指摘した道の北方面への続きを示すことになる。また、前節で指摘しておいたように、武田村内の道については時期差を認めることができる。その点についても追って示していく。



第5図 武田村周辺の道（縮尺任意）

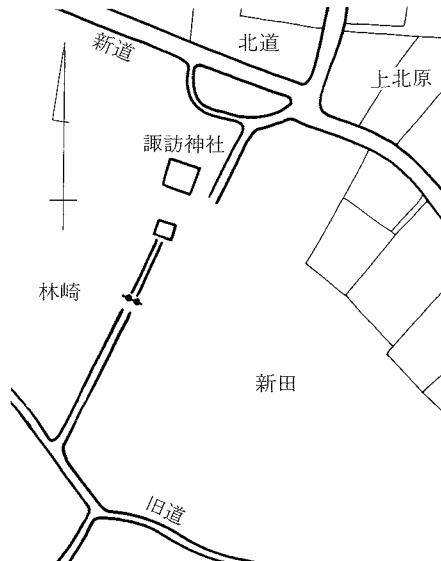
A 寛文年間以降の武田村主要道路（新道）

武田村の中心を東西に走る道は、釜無川の河原から河岸段丘上に入り、泉勝院、諏訪神社を通り、徳島堰の引き込み口で豊沢を挟んで対岸につながる。この道は、徳島堰を意識していることは、橋の位置と徳島堰が連動している点などから明らかである。そして、この道が整備されたことにより、通り沿いに屋敷地群が発達したのである。その結果として、「道北」などの字名が寛文4年の検地帖に登場したものと考えられる。またのことから、この道沿いの屋敷地群は徳島堰造営とともに発達し、それ以前には屋敷地群としては存在していなかったと考えられる。

B 慶長年間以前の武田村主要道路（旧道）

徳島堰造営よりも以前の道はいったいどこなのか。これを知る手がかりとしては、「堀はた」と呼ばれる地域を中心とした屋敷地群の存在から推定が可能である。

屋敷地群から西に向かう道が1本存在する。狭いもののまま道としては広いほうであろう。この道は現「林崎」の中で二手に分かれ、徳島堰沿いの道に現在は合流している。一方、豊沢上橋からは旧稿でA道としたものと武田村方向に延びる道が2本ある。このうち左（北）に向かう道は、現「西海戸」の中で将棋の駒形になりながらも武田村に向かっている。現在は、徳島堰によって寸断され、徳島堰より東側にどのようにつながっていたのかは判断できない状況であるが、おそらく「堀はた」の屋敷地群から西に向かう道とつながっていたものと考えられる。また、もう一つの道はそのまま東に下り、徳島堰を越えて前述の道同様に「堀はた」の屋敷地群に向かっている。なお、この道に沿って用水が流れているが、徳島堰に流れ込んでいるもののその反対側には用水の取り入れ口が存在し、明らかに徳島堰上の状況を意識していることをうかがうことができ、本道も徳島堰造営以前から存在した道であると考えられる。この二つの道が慶長年間に主要道路としての役割を果たし、徳島堰造営に伴って寸断され、現在の主要道路とその役割を交代したのである。さらに、この道と諏訪神社との関係を付け加えておく。この神社の拝殿は南側を向くとともに鳥居も南に存在している（第6図）。このことからも、この神社が現在の主要道路よりも旧道を明らかに意識されていることがわかる。また、旧道と神社を結ぶ地割りはその周辺と比較して幅の狭いものとなっていることも道の存在を示唆しているものといえる。



第6図 諏訪神社と道（縮尺任意）

5. まとめと展望

以上の検討から指摘できる点を二、三取り上げて、まとめとしておきたい。

本稿および旧稿の検討から北宮地と武田の境界にあたる現「南反保」「東畑」「新田」には、集落に関連するたとえば「地蔵屋敷」「家の前」「北屋敷」「大門はた」などの地名が数多く存在する。この限られた地域の地名の量は、「鍋山」・「北宮地」・「武田」全体を見渡しても極めて多いことを指摘できる。この地名の量の豊富さは単にその量的なものにとどまらない。この地域には、今回の検討で明らかにしたように、少なくとも慶長年間まで遡ることのできる屋敷地群が存在し、さらに現在の主要道路とは異なる当時の主要道路のあり方を指摘し得た。地名と地割りの詳細な関係はもはやつかむことはできないが、中世により近い集落のあり

方をいまだに残す地域といえよう。

今回の調査により、山梨県内において地名・地割りが寛文年間にまで遡り得るもののが存在することが明らかになった。さらに、制限はあるものの、中世の状況をより濃く反映していると考えられる慶長年間にまで遡る地名・地割りなどが存在し、その把握から慶長年間における集落や道などの推定が可能であることを確認した。

地名・地割りの研究で問題の一つとなる年代の点においては、例えば「道北」は寛文年間からの地名であることを示した。そして、その発生には徳島堰という当時の大規模開発が絡んでいることを指摘した。

また地割りについても、その起源が寛文年間と慶長年間に区分可能なものがあることを指摘した。このように年代という問題については、全てではないが解決可能な状況が現在残っていることを確認した。

地名・地割りはそれ自体に年代を持たず、今回の検討も中世と近世さらには現代のものが同時に扱われている可能性があり、特定の時代の状況を示したとは言いたい。しかし、近年の研究を見る限りあながち地名が何の意味も持たないということはなきそうである。現在、各地で圃場整備をはじめとする大規模な土地改変や大型幹線道路の新設などにより地割りや地形の変化が起きている。さらにはその影響で地名の移動・変更・融合などが発生する可能性も高いであろう。確かに、地名・地割り研究には限界はあろうが、現段階での把握・検討は必要不可欠なことであろう。

前稿と同様今回も、用水についての検討を加えることができなかった。集落のバックボーンの一つとなる用水は極めて重要である。現に、武川筋では徳島堰といった堰造営が、寛文10年に成されている。そして、その造営により集落・地名・地割りが移動・変更している可能性も高い。また、武田村には慶長6年段階には屋敷は少なく、小規模集落の存在をうかがわせる結果となった。しかし地名では、武田村と北宮地村の境界付近には屋敷に関連する地名が数多く検地帳に記載されている。このような地名がなぜこの地に存在するのか、検地帳にも記載されていない伝承として存在する「御旗部屋」などはどのような背景のもとでいつ頃から発生し『甲斐國志』に登場したのかなども考えつつ、中世・近世の白山城下の景観について迫っていきたい。

以上のように、圃場整備など大規模な土地改変前の地割りや現存する地名は細かな時代の把握は困難であることは否めないが、地域の歴史を考えていくうえでは今なお重要であると考えられる。今後も、このような視点に立ちつつ、地域の歴史を探る一助としたい。

最後に本稿を草するにあたり、以下の方々から貴重なご助言を得ました。記して感謝する次第であります。秋山圭子・阿部由美子・伊藤正彦・岩下雅美・上野理江・小野初美・数野雅彦・小坂隆司・高須秀樹・高田賢治・内藤かおり・深沢真知子・降矢哲男・山下孝司（敬称略）

追　補

脱稿後、検討を加えたところ、中世に遡るとした旧道の一部が新田遺跡として調査がされていたことを知った（伊藤正彦『新田遺跡』韮崎市教育委員会1996）。調査では、旧道とした道に並行して溝（覆土の堆積状況から流路（用水路）と考えられる）が確認され、13から14世紀の所産と考えらる青磁片が出土したことを指摘しておきたい。

註

- (1)地名から中・近世の景観について迫ろうとする研究はすでに行われてきている。その成果についていちいち述べることは避ける。地名・地割り自体には年代が伴わないということからその研究方法を疑問視する声もあるかと思うが、明らかに近世さらには中世にまで遡る地名・地割りが存在することは疑いようのない事実であり、一定の研究成果を挙げているものと私は考えている。
- (2)以下、旧稿は「歴史環境－白山城下の景観（寛文四年の検地帖の検討から）」『白山城の総合研究』垂崎市教育委員会・白山城跡学術調査研究会を指すものとする。
- (3)旧稿の鍋山村・北宮地村の検討時と同様に、武田村の寛文年間以前の検地帳としては慶長年間のものが存在する。しかし、地名が載っておらず地名検討の対象とすることができないことを付け加えておく。
- (4)旧稿において武田村と北宮地村の境界は地形によらないと指摘したが、今回の検討の結果、地形的な制約によるものと確認できたことから旧稿での指摘をここで取り消しておきたい。ただ、地形的な境界とはいえ北宮地村と鍋山村にみられる地形制約と比較してその制約は緩やかであり、甘利沢と豊沢という狭い地域の中で、なぜ鍋山・北宮地・武田という3村に境界を分ける必要があったのかの説明はできたとはいえない。

主要参考文献

- 赤羽 篤 1997 「田切地域についての歴史的考察－長野県上伊那地方天竜川右岸の場合－」『信濃』49-3
- 伊藤正彦 1999 「白山城周辺の屋敷群」『白山城の総合研究』垂崎市教育委員会・白山城跡学術調査研究会
- 閔間俊明・秋山圭子 1999 「歴史環境－白山城下の景観（寛文四年の検地帖の検討から）」『白山城の総合研究』垂崎市教育委員会・白山城跡学術調査研究会
- 影山正美 1999 「武川衆の社会構成」『白山城の総合研究』垂崎市教育委員会・白山城跡学術調査研究会
- 渋谷敏己 1985 「中世村落の復元による地域史研究の試み－山形県置賜地方における二つの事例研究を中心に－」『歴史研究』289
- 千葉徳爾 1971 「三河地方の小地名カイトについて」『愛知大学総合郷土研究所紀要』16（『新・地名の研究』1983 古今書院所収）
- 垂崎市教育委員会・白山城跡学術調査研究会 1999 『白山城の総合研究』
- 垂崎市立神山公民館 1993 『ふるさと読本「かみやま」』
- 三浦孝美 1997 「地名による中世村落景観復元の試み－上伊那郡辰野町沢底・赤羽地区－」『信濃』49-3
- 柳田國男 1936 『地名の研究』古今書院
- 矢野恒雄 1995 「上水内郡牟礼村小玉の村落史－近世の景観を中心として－」『信濃』47-2
『甲州武川筋武田村御検地水帳』1～3 山梨県立図書館蔵
- その他多くの論文等を参考にしたが紙面の都合上割愛させていただいた。

第2表 武田村検地帳(1)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月1日	西かいたう	中田	0	8	26
8月1日	西かいたう	下々畑	0	1	0
8月1日	西かいたう	下々畑	0	2	0
8月1日	西かいたう	上田	0	9	0
8月1日	西かいたう	上田	1	8	24
8月1日	西かいたう	中田	0	1	8
8月1日	西かいたう	中畑	0	2	24
8月1日	西かいたう	中畑	0	1	10
8月1日	西かいたう	下畑	0	2	0
8月1日	西かいたう	上田	0	3	12
8月1日	西かいたう	下々田	0	1	18
8月1日	西かいたう	下田	0	1	6
8月1日	西かいたう	下下田	0	1	0
8月1日	西かいたう	下畑	0	0	20
8月1日	西かいたう	下下田	0	0	20
8月1日	西かいたう	下々畑	0	3	20
8月1日	西海道	下畑	0	4	0
8月1日	西海道	下畑	0	3	20
8月1日	西海道	下々畑	0	3	13
8月1日	西海道	中田	0	6	20
8月1日	西海道	下田	0	1	3
8月1日	西海道	下畑	0	1	25
8月1日	西海道	下畠	0	3	9
8月1日	西海道	上田	0	1	13
8月1日	西海道	上田	1	2	18
8月1日	西海道	上田	0	3	14
8月1日	西海道	中畑	0	2	27
8月1日	西海道	中田	0	4	28
8月1日	西海道	下畠	0	0	8
8月1日	西海道	下畑	0	0	4
8月1日	西海道	下々畠	0	0	6
8月1日	西海道	下畑	0	6	6
8月1日	西海道	中畑	0	1	24
8月1日	西海道	中田	0	0	12
8月1日	西海道	下畑	0	0	6
8月1日	西海道	下々畠	0	0	18
8月1日	西海道	下畑	0	1	15
8月1日	西海道	下畑	0	2	0
8月1日	西海道	中田	0	5	26
8月1日	西海道	中田	0	5	23
8月1日	西海道	中田	0	6	10
8月1日	西海道	上田	0	4	11
8月1日	西海道	中田	1	5	14
8月1日	西海道	麦田	1	3	18
8月1日	西海道	麦田	0	7	2
8月1日	西海道	上田	0	8	8
8月1日	西海道	中田	0	3	2
8月1日	西海道	上田	0	6	0
8月1日	西海道	麦田	1	3	22
8月1日	西海道	中田	1	4	13
8月1日	西海道	中畑	0	7	7
8月1日	西海道	麦田	1	3	25
8月1日	西海道	上田	1	5	20
8月1日	西海道	中田	1	3	26
8月1日	西海道	麦田	1	2	14
8月1日	西海道	麦田	1	1	27
8月1日	道南	麦田	0	6	22
8月1日	道南	麦田	0	3	6
8月1日	道南	麦田	0	4	24
8月1日	道南	中田	0	0	18
8月1日	道南	麦田	0	4	6
8月1日	道南	麦田	0	6	12
8月1日	道南	麦田	1	6	4

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月1日	道南	麦田	0	5	24
8月1日	窪田	上田	1	5	18
8月1日	窪田	中田	0	7	24
8月1日	林崎	上田	0	7	5
8月1日	林崎	下々田	0	1	5
8月1日	林崎	下々田	0	0	14
8月1日	林崎	下田	0	2	2
8月1日	林崎	下田	0	3	10
8月1日	林崎	中田	1	0	12
8月1日	林崎	中田	1	2	0
8月1日	林崎	麦田	0	7	21
8月1日	林崎	麦田	0	6	20
8月1日	林崎	上田	0	0	28
8月1日	林崎	上田	0	7	14
8月1日	林崎	上田	0	5	15
8月1日	林崎	麦田	1	2	25
8月1日	林崎	麦田	1	1	7
8月1日	林崎	麦田	1	1	7
8月1日	林崎	麦田	1	1	15
8月1日	林崎	麦田	1	2	0
8月1日	林崎	麦田	1	9	19
8月1日	林崎	麦田	0	9	18
8月1日	道の北	下田	1	0	23
8月1日	道の北	中畑	0	4	3
8月1日	道の北	中田	0	7	23
8月1日	道の北	中田	0	6	26
8月1日	道の北	下田	0	9	10
8月1日	道の北	下々畑	0	2	3
8月1日	道の北	下々畑	0	0	12
8月1日	道の北	下々畑	0	1	5
8月1日	道の北	下々畑	0	0	15
8月1日	道の北	下々畑	0	0	28
8月1日	道の北	下々田	0	5	26
8月1日	道の北	中田	0	6	26
8月1日	道の北	下田	0	9	10
8月1日	道の北	下々畑	0	2	3
8月1日	道の北	下々畑	0	0	12
8月1日	道の北	下々畑	0	1	5
8月1日	道の北	下々畑	0	0	15
8月1日	道の北	下々畑	0	0	28
8月1日	道の北	下々田	0	5	26
8月1日	道の北	中田	0	6	26
8月1日	道の北	下田	0	9	10
8月1日	道の北	下々畑	0	2	3
8月1日	道の北	下々畑	0	0	12
8月1日	道の北	下々畑	0	1	5
8月1日	道の北	下々畑	0	0	15
8月1日	道の北	下々畑	0	0	28
8月1日	道の北	下々田	0	5	26
8月1日	道の北	下々畑	0	0	28
8月1日	道の北	下田	0	5	27
8月1日	宮の西	麦田	0	7	11
8月1日	宮の西	麦田	0	0	14
8月1日	宮の西	麦田	1	0	27
8月1日	宮の西	上田	1	0	15
8月1日	宮の西	上田	1	1	16
8月1日	宮の西	麦田	0	6	12
8月1日	大門崎	麦田	0	5	20
8月1日	大門崎	上田	0	7	0
8月1日	大門崎	上田	0	5	10
8月1日	大門崎	下田	0	3	6
8月1日	大門崎	麦田	0	8	0
8月1日	大門崎	上田	0	1	15
8月1日	大門崎	上田	0	7	6
8月1日	大門崎	麦田	1	0	4
8月1日	大門崎	麦田	1	2	27
8月1日	大門崎	上田	1	3	23
8月1日	大門崎	麦田	1	0	18
8月1日	大門崎	麦田	0	9	29
8月1日	大門崎	麦田	0	8	20
8月1日	大門崎	麦田	0	6	7

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月1日	大門崎	麦田	0	5	14
8月1日	大門崎	麦田	0	9	29
8月1日	大門崎	中田	0	9	15
8月1日	大門崎	中田	0	5	25
8月1日	大門崎	上田	0	2	0
8月1日	大門崎	下々畑	0	2	20
8月1日	大門崎	下田	0	2	23
8月1日	大門崎	麦田	0	8	12
8月1日	大門崎	麦田	0	6	23
8月1日	大門崎	麦田	0	7	6
8月1日	大門崎	下畑	0	7	6
8月1日	大門崎	上田	0	4	0
8月1日	大門崎	麦田	0	8	20
8月1日	大門崎	下畑	0	7	6
8月1日	あらた	中畑	0	8	6
8月1日	あらた	中畑	1	0	20
8月1日	あらた	下畑	0	2	11
8月1日	あらた	下畑	0	0	10
8月1日	あらた	下畑	0	6	20
8月1日	あらた	下畑	0	6	6
8月1日	あらた	下畑	0	3	9
8月1日	あらた	下畑	0	2	2
8月1日	あらた	下畑	0	4	22
8月1日	あらた	下畑	0	2	4
8月1日	あらた	上畑	0	3	10
8月1日	あらた	上畑	0	2	6
8月1日	あらた	下々畑	0	2	0
8月1日	あらた	下畑	0	7	14
8月1日	あらた	下畑	0	2	12
8月1日	あらた	中畑	0	2	7
8月1日	あらた	中畑	0	2	3
8月1日	あらた	中畑	0	4	0
8月1日	あらた	中畑	0	7	4
8月1日	あらた	中畑	0	7	10
8月1日	あらた	中畑	0	3	10
8月1日	あらた	中畑	0	2	28
8月1日	あらた	下畑	0	2	6
8月1日	あらた	中畑	0	3	0
8月1日	あらた	上畑	0	4	12
8月1日	あらた	上畑	0	1	2
8月1日	あらた	上畑	0	3	6
8月1日	あらた	中田	0	4	8
8月1日	あらた	中田	1	0	19
8月1日	あらた	中田	0	5	10
8月1日	あらた	下畑	0	2	10
8月1日	あらた	下々畑	0	1	2
8月1日	あらた	下田	0	1	5
8月1日	あらた	中畑	0	4	8
8月1日	あらた	下畑	0	1	20
8月1日	あらた	下畑	0	0	12
8月1日	あらた	下畑	0	1	3
8月1日	あらた	中田	0	5	14
8月1日	あらた	中畑	0	2	22
8月1日	あらた	上田	0	3	12
8月1日	あらた	下畑	0	1	1
8月1日	あらた	下畑	0	3	27
8月1日	あらた	麦田	1	3	12
8月1日	あらた	麦田	0	7	21
8月1日	あらた	麦田	0	2	7
8月1日	あらた	麦田	0	4	1
8月1日	あらた	麦田	1	1	13
8月1日	あらた	麦田	1	0	0
8月1日	あらた	上田	1	0	8

第3表 武田村検地帳(2)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月1日	あらた	上田	0	4	27
8月1日	あらた	上田	1	0	17
8月1日	あらた	上田	0	4	10
8月1日	あらた	上田	1	1	5
8月1日	あらた	中畠	0	4	12
8月1日	あらた	中畠	0	5	18
8月1日	あらた	下畠	0	1	7
8月1日	あらた	下々畠	0	3	0
8月1日	あらた	下々畠	0	1	10
8月1日	あらた	下々畠	0	1	2
8月1日	あらた	中畠	0	3	22
8月1日	あらた	下畠	0	1	12
8月1日	あらた	下々畠	0	1	22
8月1日	あらた	下々田	0	2	10
8月1日	あらた	下々田	0	1	2
8月1日	おこさの田	中田	0	2	14
8月1日	おこさの田	上田	0	7	14
8月1日	おこさの田	中田	1	1	22
8月1日	おこさの田	麦田	1	1	0
8月1日	おこさの田	麦田	1	2	0
8月1日	久保田	麦田	1	1	11
8月1日	久保田	上田	1	3	21
8月1日	久保田	上田	1	1	26
8月1日	久保田	下畠	0	7	7
8月1日	久保田	下田	0	4	20
8月1日	久保田	下田	0	4	17
8月1日	久保田	下田	0	2	0
8月1日	久保田	下畠	0	1	20
8月1日	久保田	下畠	0	1	20
8月1日	久保田	下畠	0	3	6
8月1日	久保田	中田	0	8	0
8月1日	久保田	中田	0	8	0
8月1日	久保田	麦田	0	5	10
8月1日	久保田	中畠	0	4	5
8月1日	久保田	麦田	0	6	28
8月1日	久保田	中田	0	3	29
8月1日	久保田	上田	0	7	11
8月1日	久保田	上田	1	0	4
8月1日	久保田	麦田	1	5	23
8月1日	八反田	麦田	0	9	1
8月1日	八反田	麦田	1	2	10
8月1日	八反田	麦田	0	3	0
8月1日	八反田	麦田	0	3	29
8月1日	八反田	麦田	1	1	21
8月1日	八反田	上田	0	7	21
8月1日	東畠	下畠	0	6	2
8月1日	東畠	下畠	0	3	1
8月1日	東畠	下畠	1	0	23
8月1日	東畠	中畠	0	6	15
8月1日	東畠	中畠	0	3	27
8月1日	東畠	中畠	0	6	12
8月1日	東畠	下畠	0	5	21
8月1日	東畠	中畠	0	4	24
8月1日	東畠	下畠	0	2	24
8月1日	東畠	中畠	0	4	9
8月1日	東畠	中畠	0	4	18
8月1日	東畠	下畠	0	7	22
8月1日	東畠	下畠	0	3	19
8月1日	東畠	下畠	0	3	6
8月1日	東畠	下畠	0	4	6
8月1日	東畠	下畠	0	7	29
8月1日	東畠	下畠	0	4	28
8月1日	東畠	下畠	0	1	25

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月1日	東畠	下畠	1	1	27
8月1日	東畠	下畠	0	6	12
8月1日	東畠	下畠	0	2	24
8月1日	東畠	中畠	0	4	13
8月1日	東畠	下畠	0	7	14
8月1日	東畠	中畠	0	5	18
8月1日	東畠	中畠	0	5	0
8月1日	東畠	下々畠	0	3	6
8月1日	東畠	下畠	0	3	18
8月1日	東畠	中畠	0	5	20
8月1日	東畠	中畠	0	3	18
8月1日	東畠	下々畠	0	6	25
8月1日	東畠	下畠	0	3	20
8月1日	東畠	下々畠	0	7	14
8月1日	東畠	中畠	0	4	6
8月1日	東畠	下畠	0	9	9
8月1日	東畠	下畠	1	1	20
8月1日	東畠	下々畠	0	5	6
8月1日	東畠	下々畠	0	1	15
8月1日	東畠	下々畠	0	7	3
8月1日	東畠	下畠	1	2	16
8月1日	東畠	下畠	0	4	19
8月1日	東畠	下々畠	0	4	3
8月1日	東畠	下々畠	0	2	24
8月2日	北原	下々畠	0	9	16
8月2日	北原	下々畠	0	5	18
8月2日	北原	下々畠	1	7	0
8月2日	北原	下々畠	0	5	22
8月2日	北原	下々畠	0	2	12
8月2日	北原	下々畠	0	6	12
8月2日	北原	下々畠	2	3	0
8月2日	北原	下々畠	2	1	10
8月2日	北原	下々畠	0	3	14
8月2日	北原	下々畠	0	3	15
8月2日	北原	下々畠	0	7	15
8月2日	北原	下々畠	0	0	26
8月2日	北原	下々畠	1	0	22
8月2日	北原	下々畠	0	4	15
8月2日	北原	下々畠	0	3	17
8月2日	北原	下々畠	0	1	22
8月2日	北原	下々畠	0	6	8
8月2日	北原	下々畠	0	0	20
8月2日	北原	下々畠	0	1	17
8月2日	北原	下々畠	0	1	10
8月2日	北原	下々畠	0	3	6
8月2日	北原	下々畠	0	1	12
8月2日	北原	下々畠	0	5	15
8月2日	北原	下々畠	0	4	15
8月2日	北原	下々畠	0	5	0
8月2日	北原	下々畠	0	2	22
8月2日	北原	下々畠	0	2	16
8月2日	北原	下々畠	0	1	11
8月2日	北原	下々畠	0	4	8
8月2日	北原	下々畠	0	2	0
8月2日	北原	下々畠	0	6	14
8月2日	北原	下々畠	0	1	14
8月2日	北原	下々畠	0	4	2
8月2日	北原	下々畠	0	4	5
8月2日	北原	下々畠	0	5	4
8月2日	北原	下々畠	0	3	1
8月2日	北原	下々畠	0	3	6
8月2日	北原	下々畠	0	5	18
8月2日	北原	下々畠	2	0	24

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月2日	北原	下々畠	1	6	1
8月2日	北原	下々畠	0	8	24
8月2日	北原	下々畠	0	2	1
8月2日	北原	下々畠	0	1	15
8月2日	北原	下々畠	0	2	7
8月2日	河原坂下	下田	0	1	15
8月2日	河原坂下	下々畠	0	0	24
8月2日	河原坂下	下田	0	3	10
8月2日	河原坂下	下田	0	2	15
8月2日	河原坂下	下田	0	4	5
8月2日	河原坂下	中田	0	0	24
8月2日	河原坂下	下田	0	0	12
8月2日	河原坂下	中田	0	3	6
8月2日	河原坂下	中田	1	0	22
8月2日	河原坂下	下々畠	0	0	8
8月2日	河原坂下	上田	0	5	10
8月2日	河原坂下	上田	0	3	2
8月2日	河原坂下	上田	0	1	9
8月2日	河原坂下	中田	0	0	20
8月2日	河原坂下	下田	0	0	24
8月2日	河原坂下	下田	0	1	10
8月2日	河原坂下	下田	0	1	15
8月2日	河原坂下	上田	0	0	8
8月2日	河原坂下	上田	0	9	2
8月2日	河原坂下	上田	0	7	0
8月2日	河原坂下	上田	0	8	5
8月2日	河原坂下	中田	0	1	6
8月2日	河原坂下	中田	0	1	18
8月2日	河原坂下	下田	0	1	24
8月2日	河原坂下	下田	0	1	27
8月2日	河原坂下	中田	1	3	5
8月2日	河原坂下	中田	0	1	0
8月2日	河原坂下	下々田	0	0	7
8月2日	河原坂下	下々田	0	0	8
8月2日	河原坂下	下田	0	0	4
8月2日	河原坂下	下田	0	0	14
8月2日	河原坂下	中田	0	1	28
8月2日	河原坂下	中田	0	0	24
8月2日	河原坂下	中田	1	5	1
8月2日	河原坂下	中田	0	4	27
8月2日	河原坂下	中田	0	6	4
8月2日	河原坂下	下田	0	3	24
8月2日	河原坂下	下田	0	1	10
8月2日	河原坂下	下田	1	6	4
8月2日	河原坂下	中田	0	4	23
8月2日	河原坂下	中田	0	9	0
8月2日	河原坂下	中田	0	3	29
8月2日	河原坂下	中田	0	4	9
8月2日	河原坂下	中田	1	7	18
8月2日	河原坂下	中田	0	4	24
8月2日	河原坂下	下田	0	0	18
8月2日	河原坂下	中田	0	1	0
8月2日	河原坂下	中田	0	3	6
8月2日	河原坂下	上田	0	6	20
8月2日	河原坂下	中田	0	6	6
8月2日	河原坂下	中田	0	1	18
8月2日	河原坂下	中田	0	2	28
8月2日	河原坂下	中田	0	0	27
8月2日	河原坂下	下田	0	1	18
8月2日	河原坂下	中田	0	2	7
8月2日	河原坂下	中田	0	4	6
8月2日	河原坂下	上田	0	3	27
8月2日	河原坂下	中田	0	0	26

第4表 武田村検地帳(3)

検地日	小字名	地目	反	畝	歩
8月2日	河原坂下	下田	0	3	
8月2日	河原坂下	下田	0	3	20
8月2日	川原坂下	下田	0	0	27
8月2日	川原坂下	下田	0	2	24
8月2日	川原坂下	下々田	0	1	22
8月2日	川原坂下	下々田	0	0	26
8月2日	川原坂下	下田	0	2	2
8月2日	川原坂下	下々田	0	1	12
8月2日	川原坂下	下田	0	1	8
8月2日	川原坂下	下田	0	1	0
8月2日	川原坂下	下田	0	3	20
8月2日	川原坂下	下田	0	1	19
8月2日	道西	下田	0	4	22
8月2日	道西	下々田	0	7	28
8月2日	道西	下々田	0	7	11
8月2日	道西	下々田	0	0	18
8月2日	道西	下々田	0	2	6
8月2日	道西	下々田	0	1	19
8月2日	道西	下々田	0	2	3
8月2日	道西	下々田	0	1	20
8月2日	道西	下々田	0	0	8
8月2日	道西	下々田	0	1	2
8月2日	道西	下々田	0	0	29
8月2日	道西	下々田	0	1	24
8月2日	道西	下田	2	9	6
8月2日	道西	下々烟	0	2	4
8月2日	道西	下田	0	4	8
8月2日	道西	下田	0	0	4
8月2日	道西	下田	0	0	20
8月2日	道西	下々田	0	0	26
8月2日	道西	下々田	0	1	26
8月2日	道西	下々田	0	0	24
8月2日	道西	下田	0	1	5
8月2日	道西	下田	0	4	8
8月2日	道西	下田	0	3	0
8月2日	道西	下田	0	1	26
8月2日	道西	下々田	0	6	28
8月2日	道西	下々田	0	1	17
8月2日	道西	下々田	0	3	25
8月2日	道西	下々田	0	4	17
8月2日	道西	下々田	0	0	26
8月2日	道西	下々田	0	0	12
8月2日	道西	下々烟	0	1	4
8月2日	道西	下々田	0	1	27
8月2日	道西	下々烟	0	1	49
8月2日	道西	下々烟	0	2	20
8月2日	道西	下々烟	0	0	8
8月2日	道西	下々烟	0	0	24
8月2日	道西	下田	0	7	10
8月2日	道西	下々田	1	0	22
8月2日	道西	下々田	3	9	8
8月2日	道西	下々田	0	0	22
8月2日	道西	下々田	0	0	12
8月2日	道西	下々田	0	0	20
8月2日	道西	下田	0	2	5
8月2日	道西	下田	0	5	18
8月2日	道西	下田	0	1	12
8月2日	道西	下田	0	1	18
8月2日	道西	下々田	0	3	22
8月2日	道西	下々田	0	0	8
8月2日	道西	下々田	0	0	15
8月2日	道西	下々田	0	0	28
8月2日	道西	下々田	0	1	18
8月2日	道西	下々田	0	0	10
8月2日	道西	下々烟	0	0	14
8月2日	道西	下田	0	3	8
8月2日	道西	中田	0	8	8
8月2日	道西	下々田	0	1	13
8月2日	道西	下々烟	0	0	10

北巨摩地域における黒色土器の様相

大泉村教育委員会 渡邊 泰彦

1. はじめに

北巨摩地域の平安時代の竪穴住居跡より出土する土器群は、須恵器、灰釉陶器の含まれる割合の高さ、ロクロ整形土師器甕⁽¹⁾（以下、ロクロ甕と略す）と北巨摩タイプ⁽²⁾と呼ばれる壺と甕の使用など、国中地域に比べてその特異性が多く指摘されている。そのなかの1つとして、今回の検討対象とした黒色土器も挙げられ、北巨摩地域に集中する分布傾向から、隣接する長野県との密接な関連が考えられてきた。本稿では、北巨摩地域で出土するこれら信州系と呼ばれる黒色土器の集成を行い、そこから導き出される特徴を甲斐型土師器と対比させることによって明確にしていきたい。対象とする地域は、北巨摩郡と韮崎市を加えた10市町村である。

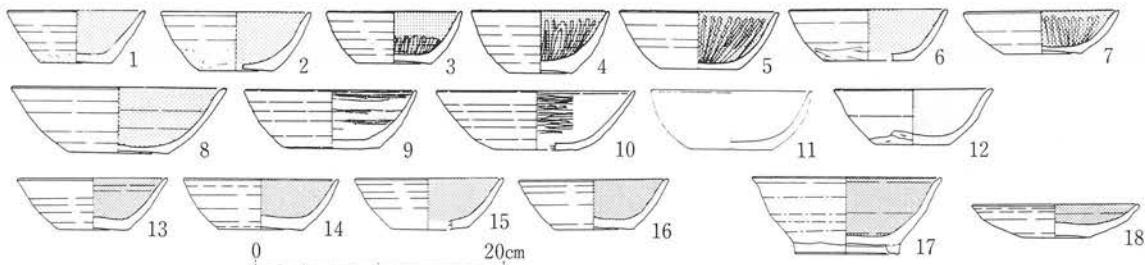
2. 北巨摩地域より出土する黒色土器の特徴

県内の平安時代の黒色土器として最古の出土例と考えられるのは、韮崎市宮ノ前遺跡⁽³⁾のIII期（甲斐VI期）の住居跡より出土したものであるが、その後VI期（甲斐VIII期）まで出土はない。北巨摩地域全体を見ても甲斐VIII期以前の資料は見当たらないことから、この時期が内黒土器の本格的な普及における初現期とすることができる。その後資料は甲斐XI期まで増加するが、以後減少に転じ、甲斐XIII期以降に姿を消す。

器種は壺、椀（高台の付くもの）、皿、高台皿、鉢にはほぼ限定され、組成は圧倒的に壺が占める。製作及び調整技法は、全器種に共通して体部外面にロクロ調整痕を残し、底部は回転糸切り未調整のものが主体を占める。内面は底部中央を中心として放射状に、その後口縁部に横方向のヘラミガキを行い黒色処理を施している。ヘラミガキが丁寧に行われているため、内面には光沢がある。しかし、XII～XIII期頃になるとヘラミガキが粗雑化し、調整が内面全面に行われないもの、砂っぽく光沢のないものといった製品も出回るようになる。甲斐型土師器の食膳具に比べ、厚手の造り、胎土に砂を多く含むことも指摘でき、特に後者の要因と関連して焼成はやや軟質な印象を受ける。壺について補足すると、わずかながら体部外面の下部に横方向の手持ちヘラケズリ、あるいは回転ヘラケズリ、底部に手持ちヘラケズリを施すものがある。形態は逆台形が基本であり、内面の底部から体部にかけては、緩やかに曲線的に変換する点は共通するが、細部はバラエティに富んでいる⁽⁴⁾。

3. 法量による分類

器種については、高台の無いものを壺、高台の付くものを椀⁽⁵⁾とし、便宜的に器高3cm以下のものを皿、それに高台の付くものを高台皿と呼んで、それぞれを分けることとした。今回集成したのは、編年及び分類案が広く浸透している甲斐型壺・皿に共伴した、口径、器高、底径の分かる資料であり、住居跡出土のものに限った。そのため、甲斐型の食膳具が出土しないか、極端に少ない住居跡の資料については省くことにした。時期区分については、韮崎市宮ノ前遺跡の報告書で示された編年案⁽⁶⁾に則っているが、標記する場合は従来のXII期区分⁽⁷⁾を用いているため、甲斐IX期とX期はIX～X期としている。



第1図 VIII期の黒色土器 (S=1/6)

VIII期（第1図）

壺 武川村宮間田遺跡⁽⁸⁾、垂崎市宮ノ前遺跡、須玉町大小久保遺跡⁽⁹⁾より合計16点出土している。口径は10.8~17.0cmの範囲にあり、11cm台のものが4点、12cm台のものが6点出土している。器高は3.3~5.2cmの範囲にあり、4cm台のものが13点を占める。該期の特徴として、器壁の非常に厚いものと体部下端にヘラケズリを施すものの含まれることが挙げられる。ヘラケズリについては甲斐型壺を模倣した印象は受けない。形態は、体部が直線的に開き逆台形を呈するものと、やや内湾気味に立ち上がり、体部外面中位で湾曲するものに分けることができるが、後者が圧倒的に多い。ここには載せていないが大小久保遺跡からは、甲斐型の高台付壺を模倣したと考えられる削り出し高台の黒色土器が多量に出土している。

椀 貼り付け高台の資料が1点、大小久保遺跡1号住（以後大小久保1住と略す・その他同じ）から出土している（17）。口径14.8cm、器高6.1cm、高台径8.1cmを測る。

皿 大小久保1住から甲斐型皿を模倣したと考えられる資料が出土している（18）。口径13.0cm、器高2.6cm、底径5.4cmを測り、底部にヘラケズリを施す。

高台皿は大小久保1住から破片が出土している。

IX~X期（第2図）

壺 口径は10.8~19.6cmの範囲にあり、11cm台のもの17点、12cm台のもの11点、13cm台のもの11点と集成した壺50点のうち78%を占め、13cm台と14cm台で法量を分けることができそうである。これは器高からも言うことができ、口径10~13cm台の器高が4cm台であるのに対し、14~19cm台のものは5cm台に分かれる。この段階ではヘラケズリを施す資料はほとんど見られない。形態は、体部外面中位で湾曲する形態が主体である。これは前段階でも確認できる傾向だが、本期になってより顕著に認められる。その他、体部中位まで大きく開き、そこから口縁部まではあまり開かない金属製あるいは三彩の碗を模したような形態（26・31・63）、身が深く安定感のある形態（49~51、57~59など）のほか、口縁部を外反させるもの（26~28など）がある。また、宮間田50住からは、大小久保遺跡で出土した削り出し高台を持つ高台付壺（20）が出土している。

椀 本期より出現する（69）。法量の分かる資料は、高台が欠損し不完全ではあるが、宮ノ前191住出土の1点のみである。口径16.0cm、器高4.2cm、底径6.8cmを測り、口縁部が大きく外反する特徴的な形態を示す。

皿 法量の分かる資料は大泉村東原8住出土の1点のみである（70）。口径10.6cm、器高1.9cm、底径3.2cmを測り、体部は直線的に開き、口縁部が外反する形態で、全体的に厚手の作りとなっている。

高台皿 法量の分かる資料は宮ノ前46住、同238住、大小久保4住よりそれぞれ1点ずつ出土している（71~73）。法量は口径12.3~13.6cm、器高2.7~4.1cm、高台径5.7~7.9cmとなっている。宮ノ前例は体部が直線的に開くが、大小久保例は底部が極端に厚く、高い高台が付く点で特異である。



第2図 IX~X期の黒色土器 (S=1/6)

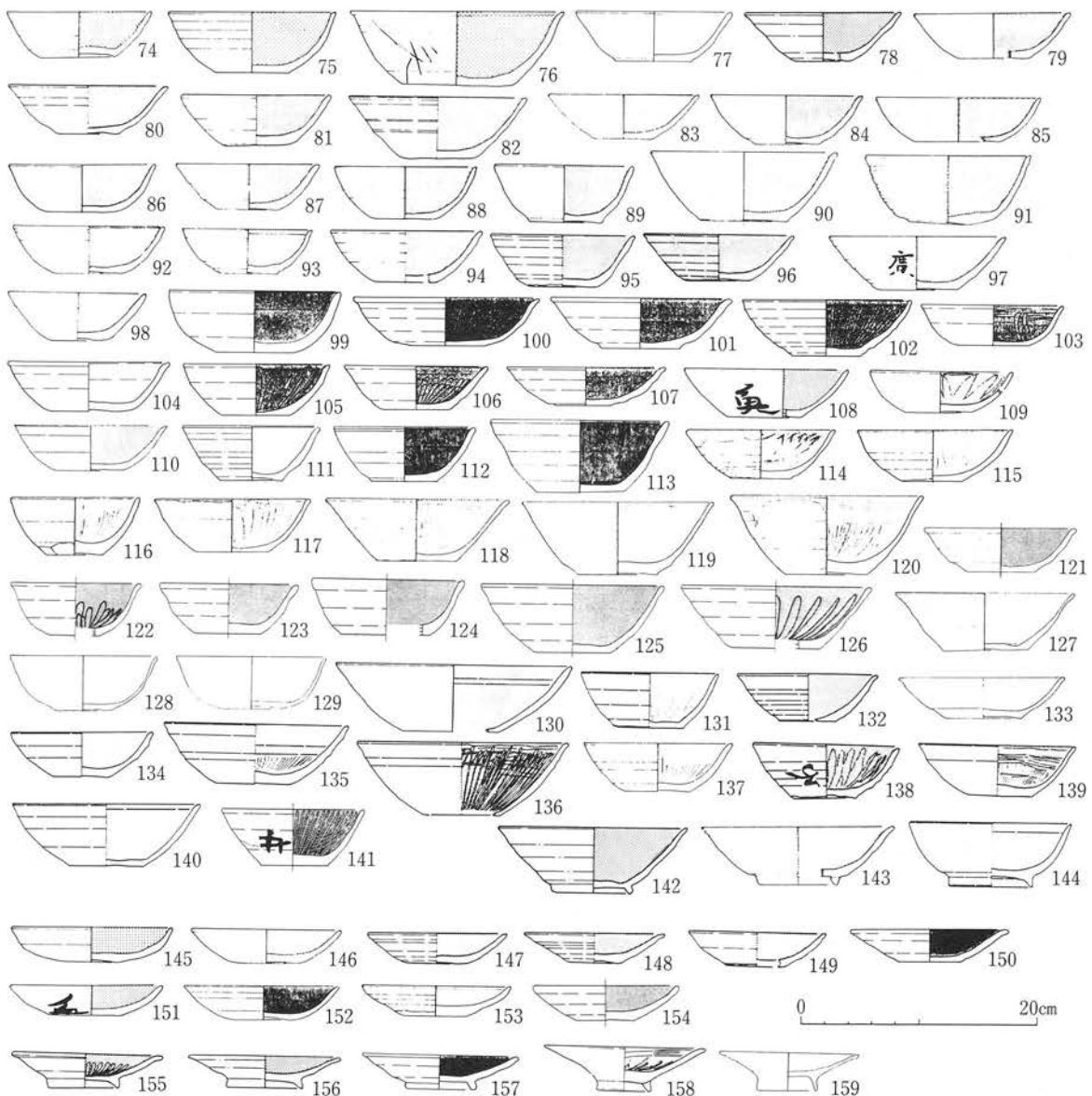
XI期（第3図）

壺 内黒壺の出土量がピークに達する時期である。口径は10.6~17.8cmの範囲にあり、11cm台のものが8点、12cm台のものが26点、13cm台のものが15点と集成した68点のうち72%を占め、特に口径12cm台のものの多さが特徴である。この段階においても口径11~13cm台と14cm台以降の資料数の差が歴然としている。資料数の差と同様に器高からも前段階と同じく、口径13cm台と14cm台で分けることができそうだが、さらに口径15cm台と16cm台で分かれそうである。前者の器高は5cm台、後者は6cm台を中心している。形態は、体部の中位で湾曲するものが依然として多いが、身が深く緩やかに内湾する碗形態の個体も少量（75・99・122・129など）認められる。また口径15~16cm台の一群には体部に比べて底部が厚く、体部が直線的に開く個体（118~120）が認められる。

椀 法量の分かる資料は3点である（142~144）。口径は14cm台と16cm台に分かれるが、器高は5cm台、高台径は6~7cm台にまとまる。しかし形態は、体部が直線的に開くもの、内湾しながら開くもの、金属製の碗形態のものがあり、口縁部は外反するものとしないもの、さらに高台を付ける位置も底部外縁の内側と底部~体部の境界といったようにバラバラである。

皿 法量の分かる資料は10点である（145~154）。口径11.5~13.4cm、器高2.5~3.0cm、底径4.0~5.8cmの範囲にあり、全体的によくまとまった法量といえよう。形態は、体部が直線的に開き口縁部の外反するものと、内湾しながら開き口縁部の外反しないものの二者に分けることができ、後者のほうが数量的には多い。

高台皿 法量の分かる資料は5点である（155~159）。口径11.7~13.0cm、器高3.2cm、高台径4~6.6cmの範囲にある。形態は、体部が直線的に開く点で共通するが、高台の断面形が三角のもの、四角に近いもの



第3図 XI期の黒色土器 ($S = 1/6$)

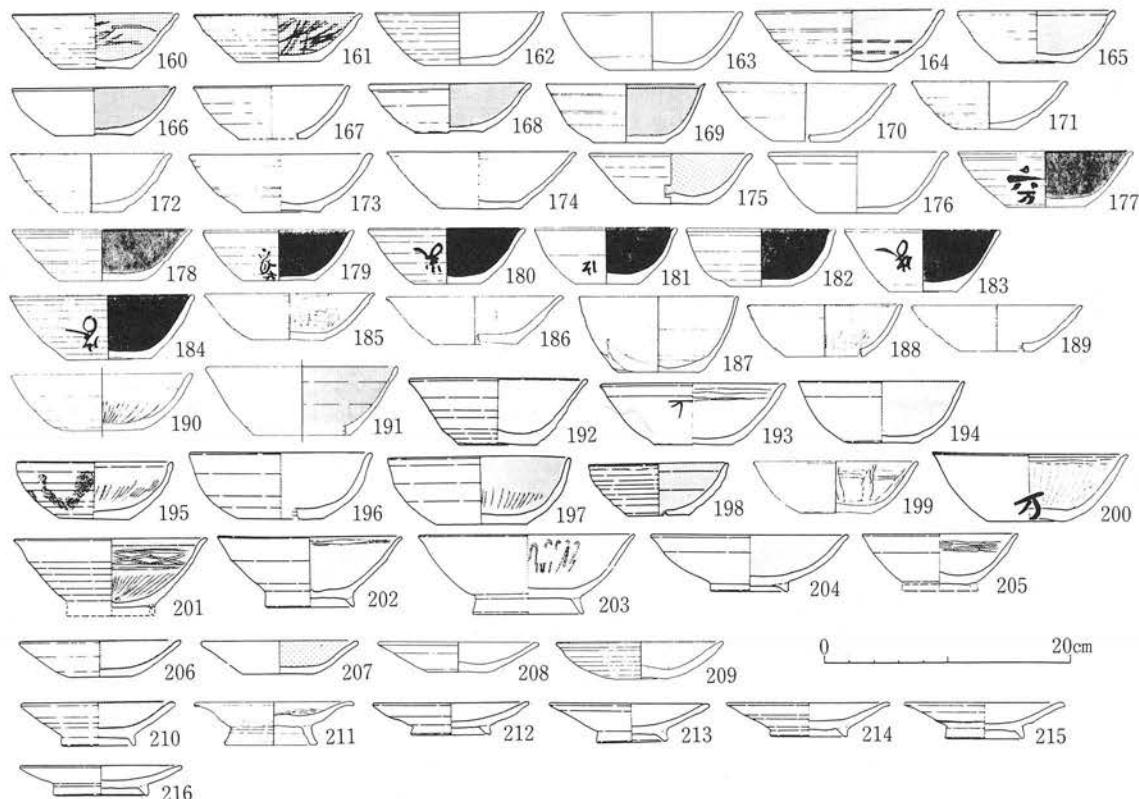
のほか、細く高いものなどバラエティに富む。

XII期（第4図）

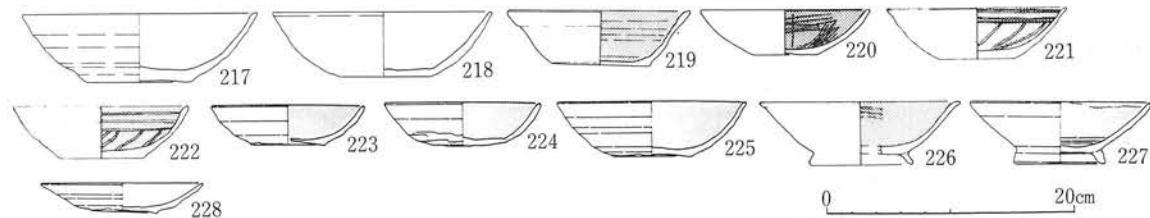
壺 口径は11.0~16.0cmの範囲にあり、11cm台のものが5点、12cm台のものが11点、13cm台のものが10点、14cm台のものが12点となっている。11cm台の減少と14cm台の増加が特徴であり、口径の大型化への指向が見られる。

椀 法量の分かる資料は3点であるが、口径の分かる資料2点を加える(201~205)。口径は12cm台、14~15cm台、20cm台の3つに分けられる。形態は身が深く体部が直線的に開くものと、身が浅く内湾気味に開くものの2つに大きく分けることができる。

皿 法量の分かる資料は4点である(206~209)。口径10.6~13.2cm、器高2.3~3.0cm、底径4.3~5.0cmの範囲にある。形態は体部が直線的に開くもの3点、厚手で内湾気味に立ち上がるるもの1点となっている。



第4図 XIII期の黒色土器 ($S=1/6$)



第5図 XII期の黒色土器 ($S=1/6$)



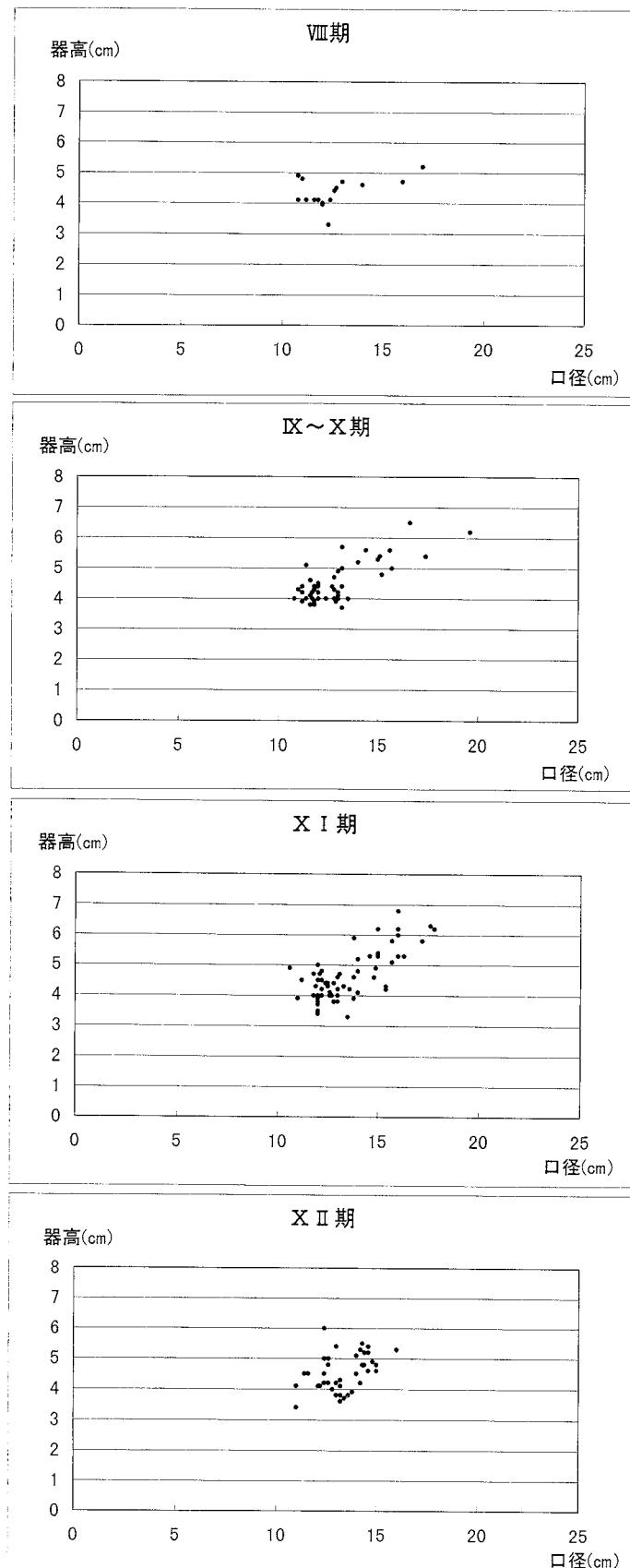
第6図 XII期以降の黒色土器 ($S=1/6$)

高台Ⅲ 法量の分かる資料は7点であり、4点は宮ノ前34住から出土している(210~216)。口径12.0~13.0cm、器高2.4~3.5cm、高台径5.6~7.5cmの範囲にある。形態は体部が直線的に開くものが多数を占めるが、その中でも内面の底部と体部の境界が若干屈曲するものと、中心から口縁部にかけてほぼ直線的に開くものの2つに分けられる。また、高根町社口遺跡第3次調査の37住出土資料(211)は、厚手の底~体部、大きく外反する口縁部、高い高台と、IX~X期の大小久保4住出土例とよく似た特徴を持つ。

XIII期 (第5図)

壺 集成した資料は9点と少ないが、法量の中心は前段階と同じく口径13~14cm台にあるようである。

椀 法量の分かる資料は2点である(226・227)。それぞれ口径14.6と15.8cm、器高5.0と5.1cm、高台径7.4と8.0cmの法量で、身の部分は浅く開くタイプである。



第7図 各時期の黒色土器壺の法量変遷

皿 法量の分かる資料は1点のみ(228)で、口径13.0cm、器高2.4cm、底径5.4cmを測る。

高台皿 法量の分かる資料はない。

XII期以降(第6図)

椀 長坂町健康村20住出土資料が該当する。法量は口径13.8~14.7cm、器高5.4~6.0cm、高台径6.7~6.8cmの範囲にある。形態は、丸みを持って立ち上がるものと逆台形ながら内湾気味に立ち上がるものの2つに分けられる。

皿 口径13.5cm、器高2.2cm、底径5.6cmを測る。形態はXII期の高台皿である社口37住出土例によく似ている。

まず、消費する側である集落遺跡からの出土例をまとめると、壺はVII期の出現当初から少なくとも2つの法量を備えており、次のIX~X期段階で3法量となる。出土量からは口径11~13cm台の壺が中心であるが、XII期になると口径12~14cm台のものが中心となり、若干大型化の傾向が見られる(第7図)。形態は、体部外面中位で湾曲するもの、直線的に開くもの、全体に丸みを持ったものに大きく分けることができるが、数量的には体部の湾曲するものが多数を占める。その粗型については、前の二者が須恵器壺、後者が金属器あるいは奈良三彩の碗と考えられる⁽¹⁰⁾。

椀および高台皿は、すでに灰釉陶器の模倣から成立した形態であることが指摘されており⁽¹¹⁾、長野県では灰釉陶器の搬入とともに出土するようになる⁽¹²⁾。今回の集成で、その粗型が灰釉陶器と考えられるものは、両者ともIX~X期に登場し、高台皿はXII期まで、椀はXII期以降まで残る結果となった。しかし、高台皿がその出現当初から

完成された形態を有し、ほぼ忠実に模倣していたのに対し、椀は模倣だけでなく、壺に高台を付けただけと考えられるものもあることから、その形態はバラエティに富んでいる。椀の法量は各期を通じて口径14~16cm、器高5cm代、高台径6~7cm台のものがほとんどであり、法量に変化はない。しかし、XII期では口径12cm台と20cm台の資料も見られ、大中小の法量が認められる。高台皿は口径11~13cm台、器高2~3.5cm、高台径5.5~6.5cmの範囲にほとんどが含まれ、こちらも各期を通じて法量に変化は認められない。形態は直線的に開く低平な皿に断面三角形の高台を付けたものがほとんどで、皿の部分だけを見ると、無高台の皿より低平に作られている印象を受けることから、両者は当初より作り分けられていたと考えられる。

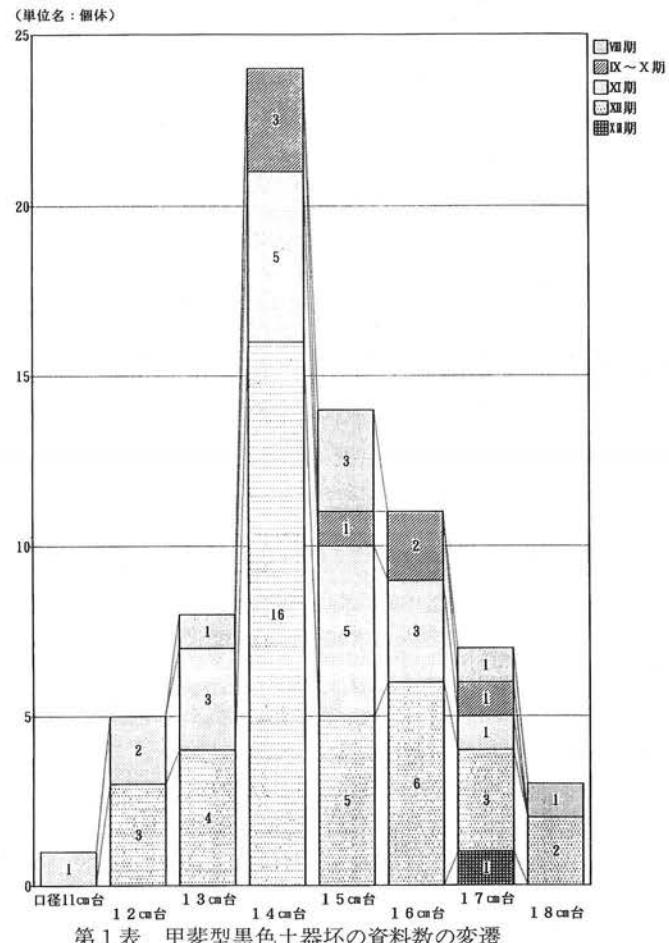
皿はIX~X期に出現し、XIII期以降まで残る。形態は体部が直線的に開くものと内湾気味に立ち上がるものに大きく分けられ、法量は口径が11~13cm台、器高2~3cm、底径4~5cm台と、まとまった値を示している。各期を通じて法量に変化は認められない。器高については、3cm以下のものを便宜的に皿として分類したことが大きく法量分布に影響したとも考えられるが、3cm台前半の器高を持つ器がほとんど認められることからもこの分類が妥当と考えられる。長野県では壺に比べて後出的な器種で⁽¹³⁾、その消長の時期はほぼ高台皿と重なることから、椀と高台皿のセットの出現による消費者側の要望によって、壺とセット関係となるこの器種の生産が新たに行われたものと考えたい。

次に、生産遺跡である大小久保遺跡⁽¹⁴⁾について見ておく。この遺跡からは信州系と呼ばれる、本稿で扱っている黒色土器のほかに、甲斐型の高台付壺（削り出し高台）と皿を模した黒色土器と壺を模した土師器、ロクロ甕などがVIII期及びIX~X期の住居跡から出土している。特に特徴的なのが甲斐型模倣の黒色土器で、この遺跡のほかに確認されるのは高台付壺がIX~X期の宮間田50住、皿は似たものがXI期の宮間田62住にあるのみであり、極めて限定的な流通であったと考えられる。

4. 甲斐型土器との比較

次に圧倒的な流通量である甲斐型の食膳具との比較を行うが、まず甲斐型黒色土器の壺の特徴を簡単に述べておく。形態は普通の甲斐型壺と同じ変遷をたどるが、壺に比べて法量は大きい。黒色処理するに当たってはヘラミガキなどの特別な調整は行わないが、内面の暗文は丁寧に行われる傾向にあり、壺ではXI期で消滅する暗文も黒色壺ではXIII期まで残る。VI~XIII期までの期間に、全県的に客体的な存在として分布することが分かっている⁽¹⁵⁾。

以下に示すのは、上が宮ノ前遺跡の各期の甲斐型壺・皿の口径の変遷をまとめたもの、下は同時期の北巨摩地域で出土した甲斐型黒色壺の口径分布をまとめたものである。



宮ノ前遺跡

VIII期	壺は口径10~12cmが中心	皿は口径14~16cm代
IX~X期	口径11~12cm台、13~14cm台、16~17cm台の法量分化	12~13cm代
XI期	口径12cm前後、14cm前後、17cm前後の分布	12cm代
XII期	口径11~12cm代、13~15cm代の分布	12~13cm代

甲斐型黒色壺

VIII期	口径13cm台1点、15cm台3点、17cm台1点、18cm台1点
IX~X期	口径10cm台の内外黒1、14cm台3、15cm台1、16cm台2、17cm台1
XI期	口径11cm台1、12cm台2、13cm台3、14cm台5、15cm台5、16cm台3、17cm台1
XII期	口径12cm台3、13cm台4、14cm台16、15cm台5、16cm台6、17cm台3、18cm台2
XIII期	口径17cm台1

甲斐型土師器においても2つあるいは3つの法量を持つことが知られるが、その出土量からいえば中心は口径10~12cm台にある。信州系黒色壺においても、その中心は口径11~13cm台であり、山梨県内の該期の食膳具のなかでは最も一般的な法量であったといえる。そして、その中心的な法量を「小」として、「中」と「大」に位置する法量が存在する様相は両者に共通する。また、皿が「小」の法量を示す壺とほぼ同じ口径の範囲にあることも共通する。一方、甲斐型の黒色土器の場合は、各期とも普通の壺の法量分化に合わせて幅広い口径の分布を見せているが、その中心は口径13~15cm台であり、従来の指摘どおり普通の壺に比べ大きい作りになっている。また、内面の暗文が遅くまで残るといった要素は、普通の食膳具とは違った意味合いが含まれているということができる。しかし、XII期に口径14cm台だけに見られる資料の増加（第1表）は、同じXII期に信州系黒色壺に口径14cm台の資料が増加したこと、さらに信州系黒色椀が一貫して口径14~16cmの法量を守り、XII期において中心法量を「中」とした3法量が出現するという、黒色土器群に見られる現象は互いに関連したことと考えられる。

5. 黒色土器の所有形態

第2表は各遺跡の住居跡の中で黒色土器が多く出土する場合、どのようなセット関係が見られるかをまとめたものである。出土遺物がそのままある特定の時期の所有形態を表しているとは考えていないが、傾向はつかむことができると思われる。ここでは集成に加えなかった、甲斐型土器の出土しない住居の資料と口径の分かる資料も含めて考えたい。口径を10~13cm台を小、14~15cm台を中、16cm以上を大とした。

これらの結果からは、法量の中心を成す「小」の口径の壺が複数出土していても、それより法量の大きい壺は1~2点しか出土しないという例が多いように感じられる。またその場合、必ずしも壺である必要はなく、椀も壺の代用として用いられている印象さえ受ける。つまり、2法量をそろえる事が大切なのであり、灰釉陶器を模して成立した椀を所有するということに特別な意味はないよう思える。器種組成の中では少量である椀或いは皿、高台皿が、その希少性から経済的な価値を持っていたとは考えられない。それは、ここに挙げた住居跡のはとんどが同時期の住居跡と変わらない大きさであることもその傍証になろう。壺以外の器種には甲斐型土器と灰釉陶器が使用されているのである。

宮ノ前遺跡ではVIII~XII期まで信州系黒色土器が認められるが、XI~XII期にかけて甲斐型黒色土器の出土す

第2表 竪穴住居跡より出土する信州系黒色土器の器種組成

遺跡・遺構名	時期	杯			椀			皿	高台皿	図
		小	中	大	小	中	大			
長坂町柳坪南 6住	IX~X	8	2	1						図2-31~33
小淵沢町竹原 2住	IX~X	5	2							-26~30
明野村屋敷添第2 2住	XI	6	3	1						図3-122~126
武川村宮間田62住	XI	1	1	1				1		-74~76・145
長坂町柳坪 19住	XI	7		1						-83~90
22住	XI	3				1		1		-91~93・146
47住	XI	3						3		-94~96・147~149
同 柳坪南12住	XI	5	5	3				1		-100~102・150
同 境原 3住	XI	3							1	-105~107・157
高根町社口3次6住	XI	2		3						-116~120
24住	XI	2						1		-114・115・153
同 東久保24住	XI	2		1				1		-111~113・152
長坂町柳坪 24住	XII	1	1					1	1	図4-164・206・210
高根町東久保 8住	XII	5	1							-179~184
大泉村豆生田第3 10住	XII	5	2							-170~172
長坂町社口3次25住	XII	5	1							-187~189
長坂町柳坪 4住	?	2	3							
27住	?	1	1			1		1		
高根町青木北15住	?	3	1			1			1	
同 東久保 5住	?	5		3						
白州町新居道上 2住	?	2							1	
大泉村豆生田第3 3住	?	1	2						1	
9住	?	4				1			1	
同 東原 12住	?	5			1					

る住居数が急激に増加する。個々の住居跡から見れば、その出土量は1~数点とごく少量であるが、このような傾向は黒色土器にそれまでとは異なった意味が付されるようになり、当時の人々の生活に新たな習慣が加わった結果と考えられる。具体的にそれが何であるかを示すことはできないが、その場には甲斐型の黒色土器が選ばれたわけである。この傾向はXII期の大泉村寺所遺跡⁽¹⁶⁾でも見られ、遺跡のほぼ中央に占地する掘建柱建物跡を伴う大型の竪穴住居跡はもとより、その他の普通の大きさの住居跡でも認められる。XII期に衰えを見せる信州系の黒色土器群と入れ替わるように増加する甲斐型の黒色土器といい、食膳具に見られる新たな秩序をそのまま持ち込んでいく寺所遺跡の人々といい、XII期という時期は非常に活発に甲斐国の秩序が北巨摩地域に浸透したと考えられる。XI期は甲斐型の皿の外面調整が、回転ヘラケズリから手持ちヘラケズリに変化する。この坯に対する技術が皿に施されるようになったことは、坯と皿の生産が一元化し、より合理的な生産体制に変化したものと考えられている⁽¹⁷⁾。そして、このXI期に信州系黒色土器の出土量がピークを迎えることも以上の理由に大きく関係しているであろう。保坂康夫氏はロクロ甕の論考⁽¹⁸⁾のなかで、ロクロ甕が遺跡ごとに違った様相を呈することから、巨摩郡司が細かな地域単位に製作者集団を配置したと考えた。

筆者は、大型のロクロ甕がVIII期に減少し、同じ時期に信州系の黒色土器が普及し始めたことから、これらは須恵器の技術的な系譜をもつ同じ集団が生産したものと考えているが、その黒色土器に甲斐型のような画一性が見られないことは、やはり幾つかの製作者集団が生産していたと考えるのが自然である。これら製作者集団は、小さい組織の利点である機動性を活かして、変革期にあった甲斐型土師器の巨摩郡内での流通圏に次々と製品を供給していくものと考えられる。しかし、XII期において甲斐型土器の新しい生産体制が落ち着いてくると同時に、前述のように甲斐国の秩序が北巨摩地域にも入ってくる。そのような事態に対し、巨摩郡の黒色土器製作者は甲斐型黒色土器の法量に合わせた壺を生産し、生き残ろうとした結果が、XII期の口径14cm台の壺の増加という現象につながったと推測される。

おわりに

以上、少ない根拠から論を進めてきた。信州系と呼ばれる黒色土器には、常に長野県との資料の整合が求められる。しかし、山梨、長野両県の編年にはまだ隔たりがある。今年に入り長野県で出土した黒色土器を実見する機会を得たが、ヘラミガキが粗雑化する9世紀中葉以前の黒色土器は北巨摩出土のものと多くの共通点が認められた。形態もバラエティに富む点で共通し、北巨摩出土のものを搬入品か在地で生産されたものか判断することはできなかった。本論では大小久保遺跡の例から在地での生産を前提に論を進めたが、中には搬入されたものがあることは当然考えられる。今後は北巨摩と長野だけではなく、もっと広い視野から分析を進めたい。

末筆ながら、以下の方々には、貴重な御助言と資料の収集、実見に際して多大な御協力を賜った。記して謝意を表したい。また、参考文献については紙面の都合上割愛させていただいた。御了承願いたい。

伊藤公明、佐野 隆、村松佳幸、山下孝司、閔間俊明、長野県埋蔵文化財センター 烏羽英継、原村教育委員会 平出一義、富士見町教育委員会 橋口誠司、小松隆史、佐久市埋蔵文化財センター 出澤 力（敬称略）

註

- (1) 保坂康夫 1988 「山梨県下における古代前半のロクロ整形土師器甕をめぐって」『山梨県考古学協会誌』第2号
- (2) 櫛原功一 1997 「平安時代土器類の分類と編年」『社口遺跡第3次調査報告書』高根町教育委員会 社口遺跡発掘調査団
- (3) 垂崎市教育委員会 1992 『宮ノ前遺跡』
- (4) 原 明芳 1990 「信濃における平安時代の黒色土器」 東国土器研究会
ここに挙げた特徴は、註(2)文献に書かれている長野県での黒色土器の特徴とほぼ共通する。
- (5) 小平和夫 1990 「古代の土器」『中央自動車道長野線埋蔵文化財発掘調査報告書4－松本市内その1－』(財)長野県埋蔵文化財センター
- (6) 註(1)と同じ
- (7) 坂本美夫他 1983 「甲斐地域」 『神奈川考古』第14号 神奈川考古同人会
- (8) 武川村教育委員会 1988 『宮間田遺跡』
- (9) 須玉町教育委員会 1983 『大小久保遺跡』
- (10) 註(2)と同じ

- (11) 註(2)に同じ
- (12) 長野県埋蔵文化財センター 1999 『更埴条里遺跡・屋代遺跡群』古代1編
- (13) 註(10)に同じ
- (14) 診(7)に同じ
- (15) 甲斐型土器研究グループ 1992 『甲斐型土器—その編年と年代—』
- (16) 山梨県埋蔵文化財センター 1987 『寺所遺跡』
- (17) 濑田正明 1992 「皿」 『甲斐型土器—その編年と年代—』 甲斐型土器研究グループ
- (18) 診(1)に同じ

挿図出典

図1 1・2-武川村宮間田遺跡19住、3・4・5-同64住、6-同68住、7-同71住、8-同72住、9・10-韋崎市宮ノ前59住、11-同207住、12-同302住、13~18-須玉町大小久保1住

図2 19~21-武川村宮間田50住、22-同66住、23・24-白州町坂下3住、25-同西之久保3住、26~30-小淵沢町竹原2住、31~33-長坂町柳坪南6住、34・35-大泉村原田3住、36・37-同東原8住、38-高根町社口第3次5住、39-同29住、40~44-同青木北4住、45~47-明野村宮後14住、48・49-同11住、50・51-同屋敷添20住、52・53-韋崎市宮ノ前25住、54-同33住、55-同113住、56~59-同185住、60-同155住、61-同223住、62-同238住、63・64-同292住、65-同宮ノ前第3・6住、66~68-須玉町大小久保4住、69-同191住、70-東原8住、71-宮ノ前46住、72-同238住、73-大小久保4住

図3 74~76-武川村宮間田62住、77-白州町所帶II1住、78-小淵沢町前田3住、79-長坂町柳坪17住、80-同31住、81・82-同1住、83~90-同19住、91~93-同22住、94~96-同47住、97・98-同49住、99-同柳坪南5住、100~102-同12住、103・104-同10住、105~107-同境原3住、108・109-大泉村原田2住、110-高根町青木北2住、111~113-同東久保24住、114・115-同社口第3次24住、116~120-同6住、121-明野村下大内3住、122~126-同屋敷添第2・2住、127~129-同北原6住、130-韋崎市宮ノ前4住、131-同31住、132-同153住、133-同250住、134~136-同115住、137-同251住、138-同290住、139-同291住、140-同324住、141-明野村下大内2住、142-小淵沢町前田3住、143-柳坪22住、144-宮ノ前68住、145-宮間田62住、146-柳坪22住、147~149-同47住、150-柳坪南12住、151-原田2住、152-東久保24住、153-社口第3次24住、154-屋敷添第2・1住、155-前田3住、156-前田(1985)7住、157-境原3住、158-東原2住、159-北原6住

図4 160・161-武川村宮間田54住、162-白州町雜木2住、163-同新居道上、164-長坂町柳坪24住、165-同39住、166・167-大泉村寺所4住、168-同13住、169-同14・15住、170~172-同豆生田第3・10住、173・174-同天神10住、175-同東原6住、176-長坂町健康村21住、177・178-高根町東久保6住、179~184-同8住、185・186-同1住、187~189-同社口第3次25住、190-明野村屋敷添3住、191-同12住、192・193-韋崎市宮ノ前34住、194-同38住、195~197-同189住、198-同284住、199-高根町社口第3次37住、200-宮ノ前36住、201-同34住、202-同63住、203-同69住、204-同119住、205-同177住、206-柳坪24住、207-東原11住、208-東久保8住、209-同11住、210-柳坪24住、211-社口第3次37住、212~216-宮ノ前34住

図5 217・218-長坂町健康村15住、219-大泉村城下14住、220-同20住、221・222-同木ノ下・大坪1住、223~225-韋崎市宮ノ前11住、226-城下6住、227・228-宮ノ前11住、

図6 229~232-長坂町健康村20住

山梨県における縄文時代中期終末の土器様相

——曾利式編年と加曾利E式編年の対比から——

武川村教育委員会 平山 恵一

はじめに

縄文時代中期後葉の山梨県内は曾利式土器の文化圏として以前から知られており、曾利式土器に関する研究も非常に盛んである。しかしそのような曾利式土器も縄文時代中期終末になると急激に減少し、関東平野に分布する加曾利E式土器が山梨県内にも出土するようになる。その背景には、曾利式土器を放棄し加曾利E式土器を採用する理由となる何らかの社会的な変動があったことをうかがい知ることができる。そのことは土器型式に限ったことでなく、様々な角度からの研究により、明らかにされつつある。しかしそれと同時に、未だ当時の社会を解明するには残された問題点も多い。これは、土器研究においても言えることである。曾利式の研究は進んでいるが、県内出土の加曾利E式土器については曾利式土器の終焉問題⁽¹⁾について対比されるものの、型式自体の研究は、加曾利E式土器が山梨県内において客体的な型式にとらわれがちなためか、活発であるとは言えないだろう。しかし、県内の加曾利E式土器の出土事例は確実に増加し、縄文時代中期終末の様相を知るうえで非常に重要な位置を占める土器型式であることも事実である。ここではそのような位置付けにある加曾利E式の土器を、山梨県出土資料を対象にして加曾利E式土器様相を検討し、また、曾利式土器との並行関係も含めて縄文中期終末の土器様相を見ていきたい。

研究史

曾利式土器編年の研究は、藤森栄一氏の井戸尻編年をはじめ現在に至るまで、曾利I式～V式の変遷に修正・変更が加えられ、曾利式編年はより正確で緻密なものになってきている。その編年研究のなかには、関東地方に分布する加曾利E式との関係について述べられているものもあり、加曾利E式土器は、曾利式土器研究を進めるにあたり重要な位置を占める型式となっている。なかでも曾利式終末期においては、関東地方に分布の中心をもつ加曾利E式が山梨県を中心とする曾利式土器圏内にも広く出土するようになり、両型式の並行関係・終焉問題が論じられるようになった。本来であれば諸氏の曾利式の編年研究及び、各期の加曾利E式土器との関係について研究史をまとめるべきであるが、紙面の都合もあるため主に近年の論文に限定して、曾利式終末期土器様相及び加曾利E式との並行関係、終焉問題について触れられている論稿についてまとめていきたい。

末木健は『縄文文化の研究4』の曾利V式のなかで3細分の可能性を指摘し、その要素として口縁部文様帶、胴部懸垂文の描出法、胴部のII区画をあげている。曾利式と加曾利E式の関係については、曾利式文化が完全に加曾利E式文化に吸収されてしまったかのようにみえるが、両型式の終焉は同時期としている。終焉問題に関しての姿勢は『金の尾遺跡』においても変えていない（末木1981、1987）。

米田明訓は『柳坪遺跡』で、曾利式を八ヶ岳南麓の資料をもとに9細分している。その中のVII～IX段階が曾利V式に比定されると思われる。そのなかでVIII段階に口縁部に沈線による弧線文が施される土器群、口唇部直下に1本の沈線文をめぐらし、懸垂文区画がなされていない土器群を位置付け、IX段階に金の尾遺跡特殊2号土坑の土器を位置付けている。それに伴う加曾利E式の土器はVII段階に口縁部文様帶が消失するもの、VIII段階には胴部に渦巻文あるいは曲線的モチーフを表現するもの、IX段階には懸垂文間の幅広い無文帯を有する土器群を位置付けている（米田1986）。

小野正文は釈迦堂遺跡の曾利式土器を検討するに従い、曾利式の編年には合致しないものが多いことに気づかされたとし、従来の曾利式編年のI・II式を曾利古式、III・IV・V式を新式、それに続く段階を曾利新式と大別し、曾利古式を3細分、曾利新式を4細分している。大体曾利新4式が曾利V式に比定され、加曾利E式土器との並行関係については、曾利新3式に加曾利E3式、曾利新4式には、加曾利E3式のワラビ手状の沈線を施す土器群が伴出し、曾利新新式においては加曾利E4式に席巻されてしまうとしている(小野1987)。

山形真理子は、釈迦堂遺跡の報告(山梨県教育委員会1987)同様、曾利式を古・新式と2式に大別し、それら曾利古・新式をそれぞれ細別しているが、曾利新式を3細別するなどの細別内容に相違が認められる。加曾利E式との関係については、曾利新2式に加曾利E3式の口縁部文様帶と胴部に縱の磨消繩文帶が発達する土器群が並行し、曾利新3式には、加曾利E3式の口縁部文様帶が抜け胴部上半の大ぶりな波状沈線と下半の逆U字沈線が組み合わされた磨消繩文と蕨手繩文が入る土器群が並行する。そして加曾利E4式期には、曾利式は終焉するという立場に立ち、さらに金の尾遺跡の特殊2号土壙の土器を曾利式の系統を残す土器として曾利新3式からはずし、それに伴う加曾利E式を金の尾段階、曾利式土器を伴わず、加曾利E式土器のみが出土する段階を一の沢段階と、2段階に区別している。

佐野隆は山形編年を支持すると同時に、曾利新3式内において更なる細分の可能性を口縁部文様から見出し、曾利新3式をさらに古・中・新段階の3段階に細分した。この細分案により簡略化の中しか語られず、変遷過程のとらえにくい曾利新3式を時間的な変遷の中でとらえている。また曾利新3式新段階に続く段階は金の尾段階の土器を指し、曾利新4式としている。加曾利E式との関係については、曾利新3式古段階に加曾利E3式、曾利新3式中段階に口縁部文様帶をもつものは存在せず、胴上半部いっぱいに弧状沈線を描くもの、胴上半部に渦巻状のモチーフを描く土器群が並行し、曾利新3式新段階には対向U字文を施文する加曾利E式が並行するとしている(佐野1997)。

櫛原功一氏は曾利式I～V大別を基本とし、それらの細分という形でa～cの2～3細分として地域性を考慮した上で土器の類型を抽出し、類型別変遷をそれぞれ想定している。その中で曾利V式をa～c期に細分し、Vc期に、いわゆる金の尾段階の構成の崩れた曾利式土器とそれに伴出した加曾利E式土器を、また、一の沢1号住居、郷蔵地遺跡1号住居の出土遺物も、曾利Vc期にそれ位置付けている。加曾利E式との並行関係については、多摩・武藏野編年に対比させ、曾利Va・Vb・Vc期に、それぞれ多摩・武藏野編年⁽²⁾の12b・13a・13b期が並行するとしている(櫛原1999)。

金の尾遺跡の特殊2号土坑の出土遺物の扱い方が、曾利式終末期の土器様相及び加曾利Eとの関係を考えるうえで非常に重要な位置を示す。しかし金の尾遺跡特殊2号土坑の編年的な位置付けにおいては、統一した見解が見られない。それは曾利式最終末期になると加曾利E式が卓越してしまい、曾利式の土器の出土事例はほとんど見られなくなるということが要因としてあげられるであろう。加曾利E式との終焉問題については、金の尾遺跡特殊2号土坑内の曾利式終末の土器と加曾利E4式の土器が伴出していることから、両型式の終焉は同時期とするという立場と、加曾利E4式が単独で出土する郷蔵地遺跡1号住居、一の沢遺跡1号住居の事例から、県内において加曾利E式より先に曾利式が終焉するという立場があり、終焉問題においても解決したとは言えないだろう。加曾利E式との並行関係については、県内における曾利式土器、加曾利E式土器の遺構単位による伴出資料が少ないためなどの理由から、あまり活発に行われていないのが現状のようである。しかし県内の加曾利E式土器の出土事例は増加しており、また中谷遺跡、大月遺跡などの曾利式や、加曾利E式などの繩文時代中期終末期の良好な資料が数多く出土した今、加曾利E式との関係を軽視

する事ができない状況にまできていると思われる。ここでは曾利式土器と加曾利E式土器を、出土した遺構単位による一括資料を基に両型式の並行関係を求め、県内出土の加曾利E式土器の時期的位置付けを行いたい。

分析にあたり

以降、山梨県内出土の遺構単位による一括資料を、曾利式土器は佐野編年、加曾利E式土器は多摩・武藏野編年に、それぞれ編年的な位置付けを求め、その後に両編年の並行関係を見ていきたい。佐野は先述したとおり、山形編年の曾利新3式を口縁部の文様からさらに古・中・新段階に3細分し、簡略化の過程の中で語られる曾利式終末の土器群から時間的変遷を追っている⁽³⁾。当該期の加曾利E式との並行関係については、当時報告されている出土資料の少なさのせいもあって不明瞭さを残しているが、筆者も賛同する点が多い。

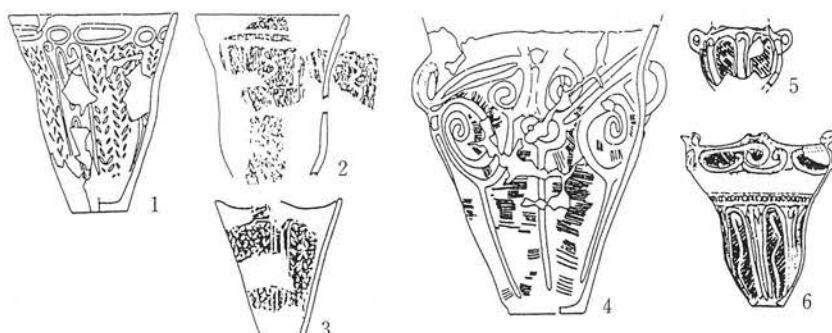
加曾利E式土器は從来から様々な研究が行われ、研究者の視点ごとの様々な編年が組まれている。しかし、その結果、加曾利E式土器の時期区分に関しては、今現在においても研究者間に混乱した様相を呈しているようである。特に加曾利E 4(IV)式においては、加曾利E 4式または加曾利E IV式と表記が異なるだけで型式の成立時期が異なるなど、非常に扱いにくい型式となっている。このような状況下において加曾利E式土器を扱うことに対して躊躇を覚えるが、今回は近隣の地域である多摩丘陵、武藏野台地出土の加曾利E式土器を対象に作成された、多摩・武藏野編年に一度対比させ、山梨県出土の加曾利E式土器の形式学的位置付けを行いたい。そのような両型式の編年的位置付けを行った後で、山梨県内における両型式の並行関係を見ていきたい。

出土資料の検討

ここでは曾利式土器と加曾利E式土器が遺構単位で共伴関係にある曾利式土器について見ていき、佐野編年における位置付けを行いたい。

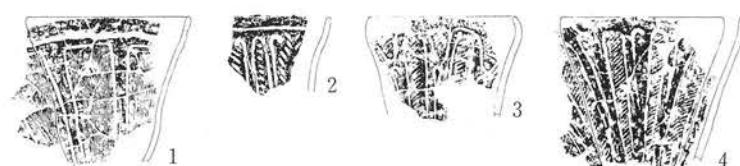
釈迦堂遺跡 S I IV 区 S B 78 (第1図)

1は胴中位に緩やかな括れをもち、口縁部が平縁を呈す土器である。口縁部に、円形文と橢円文を交互に配置させている。地文にはハの字文が密に施されている。懸垂文には橢円文が縦に2段施され、両脇に蕨手文が施される。



第1図 釈迦堂遺跡SI IV SB78 (1/12)

2は口縁部が平縁を呈し、胴部に緩い括れをもつ。II字状の区画内に条線地文と蛇行沈線文を施している。3は低部から直線的に立ち上がる器形で、口縁は波状を呈す。口縁部が欠損しているため口縁部文様は正確にはわから



第2図 牛石遺跡 1号住居址 (1/12)

らない。懸垂文を有し、地文はハの字文が密に施されている。4はX字状把手付大型深鉢で、互いが連結したX字状把手をもつ。低隆帶によって胴部に渦巻文を描く。以上の土器のもつ特徴から、曾利新3式古段階に比定される。

牛石遺跡 1号住居址（第2図）

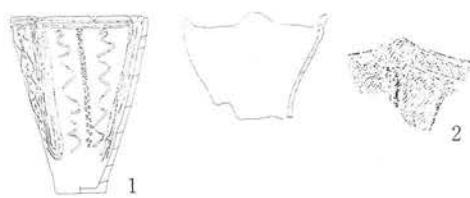
1は口縁部が平縁を呈し、胴部にやや括れをもつ土器である。口唇部直下に沈線による区画がなされ、その上部は無文である。胴部には、沈線によるII字状の区画文内に櫛歯状工具による条線文が充填されている。2は破片資料であるが、口縁部を沈線で区画し口唇部に無文帯を有す。逆U字状懸垂文をもち、内部に列点文を施す。懸垂文の両側面に蕨手文を施している。地文に密に施されたハの字文をもつ。以上の特徴から、曾利新3式古段階に比定される。

次郎構遺跡 第181号土坑（第3図）

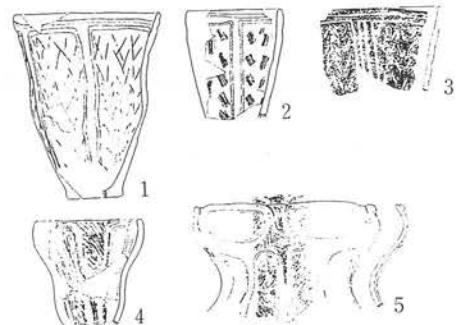
1は底部から直線的に立ち上がる器形を呈し、口縁部は平縁である。楕円文を垂下させる懸垂文で器面を縦位に区画している。その内部に蛇行沈線文を施すなど古相を示す。形の崩れた列点文2行が施されており、以上のことから曾利新3式中段階に比定されよう。

大月遺跡 11号住居址（第4図）

1は胴中位において括れ、口縁部が平縁を呈す。口唇部直下に、微隆起線を横走させている。胴部には、微隆起によってII字状に区画した内部にハの字文が施されている。口縁部に渦巻文や楕円文をもたないが、ハ

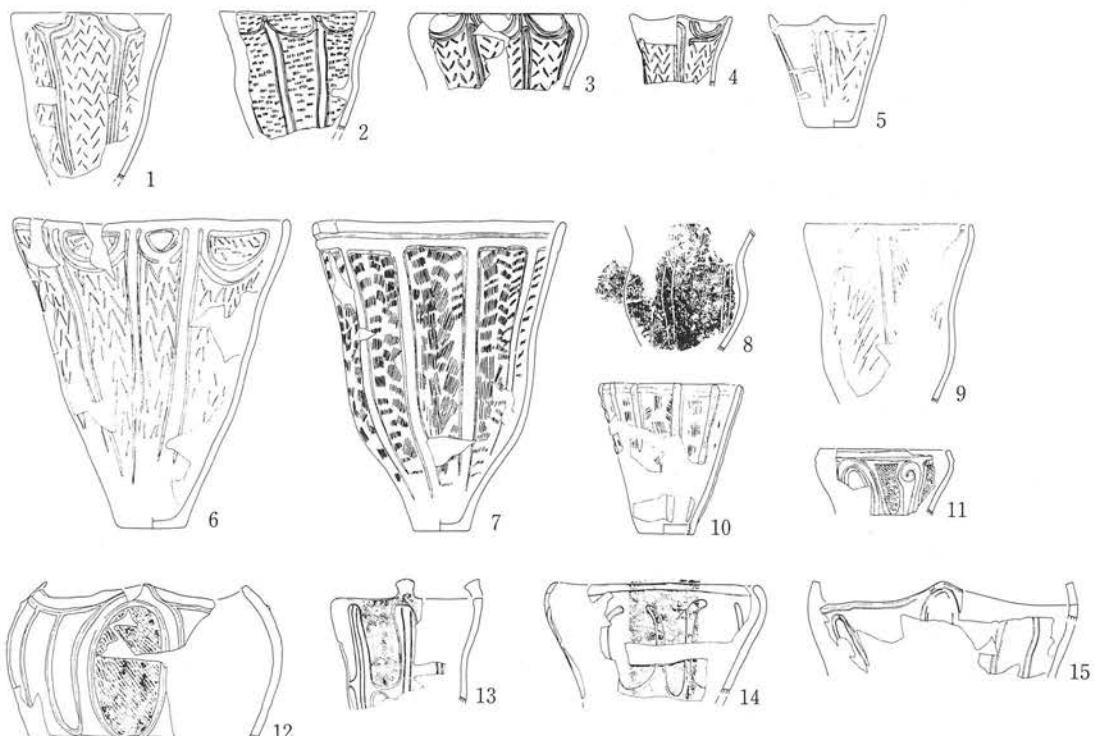


第2図 牛石遺跡 1号住居址 (1/12)



第3図 次郎構遺跡 第181号土坑 (1/12)

第4図 大月遺跡 11号住居址 (1/12)



第4図 大月遺跡 11号住居址 (1/12)

の字文が崩れしており、また密に施されていないという特徴があげられる。2は、平縁で胴部に括れをもたない。ハの字文のかわりに櫛齒状文が施されているが、1と同様、文様構成に崩れを認めることができる。3は破片資料であるが、口唇部直下に沈線による区画をもち、逆U字状の懸垂文をもつ。地文にはハの字文が施されている。以上の土器群の特徴から曾利新3式中段階に比定される。

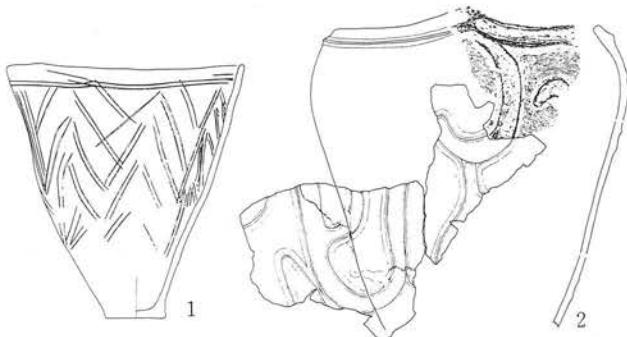
中谷遺跡 12号住居（第5図）

1・2・3・4は胴部にわずかな括れをもち、4は波状口縁を呈し、3は口縁部にかけて内湾している。口縁部に弧線文をもち、1のように弧線文の直下から懸垂文を施すものや、2・3・4・6のように弧線文の繋ぎ目から懸垂文を施すものがある。6のように口縁部に橢円文と弧線文をもつなど、古相を示す土器も存在する。5は底部から直線的に立ち上がる器形で、口縁部は4単位の波状を呈している。逆U字状の懸垂文をもち、地文であるハの地文は崩れて施されている。口縁部に弧線文をもつ土器群が出土土器の曾利式土器の大半を占めることより、曾利新3式新段階に比定されよう。

金の尾遺跡 特殊2号土坑（第6図）

1はいわゆる金の尾段階とされている土器であり、曾利新3式新段階に後続する段階として位置付けられている。口縁部が平縁を呈し、底部から口縁部にかけて直線的に立ち上がる器形である。口唇部直下を2本の並行沈線によって区画されているだけで、胴部を縦位に区画する区画文や懸垂文は存在しない。地文のハの字文も間延びして施されているなど、文様構成が崩れていることから曾利新4式に比定される。

以上、遺構単位の資料に対して、曾利式土器編年を基準に編年の位置付けを行った。次に、それら遺構単位で伴出した加曾利E式土器の検討を行いたい。



第6図 金の尾遺跡 特殊2号土坑 (1/12)

加曾利E式土器資料の検討

次に、先にあげた遺構単位の一括資料の加曾利E式について、多摩・武藏野編年における位置付けを行いたい。

曾利新3式古段階

釈迦堂遺跡 S I IV区 S B 78

第1図6は口縁部文様帯をもつ土器である。口縁部文様は低隆帯によって橢円文や渦巻文が描かれているが、隆帯や沈線による口縁部文様帯と胴部文様帯との区画がなされていない。頸部は無文で、胴括れ部に横走する並行沈線文で区画し、沈線文間に刺突文を施している。区画下には逆U字文と蕨手文が交互に配置され、内部に縄文と蛇行沈線文が施されている。以上の特徴から多摩・武藏野編年の12c期に比定されよう。

牛石遺跡1号住居

第2図3は胴部中位にわずかに括れをもち口縁部にかけて内湾し、口縁部が平縁を呈す土器である。口縁部に弧状沈線文が施されており、口唇部直下から弧状沈線文にかけて縄文が施されている。その弧状沈線文に入り組むようにして逆U字状の懸垂文が施され、その内部には縄文が施されている。弧状沈線文と懸垂文

の隙間の無文部に、蕨手状のモチーフが描かれている。4は平縁で底部から直線的に立ち上がると思われ、口縁部は内湾する器形である。3には2のような弧状沈線文は施されておらず、逆U字状の区画内に縄文を施した懸垂文が施されており、蕨手文と交互に配置されている。以上の特徴から、共に多摩・武藏野編年の12c期に位置付けられる。

曾利新3式中段階

次郎構遺跡第18号土坑

第3図2は口縁部が4単位の波状を呈し、胴中位から口縁部にかけて外反する器形をもつ。口縁部の円形文や楕円文内に縄文を施している。胴部にはII状の区画や沈線のみによる縦位の区画がなされており、縄文部と無文部が交互に配されている。無文部には蕨手文が施されている。この土器は加曾利E式を代表するいわゆる口縁部文様帶をもつキャリバー型の土器で、4単位の波状口縁をもち、口縁部文様帶と胴部文様帶を段や隆帶で明確に区画しないものは新相を示す。このタイプの土器は、この段階で姿を消すようである。多摩・武藏の編年では12c期に比定される。

大月遺跡11号住居

第4図4は胴部に括れをもち口縁部にかけて内湾し、口縁部は平縁を呈す。胴上半部いっぱいに弧状沈線文が施され、口唇部直下から弧状沈線文の間に縄文が施されている。胴部には、弧線文に入り組むようにして蕨手文や逆U字状文が施されている。多摩・武藏野編年の12c期に比定される土器である。

曾利新3式新段階

中谷遺跡12号住居

第5図11は胴中位から口縁部にかけて内湾する器形を呈し、口縁部が平縁である。口唇部直下に狭い無文帯による区画がなされ、胴部には、逆U字状の懸垂文や蕨手文が施されている。13は口縁部が平縁を呈し、1単位の把手をもつ。胴部中位に括れをもち、口縁部がわずかに内湾する。胴部中位の括れを境に胴上半部いっぱいに弧状沈線文が描かれ、口唇部直下から弧状沈線文までの間に縄文が施されている。胴下半部には、弧線文に対向するようにして逆U字状の懸垂文が施されており、無文部に2本の並行沈線文が施されている。12は4単位の波状口縁を呈し、胴上半部全体が内湾しながら立ち上がる器形である。口唇部直下に、波状口縁の形状に沿うようにして低隆帯を施し、4単位の波頂部で口唇部まで施すことによって、それぞれの口唇部の無文域を4単位に分断している。胴部においては、波状口縁の波頂部の下に胴上半部いっぱいに低隆帶で楕円文が描かれ、内部に縄文が施されている。その楕円文を囲むように低隆帶が施文されている。波状口縁の波頂部の直下に楕円文を施すことによって、波状口縁の単位と胴部文様である楕円文の単位を合わせるように描かれている。14は胴部中位から外反気味に立ち上がり、口縁部で内湾する器形を呈し平縁である。口唇部直下に沈線で区画をすることによって、口唇部に無文域を作り出している。胴上半部には弧状沈線文が変形したように描かれ、口唇部直下の横走する沈線から弧線文にかけての範囲に縄文が施されている。11・13は以上のことから、多摩・武藏野編年の12c期に位置付けられる。12・14は13a期に比定される。

曾利新4式（金の尾段階）

金の尾遺跡特殊2号土坑

第6図2土器は波状口縁を持ち、胴部中位にわずかに括れをもつ土器であり、胴部中位から口縁部にかけ

て内湾している。口唇部直下に、波状口縁に沿うように低隆帯を施すことによって口唇部を区画している。波状口縁の波頂部下から胴上半部いっぱいに、2本の低隆帯で渦巻文を描く。渦巻文の内部は無文である。胴部のモチーフを描いている低隆帯は断面形が三角形であるが、低隆帯の外側の縄文部を低隆帯に沿うようにして擦り消してある。以上の特徴から、多摩・武藏野編年の13a期に比定される土器であろう。

佐野編年の曾利新3式、新4式及びそれに伴う加曾利E式土器を、多摩・武藏野編年に対比させ特徴を見てきたが、この時期の加曾利E式土器についてまとめてみたい。

佐野編年の曾利新3式は、ほぼ多摩・武藏野編年の12c期に比定されるであろう。山梨県内出土の加曾利E3式土器の口縁部文様をもつキャリバー型の土器は曾利新2式の段階でも認められるが、口縁部文様をもたず、胴部上半部に弧状沈線文を描くものは、曾利新3式古段階から出現するようである。口縁部文様帯をもつキャリバー型の土器は口縁部に段をもち、器形上からも口縁部としての区画を意識していたものから、曾利新3式古段階の頃になると口縁部の段が消失し、文様においても明確な区画がなされなくなっている。山形氏は、「口縁部文様帯が存在し、胴部に縦の磨消縄紋帯が発達する土器群」を曾利新2式に、「伝統的な口縁部文様帯が抜け、胴部上半の大ぶりな波状沈線と下半の逆U字沈線が組み合わされた磨消縄文に、しばしば蕨手縄文が入る土器群」を曾利新3式に、それぞれ並行する（山形1996）としているが、口縁部文様帯をもつ土器群は曾利新3式中段階で姿を消すようである。先述のように、胴上半部に弧状沈線文をもつ土器群は曾利新3式古段階から出現するが、古段階での弧状沈線文は、胴括れ部より高い位置で折り返し描かれることが多いようである⁽⁴⁾。曾利新3式中段階になると、器形上においても胴括れ部から口縁部にかけて内湾するようになり、器形の変化に連動するように、胴上半部いっぱいに弧状沈線文が描かれるものが主体となるようである。曾利新3式新段階になるとキャリバー型の土器は姿を消し、胴上半部いっぱいに弧状沈線文を描く土器が主体となる。また、この段階から多摩・武藏野編年の13a期の土器が出現する。遺構単位で見てみると、出土遺物が加曾利E式土器を主体とするものは、曾利新3式新段階から出現するようである⁽⁵⁾。以上、遺構単位による共伴事例から曾利式編年と加曾利E式編年の対比を行ったが、以上にあげた特徴を基に、山梨県出土の加曾利E式土器について見ていただきたい。

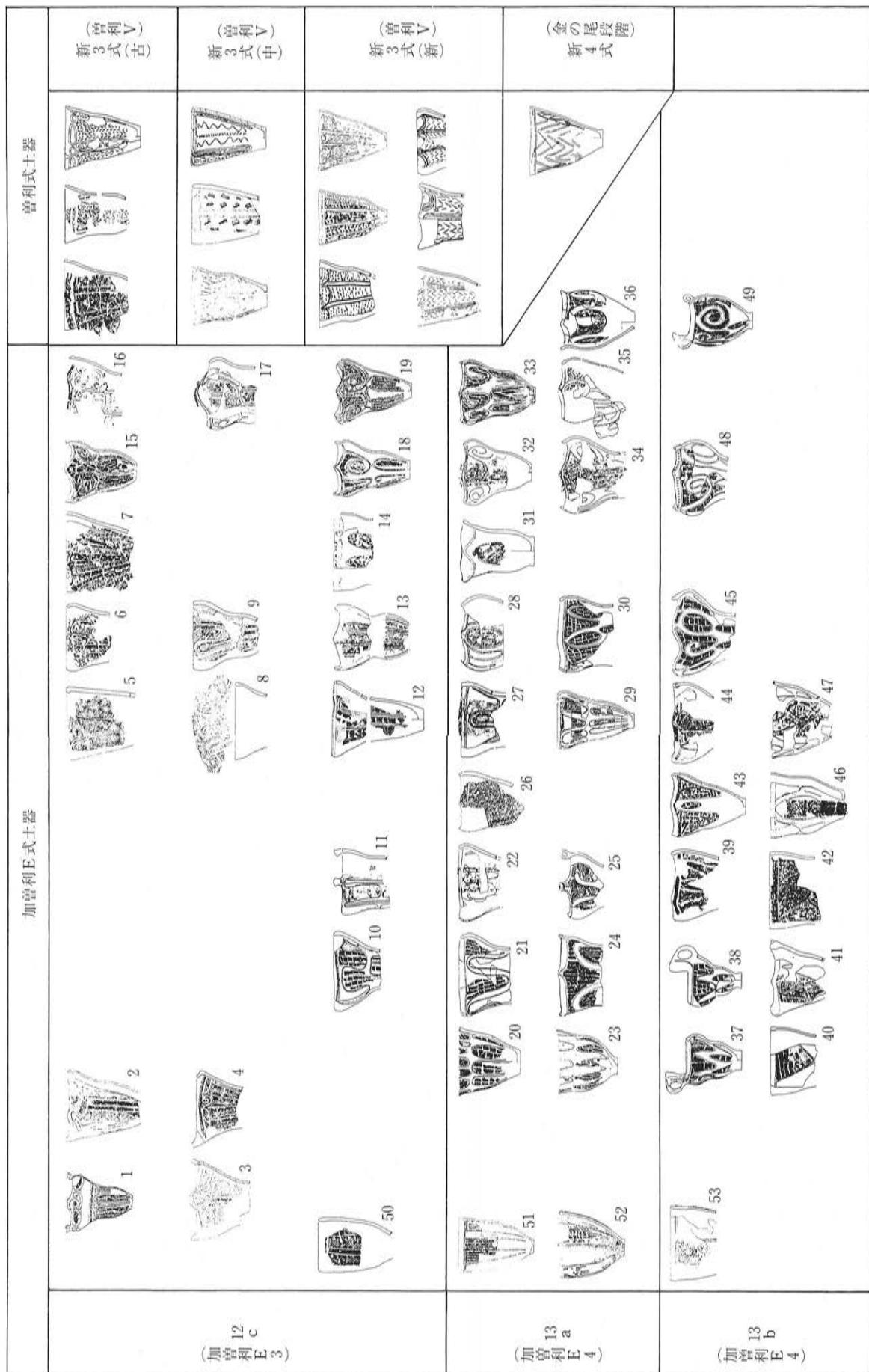
山梨県内出土の加曾利E式について（第7図）

ここでは、前項までにあげた加曾利E式土器の特徴から、県内出土の加曾利E式土器の多摩・武藏野編年における編年的位置付けを行いたい。以降加曾利E3式期に比定される12c期と、加曾利E4式期に比定される13期の土器について見ていきたい。また県内出土の土器を見ていくにあたり、筆者なりに気づいた点も述べていきたい。

12c期

1~4は口縁部文様帯をもつ土器群である。12c期の口縁部は器形においても胴部と区画する段が消え、文様も楕円文等を描くのみで、口縁部文様と胴部文様の境目が不明瞭となっている。胴部文様は、縄文地と無文地が縦に交互に配されているのが主で、1のように全体が縄文地で沈線を垂下させるだけのものもある。副文様には蛇行沈線文や蕨手文が施されている。口縁部文様帯をもつ土器は12c期を通して存在するのではなく、曾利新3式中段階で姿を消すようである。

5~14は胴上半部に弧状沈線文をもつ土器群である。胴上半部に、弧状沈線文と胴下半部逆U字状文の組み合わせによって描かれる土器であるが、その組み合わせによって大きく4つのタイプに分けられるようである。



第7図 加曾利E式・曾利式編年対比（縮尺不同）

- ① 弧状沈線文に対向し、入り組むように逆U字状文が描かれる一群（8・12）
- ② 弧状沈線文に対向するように逆U字状文が描かれる一群（10・11）
- ③ 弧状沈線文に入り組むようにして逆U字状文が描かれる一群（6・9・13）
- ④ 弧状沈線文をもたず、逆U字状文のみが描かれる一群（7・14）

④の土器群は弧状沈線文をもたないため、この分類に当てはめるのは適当でないかもしれない。しかし、④の土器群は弧状沈線文と逆U字文をもつ土器群のモチーフの組み合わせによって生まれた一つのバラエティと考えるのが妥当と考え、この分類に加えた。出現時期としては厳密ではないが、①・③・④の土器群に比べ②の土器群の出現が曾利新3式とやや遅れるようである。また胴上半部に描かれる弧状沈線文も、口縁部周辺に描かれるものと胴上半部いっぱいに描かれるものの二つがあり、これについても前者が古相、後者が新相を示すという時期差が認められる⁽⁶⁾。15～19は口縁部が波状を呈し、地文は縄文で、微隆起線によって胴上半部に渦巻をモチーフとした文様と、胴下半部には微隆起線による懸垂文が施される。胴括れ部を境に上下二段構成の特徴を持つ土器群である。16の土器が、曾利新3式古段階の曾利式土器と土坑内において伴出していた⁽⁷⁾ため、多摩・武藏野編年の12c期の中でも古い時期に位置付けられる。18・19は波状口縁を持ち、微隆起線で渦巻のモチーフを描いていることから15・16・17と同系統の土器であると思われるが、磨消縄文が卓越していることから、15・16・17よりも新相を示す土器であろう。18の胴下半部には、12c期に特徴的な蕨手文が描かれている。

13期 a 期

従来、金の尾段階以降に比定される時期であるが、曾利新3式新段階からその存在が確認されている。13期になると口唇部に無文帯が成立し、磨消縄文が卓越するようになる。文様構成の面では12c期に特徴的な波状沈線文が姿を消し、横に展開していく構成から縦の単位を重視する構成に変化していくという点があげられる。また、胴部に描かれる文様の単位数も4単位に描かれるようになる。13a期になると、12c期の段階では縄文地に微隆起線でモチーフを描く土器群にしか見られなかった微隆起線描出の土器群も多く認められる。この段階においては、まだ4単位文様構成は確立しないようである。

20～25は12c期の②の土器群から派生する土器群であろう。21は胴上半部を横位に展開する無文描出の弧線文が描かれており、12c期の影響を色濃く残す土器群である。24は口縁が4単位の波状を呈し、その波頂間に弧線の山にあたる部分を配置している。文様は胴部に微隆帶をめぐらして、4単位の無文帯を構成している。文様の単位数、また器形においても口縁部が外反気味であることなどから、新しい様相を呈す土器である。20・23はどちらも口縁部がないが、胴括れ部を境にU字状文を向かい合わせるように配置している。22・25は胴上半部の弧線文が変形し、弧線の山にあたる部分が左右共に向かい合い、単位文化している。20～25の土器群は、20・23以外は単位文化の様相を呈すが、その単位数についてはまだ不確定の感が強い。26～30は胴部文様に球状の文様をもつ土器群である。球状の文様をもつ土器群は、13期を通して、胴部文様が胴括れ部を境として上下二段構成をもつものが主に存在する。胴上半部に球状文を描くもの28～30と、括れ部を境に文様を上下に分断せず、一段構成で描く26に分類することができる。26は胴部に緩い括れをもち、4単位の波状口縁を呈す土器である。胴部には、沈線で球状文が胴下半部にまで描かれている。28・29は、縄文部または磨消部を隆起線で縁どるようにして文様が描かれている。30は口唇部直下に微隆起線の区画をもつ。31の土器は口縁部に微隆起線を波状に巡らしている。胴部には逆U字状文が描かれ、内部に縄文を施している。描出法は異なるが、口縁部の波状文や胴上半部にまで及ぶ沈線による逆U字状文など、12c期の影響を色濃く残している。32～36は胴上半部に渦巻文をもつ土器群である。渦巻文をもつ土器群も球状文をもつ土

器群同様に、13期を通して、1段構成をもつものと2段構成をもつものとが存在する。渦巻文をもつ土器群は4単位の波状口縁をもつ土器群がほとんどであり、12c期の微隆起線で渦巻文を描く土器群の影響を残す土器群であろう。32~34の土器は口縁部形態が4単位の波状を呈すにもかかわらず、渦巻文の単位数が6単位であることが多く、この段階では口縁部の波状と胴部文様の単位数が一致しないという特徴を示す。36は胴部に括れをもたない器形で、渦巻文のみを胴部に1段描く土器であるが、この土器においても口縁の波状の単位と胴部文様の単位は一致していないようである。

13b期

37~42になるとU字文がより鋭利になり、V字状を呈すようになる。このU字状文（V字状文）が対向する土器群は文様の単位数が減少傾向にあるものの、12・13期を通して単位数が安定しないという特徴があげられる。口縁部も平縁を呈するものがほとんどのようである。最新相になると構成の崩れが目立つようになり、38のように胴部に1段でV字状文を描くようになる土器群も出現する。東京都国立市南養寺遺跡で、同じ構成を持つ土器が称名寺式と住居内にて伴出しているため、後期に下る可能性もある土器である。43~47の土器は、球状文を単位とした4単位の構成をもつ土器群である。43・46は胴括れ部を境に文様を分けておらず、胴部1段構成をもつ土器である。48・49の土器は胴部の渦巻文が4単位になり、より新相を示すようになる。49の土器は胴部に括れをもたない器形だが、胴下半部から逆U字状の縄文帯が描かれており、2段構成をもつように描かれているが簡略化している。13b期の渦巻文をもつ土器群は、13a期に比べ渦巻の度合いが強くなるという傾向を示すようである。谷井・細田氏が渦巻文をもつ土器群について、新しいものほど渦巻の度合いが強くなることを指摘している（谷井・細田1995）ことから、48・49においても同様の傾向があるようである。49は37と土坑内において伴出状況にある。50~53は胴部に括れをもたず、口縁部が平縁を呈す土器である。口唇部直下に沈線または低隆帯による区画線をもって無文域を作り、胴部に同じく沈線または低隆帯で懸垂文を垂下させている。そして懸垂文間に縄文地と無文地とを交互に配置させている土器群である。13期成立に特徴的な口唇部直下の無文域、磨消縄文の卓越、胴部文様単位の減少など、主に13期の流れの中に位置付けられる土器群であるが、基本的に他の土器群との交渉があまり認められず、独自の変遷を示す土器群である。また、他の土器群との伴出事例もないため、土器群のもつ特徴から時期的位置付けを行ったことを断っておきたい。50は懸垂文を沈線で描出しているなど、備隆起線で描出するこのタイプの土器群にはあまり見られない土器である。また胴部文様に交互に配されている縄文地と無文地であるが、無文地の方が幅狭に描かれていることなどから、13a期よりも古相を示すようである。以上のことから、ここでは12c期に位置付けた。51~53は、新相を示すものほど交互に配置させる縄文地と無文地の単位数が減少していくという傾向があるようである（佐野1997）。

まとめ・今後の課題

以上、山梨県内出土の加曾利E式土器を曾利式の編年と対比させて、縄文時代中期終末の土器様相を見てきた。ここでは、現段階において確認し得る成果と問題点について述べていきたい。

多摩・武藏野編年における12c期は胴上半部に弧状沈線文をもつ土器群の出現する段階として位置付けられているが、その成立時期は曾利新3式古段階成立時とほぼ同じ時期に位置付けられる。また、加曾利E3式を代表する口縁部文様帯をもつ土器群と、胴上半部に弧状沈線文をもつ土器群は、曾利新3式古段階と中段階の古い時期まで共存し、口縁部文様帯を持つ土器群がほぼ曾利新3式中段階で姿を消すようである。胴上半部に弧状沈線文をもつ土器群も多摩・武藏野編年の12c期では、口縁部周辺に弧状沈線を描く土器群と、

胴上半部いっぱいに描く弧状沈線文をもつ土器群が同時期としてのみ記されているが、口縁部に弧状沈線文を描く土器群はより古相を示し、胴上半部いっぱいに弧状沈線文を施す土器群より先に姿を消すという特徴があげられる。縄文地文をもち微隆起線で渦巻状のモチーフを描く土器群は、13期において盛行する胴部2段構成をこの段階から持ち合わせており、曾利新3式古段階からの存在を確認することができる⁽⁸⁾。基本的に口縁部文様帯をもつ土器群に、4単位の波状縁をもつものがわずかに見られるものの、12c期の加曾利E式土器群は平縁の土器群がほとんどを占めている。そのような中で、微隆起線でモチーフを描く土器群だけが、4単位の波状口縁と胴部の渦巻のモチーフと、胴部上下2段にモチーフを描くという特徴をもっており、13期の土器群成立を語るうえで非常に重要な土器群であることをうかがい知ることができる。また住居址単位で見てみると、従来、金の尾遺跡特殊2号土坑の時期から、山梨県内においても加曾利E式土器が住居址出土遺物のほとんどを占めるようになるとと言われていたが、加曾利E式土器が出土遺物の主体を占める住居址は、曾利新3式新段階には確実に存在している。以上のことから、曾利新3式中段階から新段階にかけての間に山梨県内の加曾利E式土器の型式学的な変化と、出土状況の変化を認めることができるようにある。これは、多摩・武蔵野編年の12c期内の加曾利E式土器における画期の可能性を指摘することになる。しかし、山梨県の出土事例を多摩・武蔵野編年に対比させていることと、曾利式土器と加曾利E式土器の遺構単位における伴出する事例の少なさから正確さに欠けるため、現段階においては変化の可能性を指摘するだけにとどめておきたい。他地域における曾利式土器と加曾利E式土器の様相と見比べ、また県内の資料の増加を待ちつつ、今後、実態の解明に努めたい。

多摩・武蔵野編年の13a期の土器は、曾利新3式新段階には存在が確認されている。12c期の弧状沈線文をもつ土器群のように横位に展開する構成をもつものが13a期になると器面上を縦位に単位化する傾向が見られる。球状文をもつ土器群と渦巻文をもつ土器群は、13期を通して、それぞれ1段構成と2段構成の2つの段構成をもつものが存在する。後期初頭の称名寺式土器は2段構成のJ字文を特徴として指摘できるが、今後この時期の土器群との関係を明らかにすべきであろう。

13b期の土器群は沈線描出が目立ち、わずかに微隆起線描出の土器群が残る。球状文、渦巻文の土器群は、モチーフの単位が4単位に定着するようになり、称名寺式との単位数における共通点が見受けられる。この段階の渦巻文をもつ土器群は、渦巻の度合いが強くなる傾向も見受けられるようである。また13b期とした土器群の中には、第7図41のように他県において称名寺式土器と伴出するなど、後期に下る可能性のある土器群も認められる。本稿においては称名寺式との関係について触れることができなかったが、山梨県でも称名寺式土器の出土事例が増加傾向にある今、加曾利E4式土器と称名寺式土器の関係の把握も今後の課題となろう。

おわりに

以上、山梨県内出土の縄文中期終末の加曾利E式土器について、曾利式土器との並行関係に触れながら見てきた。遺構の一括資料を扱うにあたり、基本的には報告書の記述に従ったが、遺構単位において層位的な吟味がなされているもの、なされていないものがあるなど、土器の共伴関係の扱いにおいて課題を残したままになってしまった。

加曾利E式については、従来から様々な研究が成されている。しかし、研究者間にある混乱の様相は收拾されておらず、今回対象にするにあたり、非常に注意を要した。また研究を進めるにつれ筆者の浅学さを思い知らされるなど、自分の中にも課題を残す結果となってしまった。しかし、今後それら自身における課題

も解決しつつ、縄文時代中期終末の土器様相解明に向けて、さらに研究を続けていきたい。

本稿を作成するにあたり、非常に有益な御教示及び御指摘だけでなく、参考文献・参考資料入手、資料実見に際して便宜を図るなどの御配慮を賜った北巨摩郡埋蔵文化財担当者の方々や、多くの御指導・御協力を賜った方々、図版作成にあたり御助力いただいた方々に、末筆ながら、お礼申し上げたいと思う。

註

- (1) 佐野隆は、終焉問題よりも加曽利E式との並行関係を追及することの方に、時間の尺度としての有効性を認めている。(佐野1997)
- (2) 黒尾和久・小林謙一・中山真治氏は、シンポジウム『縄文中期集落の新地平』において縄文時代中期を1期から15期に区分し、加曽利E3式に12a・12b・12c期、加曽利E4式に13a・13b期、称名寺式に14期と15期を、それぞれ設定している。(黒尾・小林・中山1995)
- (3) 佐野隆は、諏訪原遺跡24号住居跡と屋敷添遺跡の出土資料の検証から、口縁部文様において「口縁部文様帶は渦巻文、楕円文の組み合わせが古相を示すと考える。さらに楕円文のみ、あるいは渦巻文と楕円文の退行形態と考えられる弧線文の組み合わせが新相を示す。さらに弧線文のみの口縁部文様帶が最新相を示す」と変遷指標の抽出を行い、それぞれ曾利新3式古段階、中段階、新段階と設定している。(佐野1997)
- (4) 弧状沈線文が口縁部に描かれる土器群は、12c期の口縁部文様帶をもつ土器群と遺構内で伴出することが多く、胴上半部いっぱいに弧状沈線文を描く土器群は、それに比べ口縁部文様帶をもつ土器群と伴出する事が少ないという特徴があげられる。それはある時期を境に明確に区分できるものではなく、一概に言えない事例もあり、今後も検討を必要とするのであるが、傾向として指摘することができる。口縁部に弧状沈線文を描く土器は、ある時期から姿を消すことが認められるが、胴上半部いっぱいに弧状沈線文を描く土器は、それが姿を消す前から存在が確認されている。弧状沈線文を描く土器群成立時に以上の2つの土器群が存在したが、早い段階に、胴上半部いっぱいに弧状沈線文を描く土器群に集約されていったととらえることもできる。この土器群については、まだ今後、慎重に検討する必要がある。
- (5) 大月遺跡2号住居跡の資料がそれにあたる。加曽利E式や曾利式の破片資料から、この段階に位置付けるのが妥当と思われる。
- (6) 黒尾氏は、加曽利E3式を3a・3b・3c式期の3期に細分されている。その3c式期の土器群に対し「逆U字区画、蕨手の懸垂文などの副文様が普遍化した土器」として、弧状沈線文が口縁部周辺に描かれているものと、胴上半部いっぱいに描かれているものを、どちらも“加⑨c”の中で扱っている。(黒尾1995)
- (7) 小屋敷遺跡の土坑内で、17の土器と曾利新3式の古段階の土器群が伴出状況にあった。
山梨県北巨摩郡長坂町教育委員会の小宮山隆氏から、小屋敷遺跡の貴重な写真資料の実見に際して便宜を受けた。記してそのご厚意に感謝したい。
- (8) 基本的に、山梨県内出土の縄文地文に微隆起線で渦巻などのモチーフを描く土器群は、いわゆる「梶山タイプ」と呼ばれる土器群と同様のものであると考える。

引用・参考文献

- 伊藤公明 1998 「X字状把手付大型深鉢型土器の展開—八ヶ岳南麓を中心として—」『八ヶ岳考古 平成9年度年報』
北巨摩市町村文化財担当者会
- 加納 実 1994 「加曽利E3・4式土器の系統分析—配列・編年の前提作業として—」『貝塚博物館紀要』第21号 千葉市立貝塚博物館

- 黒尾和久 1995 「縄文中期集落遺跡の基礎的検討（I）—時間軸の設定とその考え方について—」『論集宇津木台』第1集 宇津木台地区考古学研究会
- 黒尾和久・小林謙一・中山真治 1995 「多摩丘陵・武藏野台地を中心とした縄文時代中期の時期設定」『シンポジウム 縄文中期集落研究の新地平』 縄文中期集落研究グループ・宇津木台地区考古学研究会
- 櫛原功一 1999 「曾利式土器の編年私案」『山梨考古学論集IV』 山梨県考古学協会
- 佐野 隆 1997 「曾利式土器終末期の編年について—茅ヶ岳山麓における新出資料による編年案—」『八ヶ岳考古平成8年度年報』 北巨摩市町村文化財担当者会
- 末木 健 1981 「曾利式土器」『縄文文化の研究』4 雄山閣
- 末木 健 1988 「曾利式土器様式」『縄文土器大観』3 小学館
- 谷井 彪 他 1982 「縄文中期土器群の再編」『研究紀要』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 谷井 彪・細田 勝 1995 「関東の大木式・東北の加曾利E式土器」『日本考古学』第2号 日本考古学協会
- 谷井 彪・細田 勝 1997 「水窪遺跡の研究—加曾利E式土器の編年と曾利式の関係からみた地域性—」『研究紀要』第13号 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 戸田哲也 1998 「神奈川県における曾利V式期土器様相」『考古論叢 神奈河』第7集 神奈川県考古学会
- 宮崎朝雄 1999 「縄文時代中期後葉土器群の動態について—埼玉県行司免遺跡・古井戸遺跡・将監塚遺跡の比較分析から—」『縄文土器論集—縄文セミナー10周年記念論文集—』 六一書房
- 山形真理子 1996 「曾利式土器の研究（上）（下）—内的展開と外的交渉の歴史—」『東京大学文学部考古学研究室研究紀要』第14・15号 東京大学文学部考古学研究室
- 山本孝司 1992 「加曾利E3-4式と曾利V式について—神奈川県新戸遺跡出土資料を再検討して—」『古代』第94号 早稲田大学考古学会
- 米田明訓 1986 「中期後半土器の諸問題」『柳坪遺跡』
- 大泉村教育委員会 1989 『大和田・大和田第2遺跡』大泉村埋蔵文化財調査報告書7集
- 国立市教育委員会他 1994 『南養寺遺跡—VIII・IX—』 国立市文化財調査報告第35集
- 境川村教育委員会 1989 『一の沢・金山遺跡』境川村埋蔵文化財調査報告書第4輯
- 須玉町教育委員会 1986 『川又南遺跡』須玉町埋蔵文化財調査報告第3集
- 高根町教育委員会他 1996 『次郎構遺跡』
- 高根町教育委員会 1999 『下岡石遺跡』
- 都留市教育委員会 1987 『牛石遺跡』都留市埋蔵文化財調査報告書第11集
- 長坂町教育委員会 1997 『小屋敷遺跡』長坂町埋蔵文化財発掘調査報告書第13集
- 韮崎市教育委員会 1990 『北後田遺跡』
- 韮崎市教育委員会他 1992 『宮ノ前遺跡』
- 韮崎市教育委員会他 1996 『新田遺跡』
- 山梨県教育委員会 1986 『釈迦堂I』山梨県埋蔵文化財センター調査報告第17集
- 山梨県教育委員会 1987 『釈迦堂II』山梨県埋蔵文化財センター調査報告第21集
- 山梨県教育委員会 1987 『金の尾遺跡』山梨県埋蔵文化財センター調査報告第25集
- 山梨県教育委員会 1987 『釈迦堂III』山梨県埋蔵文化財センター調査報告第22集
- 山梨県教育委員会 1987 『郷蔵地遺跡』山梨県埋蔵文化財センター調査報告第31集
- 山梨県教育委員会 1996 『中谷遺跡』山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第116集
- 山梨県教育委員会 1997 『大月遺跡』山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第139集

III 発掘調査速報

1. 下馬城遺跡

所在地 芽崎市大草町下条中割4-1番地

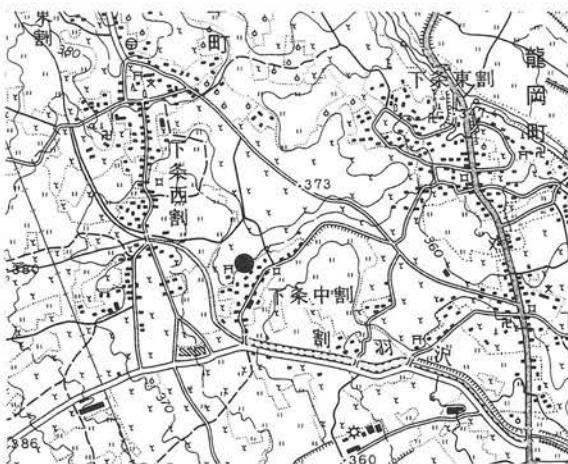
調査原因 個人住宅建設

調査期間 1999年10月29日

調査面積 9 m²

調査主体 芽崎市教育委員会

担当者 山下孝司



1 遺跡立地

下馬城遺跡は、釜無川右岸に広がる段丘上の台地に所在した。遺跡の立地は標高360m前後あり比較的平坦で、北東から北西にかけて舌状に張り出しており、台地の南側斜面には町屋の集落が形成され、西側は割羽沢が北から南に流れ、周辺は畠となっている。下馬城遺跡はこの台地上に展開するものと思われ、今回の調査はその南西端において実施された。

2 調査経緯

個人住宅建設にかかり、遺跡の有無確認調査を行ったところ、土器の出土が見られたので、地権者・住宅建設業者と芽崎市教育委員会で協議し、遺跡に影響ないように住宅は盛土を行い建設することとし、深く掘削する浄化槽部分の発掘調査を実施することとした。調査は平成11年（1999）10月29日に行った。

3 遺構と遺物

調査はローム層まで重機によって掘り下げ、鋤簾を使い遺構の確認作業を行った。東側隅において暗褐色土の落ち込みが確認されたので、調査区域の西側半分を深堀して遺構の検出につとめたが、断面土層の観察結果では住居等の遺構とするには至らず、落ち込みが埋まった後にピットが掘られていることが判明した。このピット上層からは2の土器片が出土している。調査区域内で発見された遺構は、ピットが6個。西側のものは、浅い穴で断面はお碗形を呈している。南東側には、2.5m離れて確認面からの深さ55cmのピットが2個確認された。柱穴のたぐいとも思われるが、詳細は不明。

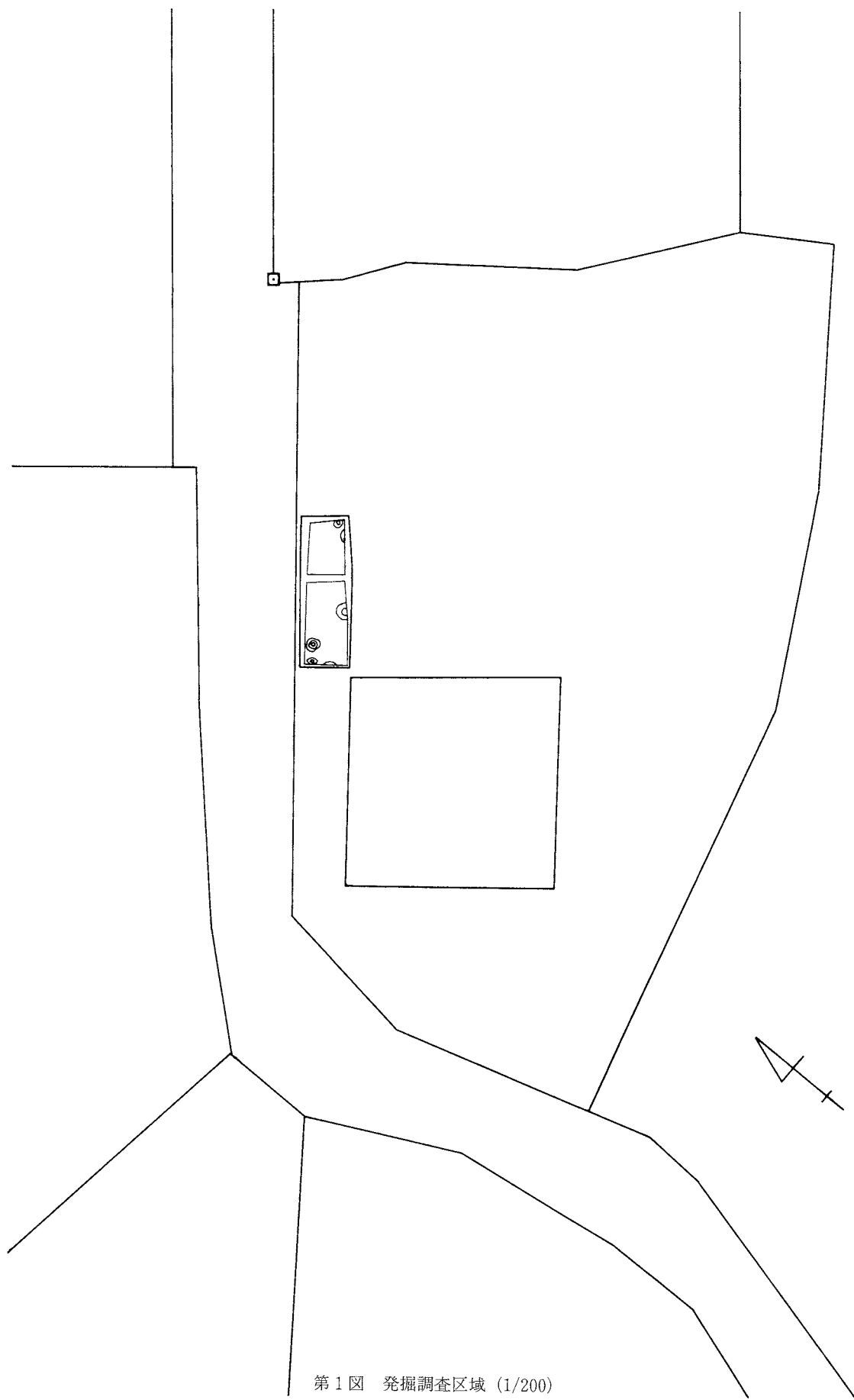
遺物は、遺構確認作業並びにピット内から出土している。いずれも縄文時代の土器（深鉢胴部）破片であり、数は少ない。特徴的なものを図化した。1と4は、単独で平・断面図をとったピットから出土。2は東隅のピットから出土。3は遺跡の有無確認作業において採集したものである。1は明褐色で、半截竹管のハラによる渦巻文と单節R L縄文が施されている。2は赤褐色で、半截竹管の外皮による地文に沈線文が施されている。3は黒褐色で櫛歯状工具による条線を地文とし、隆線による渦巻文が施されている。4は赤褐色で無節L縄文が施されている。

4 まとめ

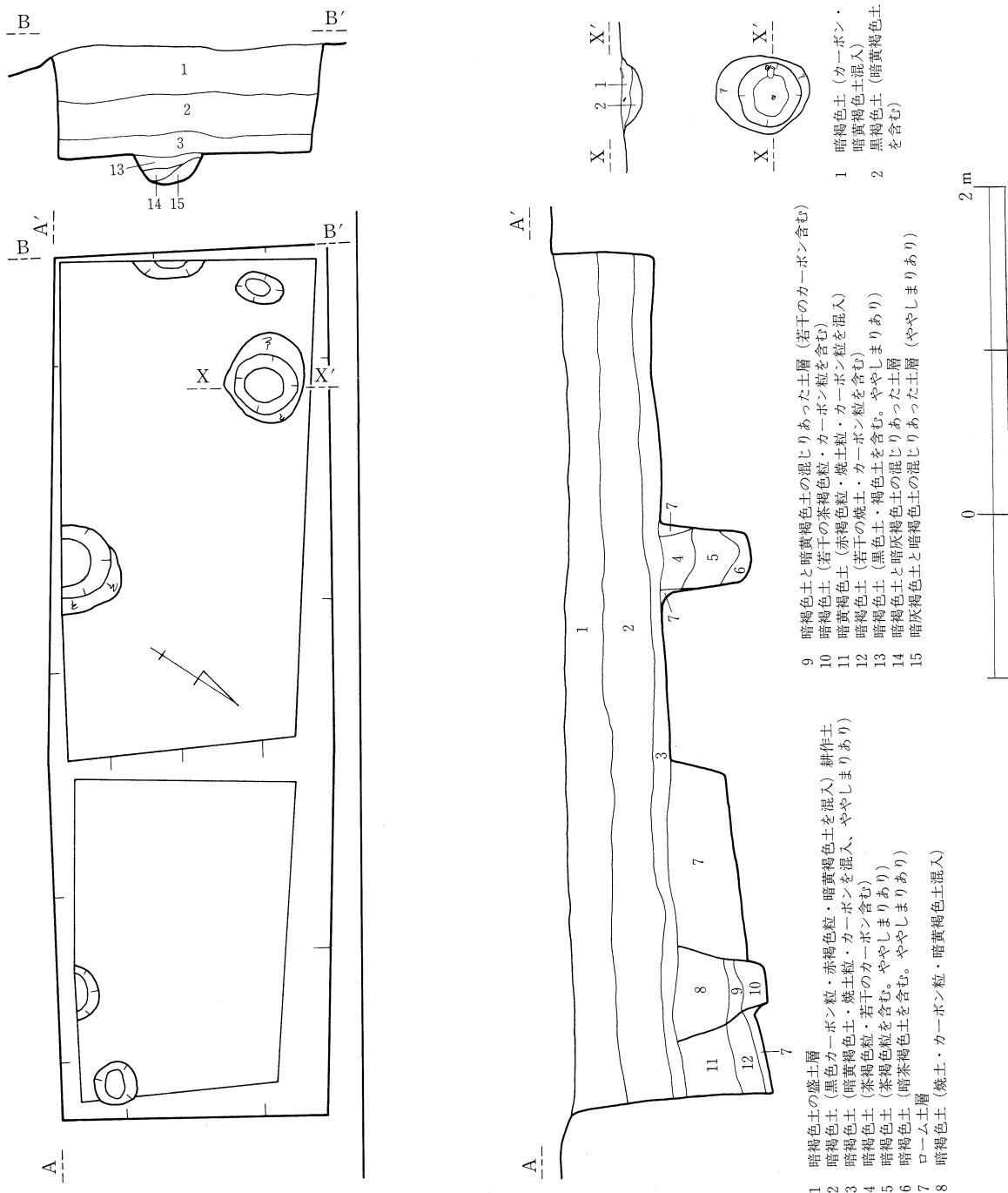
今回の調査は、狭小な範囲であったにもかかわらず、柱穴と思われるピットの検出や、土器片の出土など、当該地域の歴史を知るうえで重要な発見となり、本地域に縄文時代の遺跡が発見されたことは有意義であった。



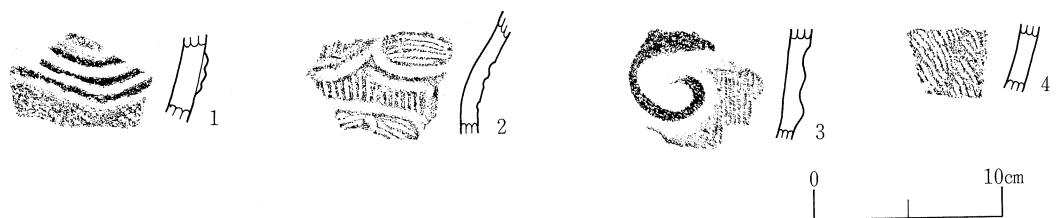
写真1 下馬城遺跡調査区域



第1図 発掘調査区域 (1/200)



第2図 遺構平・断面図 (1/40)



第3図 出土遺物 (1/4)

2. 石之坪遺跡

所在地 草崎市円野町上円井1543外
調査原因 円野地区圃場整備に伴う事前調査
調査期間 1999年4月23日～10月17日
調査面積 1,300m²
調査主体 草崎市教育委員会
担当者 関間俊明



石之坪遺跡は、山梨県草崎市円野町上円井に所在する遺跡である。平成8年度から遺跡の所在する舌状台地のほぼ全体（約20,000m²）の調査を行った。現在整理作業中であり、詳細については、来年度刊行予定の報告書に譲り、以下に今年度の調査で確認した遺構・遺物などについて写真で紹介する。

写真1は、縄文時代晚期の土坑である。やや大きめの礫と半完形の土器が出土した。晚期の土器片等は前年度にも出土していたが、遺構を確認したのは今回が初めてである。なお、写真1の土坑は椿円形のやや深い土坑であるが、円形の深い土坑も確認しており、その作り分けが何に起因するのか興味の持たれるところである。北巨摩の中でもこのような遺構の確認例は少なく、晚期の土坑形態などを知るうえで貴重な例である。また、晚期の遺物の広がりが台地上の一部に限られることが整理作業の中で見えてきた。晩期に居住活動を行った人々が、台地の中でどのような場所を選地していたかを知る手がかりとなろう。



写真1 晩期の土坑



写真2 土坑内遺物出土状況（アップ）

写真2は、縄文時代中期（井戸尻式）の住居内土坑から出土した土偶である。写真3は、土坑の底面付近から4個の石器と共に伴して出土したものである。顔面には、眼下部に細い沈線による涙状の文様、渦巻文や三叉文が施されている。沈線部には赤色顔料の痕跡が認められる。体部には、顔面部と同様に渦巻文や三叉文等が施され、沈線溝部に赤色顔料が認められる。頭部は空洞に作られ、腕部は粘土を棒状にして作られている。なお、欠損部を観察したが、土偶を故意に破損させたと断言できるような痕跡は認められなかった。井戸尻式期の土偶出土例は多いが、このようなイレズ



写真3 出土した土偶

ミを模したような文様を施文する例は少ない。また、遺構に埋設された土偶も稀である。食料貯蔵施設と考えられる土坑から出土し、食料加工工具と考えられる石器が土偶と共に伴しており、土偶の存在意義を考えていこうと貴重な在り方を示している。



出土した土偶 (S=1/4)



写真4 土偶・石器出土状況

写真5は、縄文時代中期（曾利式）の竪穴住居跡の発掘状況である。7月に行った見学会では、この竪穴住居跡を実際に使って、竪穴住居を復元した。写真6は、屋根や壁に葺くためのアシを刈って束ねているところである。予想以上に量が必要であり、15m²程度に生えていたアシのはほとんどを使う結果となった。それでも住居は隙間が多く、風雨をしのげる状況にはならなかった。縄文時代にどのように、住居一軒分の葺き材を手に入れていたか、また、世間一般で見られる復元住居のような萱葺きが、縄文時代において果たして一般的な住居として存在していたのかを考えさせられた。写真7と8は、実際に住居を組み立てているところである。時間等の関係で、実際の縄文時代の住居とは程遠いものとなってしまったが、見学者は過去を感じることができたようである。



写真5 復元に用いた住居跡



写真6 アシの刈り取り

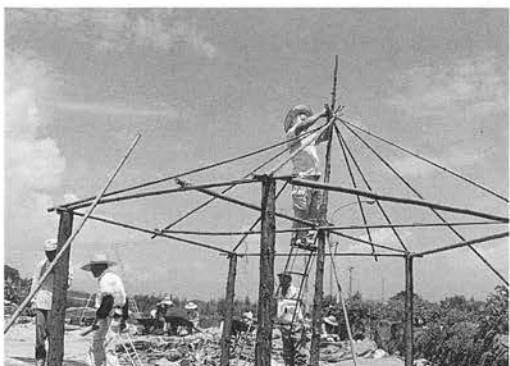


写真7 柱を組む



写真8 屋根・壁を葺く

3. 大門遺跡

所在地 茅崎市旭町上条中割地内
発見原因 小学生等による表採
現地確認日 1997年11月21日
調査主体 茅崎市教育委員会
担当者 関間俊明

遺跡概要

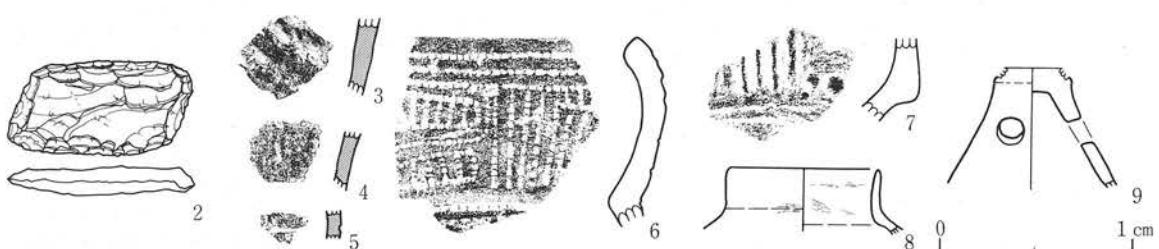
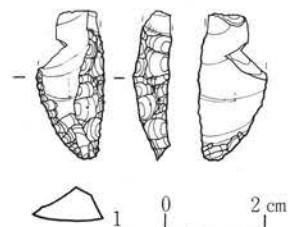
大門遺跡の発見は、平成9年10月下旬頃に、茅崎市に在住の春日ひろし君、秋山ともや君、春日ゆうじ君の3人の小学生が、縄文・弥生土器などを拾い、市教育委員会に届けてくれたことによる。また、平成11年2月にも、遺跡内の畠の持ち主である横森薰氏からも石器の届出を受けた。表採した遺物に興味を持って届けてくれた方々に感謝するとともに、茅崎市では珍しいナイフ形石器をはじめとする遺物等を紹介し、地域の歴史復元の一助としたい。

* 旧石器時代：黒曜石製のナイフ形石器を1点確認している。素材剥片のバルブを先端としている。先端部は欠けているが、バルブは除去されているようである。左側縁はやや急な角度の剝離調整を行い、右側縁から基部にかけては急な角度の調整を行っている。

該期の遺跡は茅崎市のみならず、北巨摩郡内でも極めて少なく、ナイフ形石器を使用する集団の動きを知るうえで貴重な資料である。

* 縄文時代：胎土に纖維を含む、前期前半の土器片（3～5）である。 旧石器時代の遺物（S=2/3）
この時期、北巨摩郡では遺跡数は少ない。釜無川水系では、多数の住居跡が確認され一集落を形成していた白州町上北田遺跡や固定式石皿が出土した茅崎市坂井遺跡天神前地区など、該期以降の遺跡数と比較して少ない。6は猪沢式である。1は粘板岩状のホルンフェルス製の横刃石器であり、中期の所産であろう。

* 弥生時代：7は壺の口縁部、8は埴、9は高坏の脚部である。



縄文～古墳時代の遺物（S=1/4）

新たに遺跡の存在を把握したことでも重要であるが、そのことよりも遺跡確認が地域の住民の方々からの届出によることは、我々文化財担当者にとって非常に心強いことである。

4. 黄梅院跡

所 在 地 双葉町竜地6287・6288

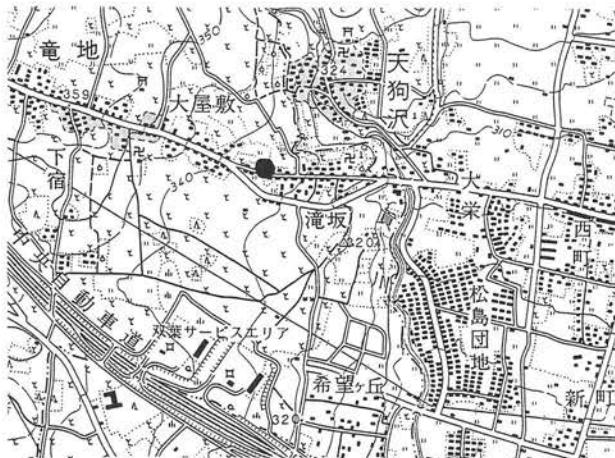
調査原因 文化財指定に先立つ確認調査

調査期間 1996年3月23・25日

調査面積 1,976m²

調査主体 双葉町教育委員会

担当者 高須秀樹



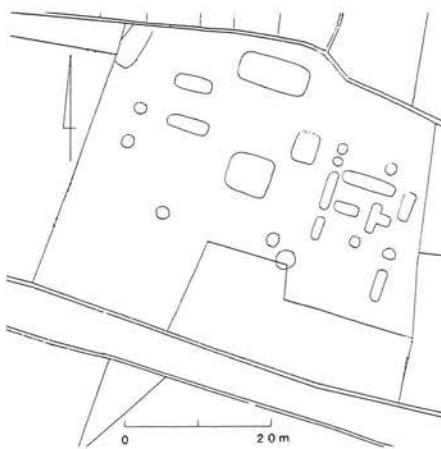
黄梅院尼は武田信玄の娘であるということから、県内をはじめ県外からの問い合わせも多く、町文化財審議会からも町の史跡に指定したいとの意見があり、資料の収集を目的として地中レーダーによる確認調査を実施した。黄梅院は甲府盆地を見下ろす登美台地上の滝坂にあったとされ、現在は3基の五輪塔をはじめ石造物が集められ、その周りは住宅や畠に囲まれている。これらの石像物は黄梅院と直接関係はなく、後にこの付近から集められたものである。

黄梅院尼は武田信玄の長女として天文12年（1543）に生まれ、同23年（1554）に小田原の北条氏康の嫡男氏政に嫁いだ。しかし今川義元の死後、永禄11年（1568）に武田氏・北条市・今川氏の同盟関係が破れると離別させられ、甲府に戻り出家し黄梅院と号したが、半年後の同12年（1569）6月に亡くなった。その前後に甲府大泉寺の末寺として黄梅院が建立されたと思われるが、黄梅院尼の隠居寺としてなのか、菩提寺として建立されたのかは不明である。その後、明治の廃仏毀釈によって廃寺となった。

地元の人の話によると、廃寺後の境内は畠や宅地となり、付近から石造物が集められていた。また現在五輪塔が建てられている部分は小高くなっているが、これは隣に防火用水を掘ったときに、その土を盛ったもので、太平洋戦争当時はこの土盛りの下に防空壕を掘ったという。3基の五輪塔は大きさや石材が異なるものが積まれており、「黄梅院跡」としての体裁が整えられてしまった。さらに近くの龍藏院にある「子安地蔵」は、黄梅院の本尊であったという。

黄梅院について『甲斐国誌』には「曹洞宗府中大泉寺ノ末、本尊ハ勝軍地蔵。古ハ地蔵原ニアリ。校者曰く当院ハ武田信玄ノ息女黄梅院尼（北条氏政室）ノ牌所ナリ」とあるのみで、その他の考古学的・歴史的根拠が乏しく伝承ばかりが先行し、場所についても疑問視され、文化財に指定されるまでには至っていなかった。

明治20年代に作成された分間図には、この場所と隣接する果樹畠は墓地と記されていることから、文化財審議会から文化財に指定したいとの意向があり、詳細な調査を実施することになった。しかし現在は果樹畠のため発掘調査が困難であることから、地中レーダーによる調査を実施した。この結果、建造物の基礎は確認されなかつたが、約2m間隔で墓壙と思われるものが確認された。これは分間図と一致したことから、この辺りにあった寺であり、廃寺となった黄梅院の跡という可能性が高くなつた。



地中レーダー反応箇所

5. 寺前遺跡

所 在 地 明野村上神取字寺前

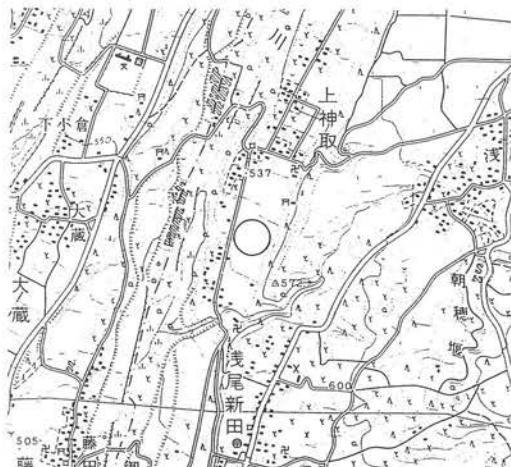
調査原因 県営ほ場整備事業

調査期間 1999年4月8日～2000年9月下旬（予定）

調査面積 73,000m²

調査主体 明野村教育委員会

担当者 佐野隆・秋山圭子・大山祐喜・川道亨・
高田賢治・内藤かおり



寺前遺跡は、塩川左岸の河岸段丘上、標高535mに位置する。河岸段丘西端は断崖となって塩川に接する。明野村と須玉町の境界となっている鰐沢（うなぎざわ）川から湯沢川までの河岸段丘上には、縄文時代中期後半の集落跡である諏訪原遺跡、戦国時代の屋代氏居館跡などの遺跡が分布し、寺前遺跡でも縄文時代から中近世までの遺構、遺物が検出されている。遺跡の北東、上面河岸段丘との境には、戦国時代武田氏に仕えた武将屋代氏の菩提寺「勝永寺」、屋代氏が再興した諏訪神社がある。寺前遺跡の中央には天神川が流れ、塩川に注いでいる。現在は農業用水路となっているが、自然河川で湯沢川の支流であったと思われる。

縄文時代前期初頭では住居跡2軒が調査され、なお複数軒が確認されている。4m×5mの楕円形の住居跡で、中央よりやや端よりに地床炉を有する。柱穴らしいピットが壁際に8基ほど検出されている。住居覆土からは、木島式土器、縄文地文、無文の土器片のほか、磨石などの石器が出土している。

前期後半の集落跡は、平成12年度に調査が予定されている。遺構確認時点では、諸磯b式、諸磯c式土器が出土している。平成11年度に調査されたA7区P1号住居は、径5mの円形で、地床炉を有する。建替・拡張がなされ床面2枚が検出され、3組の柱穴と思われるピット群が確認されている。

中期前半では、住居跡3軒と土坑が検出されている。5m径の円形、埋甕炉を有する住居で、覆土中より洛沢式土器が出土している。大小の石皿2個を埋納した土坑、有孔土器を埋納した土坑も検出されている。

中期後半曾利式期では、多数の住居跡が重複しながらドーナツ状に並ぶ環状集落が確認され、平成12年度に調査が予定されている。遺構確認時の出土遺物はおおむね曾利II式から曾利V式前半であり、環状集落の存続期間をほぼ示すものと思われる。環状集落の南東隅にはおびただしい数の土器片が集積した「土器捨て場」がある。また、環状集落南部では、曾利IV式期の屋外埋設土器がまとまって検出されている。遺跡北端の調査区では、曾利V式後半の住居跡3軒と土坑群が検出されている。

後期前半では、堀ノ内1式期と堀ノ内2式期の敷石住居跡2軒が検出されている。2軒の住居は部分的に敷石が施された柄鏡形敷石住居で、ほとんど同一地点で重複している。堀ノ内2式期の住居炉の埋設土器には石棒片が置かれていた。両住居ともに入り口部埋甕は検出されていない。

平安時代では、住居跡40軒ほどが確認されている。おおむね9世紀中頃から12世紀頃までに位置づけられると思われ、住居軒数は9世紀後半から10世紀にかけてがもっとも多い。「か帶」1点、耳皿1点、緑釉陶器の出土が注目される。住居は10世紀を境に時期が下るにつれて大型化し、カマド構造の変化もみられる。

中世では、竪穴状遺構、土坑群、井戸、掘立柱建物跡多数が検出されている。青白磁の梅瓶（めいびん）を含む、13世紀から15世紀に生産された青磁、青白磁がまとめて出土する地点もある。調査区北端では、配石墓と思われる遺構2基、鉄鎌、刀の貴金属が出土した土坑、ピットが検出されている。



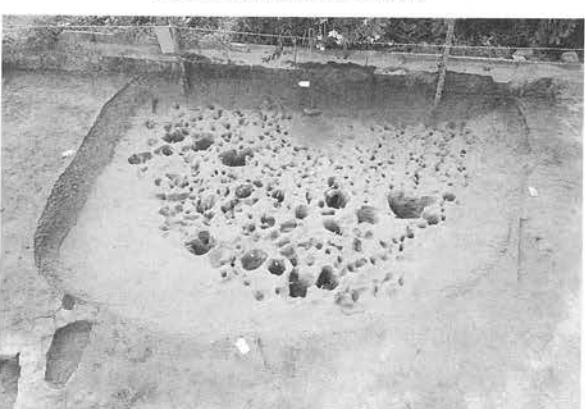
寺前遺跡（西方より）



縄文時代前期初頭の住居跡



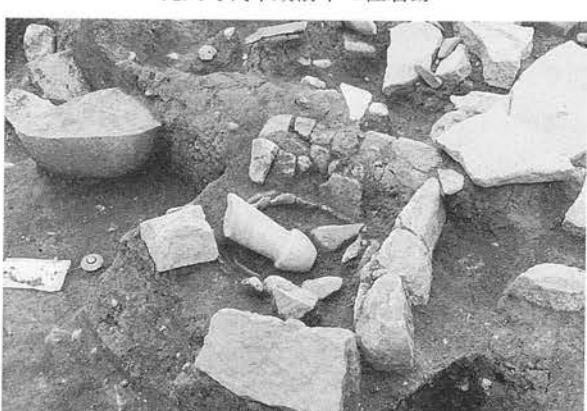
縄文時代前期後半の住居跡



縄文時代中期前半の住居跡



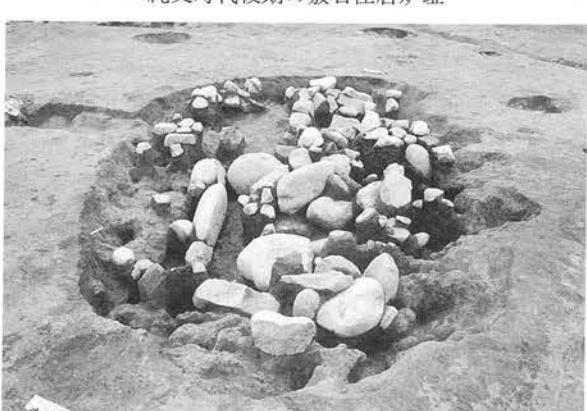
縄文時代中期後半の住居跡



縄文時代後期の敷石住居炉址



平安時代の住居跡



中世の配石墓と思われる遺構